

昭和二十五年総理府令第十三号

公職選挙法施行規則

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百七十二条第一項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百四十六条の規定に基き、公職選挙法施行規則を次のように定める。

目次

- 第一章 選挙人名簿等の様式（第一条—第十五条）
- 第二章 期日前投票及び不在者投票（第十五条の二—第十七条の二の三）
- 第二章の二 供託（第十七条の三・第十七条の二の二）
- 第三章 選挙運動（第十七条の四—第二十一条の三）
- 第四章 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附（第二十二条—第二十九条の二）
- 第四章の二 推薦団体の選挙運動の特例（第二十九条の三—第二十九条の五）
- 第五章 政党その他の政治団体等の選挙における政治活動（第三十条—第三十一条の三）
- 第六章 條則（第三十二条—第三十四条）

附則

第一章 選挙人名簿等の様式

（選挙人名簿の様式等）

- 第一条** 選挙人名簿（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製するものを除く。）は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。
- 2 法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿は、当該選挙人名簿に記録されている事項を記載した書類を別記第一号様式に準じて調製できるものでなければならない。
- 3 磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿に記録されている全部の事項を記載した書類及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号。以下「令」という。）第十九条第一項に規定する選挙人名簿記載書類は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。
- 4 選挙人名簿の抄本及び磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿に記録されている一部の事項を記載した書類は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。

第二条 削除

（選挙人名簿登録証明書の交付の申請等）

- 第三条** 令第十八条第一項の規定による選挙人名簿登録証明書の交付の申請は、船員手帳若しくは船員であることを証する書面又は法第四十九条第七項に規定する船員手帳に準ずる文書を添えて、文書でしなければならない。

- 2 前項の申請の文書は、別記第四号様式に準じて作成しなければならない。

- 3 令第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書は、別記第四号様式の二に準じて調製しなければならない。

（登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧の申出）

第三条の二 法第二十一条の二第二項第五号に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために閲覧の申出をする場合 申出に係る選挙人の氏名、住所その他の当該選挙人を特定するに足りる事項

- 二 公職の候補者となるうとする者（公職にある者を含む。）である申出者（選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする者をいう。以下同じ。）が政治活動（選挙運動を含む。次号及び次項第二号口において同じ。）を行うために閲覧の申出をする場合 おいて同じ。）を行なうために閲覧の申出をする場合 次に掲げる事項

- イ 申出に係る選挙人の範囲
ロ 当該申出者が候補者となるうとする公職の種類

- ハ 当該申出者が公職にある者である場合にあつては、当該公職の種類

- ニ 閲覧者が当該申出者が指定する者である場合にあつては、その旨

- 三 政党その他の政治団体である申出者が政治活動を行うために閲覧の申出をする場合 次に掲げる事項

- イ 申出に係る選挙人の範囲
ロ 閲覧者が当該申出者の役職員又は構成員（法第二十一条の二第九項において同条第一項を読み替えて適用する場合にあつては、同条第十項に規定する承認法人閲覧事項取扱者を含む。）である場合にあつては、同条第十項に規定する承認法人閲覧事項取扱者を含む。）

- 2 法第二十一条の二第一項（同条第九項において読み替えて適用される場合を含む。第三条の五において同じ。）の規定による選挙人名簿の抄本の閲覧の申出は、次の各号に掲げる書類を添えて、法第二十八条の二第二項第一号から第四号までに掲げる事項及び前項各号に定める事項（次項において「明らかにすべき事項」という。）を記載した文書でしなければならない。ただし、衆議院議員若しくは参議院議員又は当該市町村の議会の議員若しくは長若しくは当該市町村を包括する都道府県の議会の議員若しくは長の職にある者が所属している政党その他の政治団体が申出者である場合においては、第二号口に掲げる書類の添付を省略することができる。

- 一 前項第二号に掲げる場合（申出者が公職にある者である場合を除く。）にあつては、当該申出者が公職の候補者となるうとする者であることを示す資料
- 二 前項第三号に掲げる場合にあつては、次に掲げる書類

イ 当該申出者に係る政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出書の写し
ロ 当該申出者の政治活動の実績を示す資料

前項の規定によるほか、申出者は、市町村の選挙管理委員会から明らかにすべき事項を確認するために資料の提出を求められたときは、必要な資料を提出しなければならない。

4 3
一 国又は地方公共団体が交付した書類であつて、当該閲覧者の写真をはり付けてあるもの

二 閲覧者が本人であることを確認するため、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便により当該閲覧者に対して文書で照会したその回答書及び市町村の選挙管理委員会が適当と認める書類

5 法第二十八条の二第二項ただし書に規定する総務省令で定める場合は、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行う場合とする。

6 法第二十八条の二第七項第五号に規定する総務省令で定める事項は、同条第九項において読み替えて適用される同条第一項の規定により同条第十項に規定する承認法人閲覧事項取扱者を閲覧者とする場合において、当該閲覧者が同条第八項に規定する承認法人の役職員又は構成員であつて、当該承認法人が指定する者である旨とする。

7 第二項の文書は、別記第四号様式の二の二に準じて作成しなければならない。

（政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧の申出）

第三条の三 法第二十八条の三第二項第六号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申出に係る選挙人の範囲

二 調査研究の責任者の氏名及び住所（申出者が国又は地方公共団体（以下この条において「国等」という。）の機関である場合にあつては当該責任者の職名及び氏名、申出者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び次条において同じ。）である場合にあつては当該責任者の役職名及び氏名）

三 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 申出者が国等の機関である場合、閲覧者が、当該国等の機関の職員であつて、当該国等の機関が指定するものである旨
ロ 申出者が法人である場合、閲覧者が、当該法人の役職員又は構成員（他の法人と共同して申出をする場合にあつては、当該他の法人の役職員又は構成員を含む。）であつて、当該法人が指定するものである旨

ハ 申出者が個人であつて、閲覧者を指定する場合、閲覧者が当該個人が指定する者である旨

四 委託を受けて調査研究を行う場合にあつては、委託者の氏名及び住所（委託者が国等である場合にあつてはその名称、委託者が法人である場合にあつてはその名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地）

2 法第二十八条の三第一項の規定による選挙人名簿の抄本の閲覧の申出は、調査研究の概要及び実施体制を示す資料を添えて、同条第二項第一号から第五号まで及び前項各号に掲げる事項（次項において「明らかにすべき事項」という。）を記載した文書でなければならない。

3 前項の規定によるほか、申出者は、市町村の選挙管理委員会から明らかにすべき事項を確認するために資料の提出を求められたときは、必要な資料を提出しなければならない。

4 閲覧者が選挙人名簿の抄本を開覧するに当たつては、前条第四項各号に掲げるいずれかの書類（申出者が国等の機関である場合にあつては、当該閲覧者が当該国等の職員であることを証明する書類）を提示しなければならない。

5 第二項の文書は、別記第四号様式の二の三に準じて作成しなければならない。

（選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表）

第三条の四 法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める閲覧は、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためにしたたた閲覧とする。

2 法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 閲覧の年月日

二 閲覧に係る選挙人の範囲

三 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地
(投票用紙の様式)

（引き続き同一都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書の様式）
（選挙人名簿が磁気ディスクをもつて調製されている場合に閲覧させる事項）
第三条の五 法第二十八条の二第一項又は第二十八条の三第一項の規定により選挙人名簿に記録されている一部の事項を開覧させる場合における閲覧させる事項は、別記第二号様式に記載すべき事項とする。

第四条 令第三十四条の二第一項の証明書は、別記第四号様式の三に準じて作成しなければならない。
(投票用紙の様式)

第五条 衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙は、別記第五号様式に準じて調製しなければならない。

2 令第五十一条の規定による請求に基づいて交付する投票用紙は、別記第六号様式に準じて調製しなければならない。

(投票箱)

第六条 投票箱は、別記第七号様式に準じて調製しなければならない。

(点字投票である旨の表示)

第七条 令第三十九条第二項、第五十三条第三項、第五十四条第二項又は第五十九条の五の四第八項の規定による点字投票である旨の表示は、別記第八号様式に準じるものでなければならない。
 2 前項の表示は、投票用紙の表面（片面印刷の方法により投票用紙を調製する場合においては、印刷されている面）にしなければならない。
 （仮投票用封筒の様式）

第八条 法第五十条第四項及び第五項並びに令第四十一条第四項の規定による投票用封筒は、別記第九号様式に準じて調製しなければならない。
 （令第五十条第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）
 （期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書の様式）

第八条の一 令第五十条第四項及び第五十二条第二項において準用する第五十条第四項の規定による請求書の様式は、別記第九号様式の二に準じて作成しなければならない。

第九条 令第四十九条の八又は第五十二条の規定による宣誓書は、別記第十号様式に準じて作成しなければならない。

(投票用封筒への記載)

第九条の二 市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第五十三条第一項の規定により、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求した在外選挙人名簿に登録されている選挙人（当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので令第六十五条の二に規定する者を除く。）に投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は発送しようとする場合においては、投票用封筒の表面に当該選挙人の氏名を記載しなければならない。

(投票用封筒並びに不在者投票証明書及び証明書用封筒の様式)

第十条 令第五十三条第一項及び第五十四条第一項の規定による投票用封筒並びに第五十三条第二項の規定による不在者投票証明書及びこれを入れるべき封筒は、それぞれ別記第十一号から第十三号までの様式に準じて調製しなければならない。

第十条の二 削除

(郵便等投票証明書の交付申請書の様式等)

第十条の三 令第五十九条の三第一項の規定による郵便等投票証明書の交付申請書は、別記第十三号様式の四に準じて作成しなければならない。

2 令第五十九条の三第一項の規定による申請を令第五十九条の三の二第二項の規定による申請と併せて行う場合の郵便等投票証明書の交付申請書は、前項の規定にかかわらず、別記第十三号様式の四の二に準じて作成しなければならない。

3 令第五十九条の三第四項の規定による郵便等投票証明書は、別記第十三号様式の五に準じて調製しなければならない。

4 郵便等投票証明書の有効期間は、交付の日から七年とする。ただし、令第五十九条の二第三号に規定する者の郵便等投票証明書の有効期間は、交付の日から同号の被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日までの期間とする。

(法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載に係る申請書等の様式)

第十条の三の二 令第五十九条の三の二第二項の規定による申請書は、別記第十三号様式の五の二に準じて作成しなければならない。

2 令第五十九条の三の二第五項の規定による届出書は、別記第十三号様式の五の三に準じて作成しなければならない。
 （郵便等による不在者投票における代理人記載人となるべき者の届出書の様式等）

第十条の三の三 令第五十九条の三の三第一項の規定による同意書及び宣誓書は、別記第十三号様式の五の四に準じて作成しなければならない。

2 令第五十九条の三の三第二項の規定による同意書及び宣誓書は、別記第十三号様式の五の五に準じて作成しなければならない。
 3 代理記載人（法第四十九条第三項の規定により投票に関する記載をする者をいう。以下同じ。）となるべき者として郵便等投票証明書に記載されている者は、当該代理記載人となるべき者を届け出た選挙人及び当該届出を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に文書で通知することにより、代理記載人となるべき者たることを辞することができる。
 （郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）

第十条の四 令第五十九条の四第一項の規定による請求書は、別記第十三号様式の六に準じて作成しなければならない。
 （郵便等による不在者投票における投票用封筒の様式）

第十条の五 令第五十九条の四第四項の規定による投票用封筒は、別記第十三号様式の七に準じて調製しなければならない。

(特定国外派遣組織を指定する事項による投票用封筒)

第十条の五の一 令第五十九条の五の三第二項に規定する総務省令で定める事項は、同条第一項に規定する組織に属する選挙人の概数及び当該組織の派遣される地域とする。
 （特定国外派遣組織の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）

第十条の五の二 令第五十九条の五の四第五項の規定による請求書は、別記第十三号様式の七の二に準じて作成しなければならない。
 （特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用封筒の様式）

第十条の五の三 令第五十九条の五の四第七項の規定による投票用封筒は、別記第十三号様式の七の三に準じて調製しなければならない。
 （指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式等）

第十条の六 令第五十九条の六第二項の規定による請求書の様式は、別記第十三号様式の八に準じて作成しなければならない。

2 令第五十九条の六の三第一項の規定による請求書の様式は、別記第十三号様式の八の二に準じて作成しなければならない。

- 3 前二項の請求書には、次の各号に掲げる令第五十九条の六第二項の規定による申出又は令第五十九条の六の三第一項の規定による請求をする船員が乗船する船舶の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、第十七条の二第一項第五号に定める船舶にあつては、この限りでない。
- 4 法第四十九条第七項に規定する指定船舶 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一項に規定する船舶検査証書又は漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十六条第一項に規定する許可証の写し
- 二 第十七条の二第二項に定める船舶 船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令（昭和二十六年運輸省令第五十四号）第三条第一項に規定する使用船舶明細報告書の写し又はこれに準ずるもの
- 4 令第五十九条の六の三第二項に規定する総務省令で定める書面は、同条第一項の規定による請求をする船員が乗船することが見込まれる令第五十五条第六項に規定する指定船舶等の当該請求の時ににおける船員法（昭和二十二年法律第百号）第十八条第一項第二号に規定する海員名簿の写しその他の当該指定船舶等に乗る日本国民たる船員の数が二人以下であると見込まれることを証する書面とする。
- （指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の様式等）
- 第十条の七** 令第五十九条の六第二項又は第五十九条の六の三第一項の規定による請求に基づいて交付する投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒は、それぞれ別記第十三号様式の九及び第十三号様式の十に準じて調製しなければならない。
- 2 令第五十九条の六の三第三項に規定する確認書（次条第一項において「確認書」という。）は、別記第十三号様式の九の一に準じて調製しなければならない。
- 第十条の七の二** 法第四十九条第七項に規定する総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第五十九条の六の三第六項の規定により送信された確認書を受信したときは、当該確認書を受信した用紙の余白に、当該確認書を受信した日時を印字しなければならない。
- 2 令第五十九条の六の三第六項に規定する総務省令で定める方法は、電話その他の方法とする。
- （指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の様式）
- 第十条の八** 令第五十九条の六第四項の規定による投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れる保管箱及び保管用封筒は、それぞれ別記第十三号様式の十一及び第十三号様式（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票用封筒の様式）
- 2 令第五十九条の六第十四項又は第五十九条の六の三第九項の規定による投票用封筒は、別記第十三号様式の十二に準じて調製しなければならない。
- （南極選挙人証の交付の申請等）
- 第十条の九** 令第五十九条の六第九項又は第五十九条の六の三第七項（令第五十九条の六の四第二項において読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）の規定により送信された投票の受信に用いるべき用紙は、別記第十三号様式の十三に準じて調製しなければならない。
- 2 法第四十九条第七項に規定する総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第五十九条の六第九項又は第五十九条の六の三第七項の規定により送信された投票を受信したときは、当該投票を受信した前項の受信に用いるべき用紙の投票送信用紙の必要事項記載部分を受信すべき部分の余白に、当該投票を受信した日時を印字しなければならない。
- （指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票用封筒の様式）
- 第十条の十** 令第五十九条の六第十四項又は第五十九条の六の三第九項の規定による投票用封筒は、別記第十三号様式の十四に準じて調製しなければならない。
- （南極選挙人証の交付の申請等）
- 第十条の十一** 令第五十九条の七第一項の規定による南極選挙人証の交付の申請は、当該選挙人が法第四十九条第九項に規定する南極地域調査組織に属する選挙人（南極地域調査組織に同行する選挙人で当該南極地域調査組織の長の管理の下に南極地域における活動を行うものを含む。）であることを証する書面（当該南極地域調査組織の南極調査期間（令第五十九条の八第一項に規定する南極調査期間をいう。以下同じ。）の記載があるものに限る。）を添えて、文書でしなければならない。
- 2 前項の文書は、別記第十三号様式の十五に準じて作成しなければならない。
- 3 2 令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証は、別記第十三号様式の十六に準じて調製しなければならない。
- 4 2 南極選挙人証の有効期間は、交付の日から第一項の書面に記載された当該南極地域調査組織の南極調査期間の満了の日までとする。
- （南極調査員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式）
- 第十条の十二** 令第五十九条の八第二項の規定による請求書の様式は、別記第十三号様式の十七に準じて作成しなければならない。
- （南極調査員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の様式）
- 第十条の十三** 令第五十九条の八第二項の規定による請求に基づいて交付する投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒は、それぞれ別記第十三号様式の十九に準じて調製しなければならない。
- （南極調査員の不在者投票における投票送信用紙の様式等）
- 第十条の十五** 令第五十九条の八第三項において準用する令第五十九条の六第九項の規定により送信された投票の受信に用いるべき用紙は、別記第十三号様式の二十二に準じて調製しなければならない。
- 2 法第四十九条第九項に規定する総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第五十九条の八第三項において準用する令第五十九条の六第九項の規定により送信された投票を受信したときは、前項の受信に用いるべき用紙の投票送信用紙の必要事項記載部分を受信すべき部分の余白に、当該投票を受信した日時を印字しなければならない。

- 3 法第八十六条の二第十項前段及び衆議院比例代表選出議員の選舉に係る法第九十八条第三項後段（法第一百十二条第七項において準用する場合を含む。）の文書は別記第十七号様式の十二に準じて、法第八十六条の二第十項後段（法第九十八条第四項（法第一百十二条第七項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の取下げの事由を証する文書は別記第十七号様式の十三に準じて作成しなければならない。
- （衆議院比例代表選出議員の選舉における通称認定申請書等の様式）
- 第十二条の四** 令第八十八条の三第七項の通称認定申請書は、別記第十七号様式の十四に準じて作成しなければならない。
- 2 令第八十八条の三第八項の認定書は、別記第十七号様式の十五に準じて調製しなければならない。
- （参議院比例代表選出議員の選舉における参議院名簿等の様式）
- 第十二条の五** 法第八十六条の三第一項に規定する参議院名簿及び当該参議院名簿の添付文書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式に準じて作成しなければならない。
- 1 法第八十六条の三第一項に規定する参議院名簿 別記第十八号様式
- 2 法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第二項第一号の文書 別記第十八号様式の一
- 3 法第八十六条の三第三項第一号に規定する第一号要件文書並びに同号の承諾書及び宣誓書 别記第十八号様式の三
- 4 法第八十六条の三第三項第二号の文書 别記第十八号様式の四
- 5 法第八十六条の三第三項第三号の文書 别記第十八号様式の五
- 6 法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第二項第四号の宣誓書 别記第十八号様式の六
- 7 法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第二項第五号の同意書 别記第十八号様式の七
- 8 法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第二項第五号の宣誓書 别記第十八号様式の八
- 9 法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第二項第六号の参議院名簿登載者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書 别記第十八号様式の九
- 10 法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第二項の規定により同条第一項の規定の例により参議院名簿登載者の補充の届出をする場合における参議院名簿登載者の補充届出書 别記第十八号様式の十
- 2 法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第七項後段及び参議院比例代表選出議員の選舉に係る法第九十八条第三項前段（法第一百十二条第七項において準用する場合を含む。）の文書並びに法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第八項（法第九十八条第四項（法第一百十二条第七項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の除名の手続を記載した文書及び宣誓書並びにその他の事由を証する文書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式に準じて作成しなければならない。
- 1 法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第七項後段及び参議院比例代表選出議員の選舉に係る法第九十八条第三項前段（法第一百十二条第七項において準用する場合を含む。）の文書 别記第十八号様式の十一
- 2 法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第八項（法第一百十二条第七項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の除名の手続を記載した文書及び宣誓書 别記第十八号様式の十二
- 3 法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第八項のその他の事由を証する文書 别記第十八号様式の十三
- 3 法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第八項の認定書は、別記第十八号様式の三
- 3 法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第十項前段及び参議院比例代表選出議員の選舉に係る法第九十八条第三項後段（法第一百十二条第七項において準用する場合を含む。）の文書は別記第十八号様式の十四に準じて、法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第十項後段（法第一百十二条第七項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の取下げの事由を証する文書は別記第十八号様式の十五に準じて作成しなければならない。
- （参議院比例代表選出議員の選舉における通称認定申請書等の様式）
- 第十二条の六** 令第八十八条の五第七項において準用する令第八十八条の三第七項の通称認定申請書は、別記第十八号様式の十六に準じて作成しなければならない。
- 2 令第八十八条の五第七項において準用する令第八十八条の三第八項の認定書は、別記第十八号様式の十七に準じて調製しなければならない。
- （衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選舉以外の選舉における候補者の届出書等の様式）
- 第十二条の七** 法第八十六条の四第一項又は第二項の文書及び当該文書の添付文書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式に準じて作成しなければならない。
- 1 法第八十六条の四第一項の文書 别記第十九号様式
- 2 法第八十六条の四第二項の文書 别記第十九号様式の二
- 3 法第八十六条の四第三項の宣誓書 别記第十九号様式の三
- 4 法第八十六条の四第四項の証明書 别記第十九号様式の四
- 5 法第八十六条の四第四項の承諾書 别記第十六号様式の十二
- 2 令第八十九条第二項第二号の証明書は、別記第十六号様式の十三に準じて調製しなければならない。
- 3 法第八十六条の四第十項の規定により候補者たることを辞する旨の届出に係る令第八十九条第七項の文書は、別記第十六号様式の十七に準じて作成しなければならない。
- （衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選舉以外の選舉における通称認定申請書等の様式）
- 第十二条の八** 令第八十九条第五項において準用する令第八十八条第十項の認定書は、別記第十九号様式の五に準じて作成しなければならない。
- 2 令第八十九条第五項において準用する令第八十八条第十項の認定書は、別記第十九号様式の六に準じて調製しなければならない。
- （候補者の選定手続の届出書等の様式）
- 第十二条の九** 法第八十六条の五第一項の文書及び当該文書の添付文書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式に準じて作成しなければならない。

- 二 法第八十六条の五第一項の文書 別記第二十号様式の二
二 令第八十九条の二第一項第一号に規定する第一号要件文書並びに同号の承諾書及び宣誓書 別記第二十号様式の二
三 令第八十九条の二第一項第二号の文書 別記第十六号様式の三
一 法第八十六条の六第一項の文書 別記第二十一号様式の三
二 法第八十六条の六第一項又は第二項の文書 別記第二十一号様式
（参議院比例代表選出議員の選舉における政党その他の政治団体の名称の届出書等の様式）
三 令第八十九条の三第一項第一号に規定する第一号要件文書並びに同号の承諾書及び宣誓書 別記第二十一号様式の二
四 法第八十六条の六第八項の文書は、別記第二十一号様式の三に準じて作成しなければならない。
法第八十六条の六第九項の文書は、別記第二十一号様式の四に準じて作成しなければならない。
（当選証書の様式）
二 法第八十九条の三第一項第二号の文書 別記第十七号様式の四
一 法第八十六条の七第一項の文書 別記第二十二号様式
二 令第八十九条の四第一項第一号に規定する第一号要件文書並びに同号の承諾書及び宣誓書 別記第二十二号様式の二
三 令第八十九条の四第一項第二号の文書 別記第十八号様式の四
法第八十六条の七第五項の文書は、別記第二十二号様式の三に準じて作成しなければならない。
（届出の受理等の年月等の記載）
二 法第八十六条の七第一項の文書 別記第二十二号様式の二
一 法第八十六条の七第一項第一号に規定する第一号要件文書並びに同号の承諾書及び宣誓書 別記第二十二号様式の二
三 令第八十九条の四第一項第二号の文書 別記第十八号様式の四
法第八十六条の七第五項の文書は、別記第二十二号様式の三に準じて作成しなければならない。
（届出の受理等の年月等の記載）
第十三条 法第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項の規定による候補者届出政党に所属する者でなくなつた旨の届出、同条第九項の規定による候補者届出政党に所属する者でなくなつた旨の届出、同条第十一項の規定による候補者の届出、同条第十二項の規定による候補者たることを辞する旨の届出若しくは衆議院小選挙区選出議員の選舉の候補者に係る令第九十二条の規定による届出を受理したとき又は法第八十六条第九項の規定により同条第一項から第三項まで若しくは第八項の規定による届出を却下したときは、選挙長は、直ちにその受理又は却下の年月及び日時をその届出に係る文書の余白に記載しなければならない。法第九十八条第二項（法第一百十二条第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理したときも、また同様とする。
二 法第八十六条の二第一項の規定による衆議院名簿の届出、同条第七項の規定による衆議院名簿届出政党等に所属する者でなくなつた旨の届出、同条第九項の規定による同条第一項の規定の例による衆議院名簿登載者の補充の届出、同条第十項の規定による衆議院名簿の取下げの届出若しくは衆議院名簿登載者に係る令第九十二条の規定による届出を受理したとき、法第八十六条の二第七項の規定による衆議院名簿登載者の補充の届出、同条第十項の規定による衆議院名簿の取下げの届出若しくは衆議院名簿登載者に係る令第九十二条の規定による届出を却下したとき又は同条第一項の規定による届出を却下したときも、また同様とする。
三 法第八十六条の三第一項の規定による衆議院名簿の届出若しくは衆議院名簿登載者に係る令第九十二条の規定による届出を却下したときは、選挙長は、直ちにその受理、抹消又は却下の年月及び日時を衆議院名簿その他の届出に係る文書の余白に記載しなければならない。衆議院比例代表選出議員の選挙に係る法第九十八条第三項（法第一百十二条第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理したときも、また同様とする。
四 法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第七項の規定による衆議院名簿の届出、同条第二項において準用する法第八十六条の二第九項の規定による法第八十六条の三第一項の規定の例による参議院名簿登載者の補充の届出、同条第二項において準用する法第八十六条の二第二項の規定による参議院名簿登載者の補充の届出若しくは参議院名簿登載者に係る令第九十二条の規定による届出を受理したとき、法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第二項の規定により法第八十六条の三第一項の規定による届出を却下したときは若しくは同条第二項において準用する法第八十六条の二第二項の規定により法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第九項の規定による法第八十六条の三第一項の規定の例による参議院名簿登載者の補充の届出、同条第二項において準用する法第八十六条の二第二項の規定による参議院名簿登載者の補充の届出若しくは参議院名簿登載者に係る令第九十二条の規定による届出を受理したとき、法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第二項の規定により法第八十六条の三第一項の規定による届出を却下したときは若しくは同条第二項において準用する法第八十六条の二第二項の規定により法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第九項の規定による法第八十六条の三第一項の規定の例による参議院名簿登載者の補充の届出、同条第二項において準用する法第八十六条の二第二項の規定による参議院名簿登載者の補充の届出若しくは参議院名簿登載者に係る令第九十二条の規定による届出を却下したときは、選挙長は、直ちにその受理、抹消又は却下の年月及び日時を参議院名簿その他の届出に係る文書の余白に記載しなければならない。参議院比例代表選出議員の選挙に係る法第九十八条第三項（法第一百十二条第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理したときも、また同様とする。
四 法第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出を却下したときは、選挙長は、直ちにその受理又は却下の年月及び日時をその届出に係る文書の余白に記載しなければならない。
（投票録、不在者投票に関する調書、開票録及び選挙録の様式）
第十四条 投票録 不在者投票に関する調書、開票録及び選挙録は、それぞれ別記二十四号様式から第二十七号様式までに準じて調製しなければならない。
（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選舉における名簿届出政党等に所属する者でなくなつた旨の届出書等の様式）
第十四条の二 法第九十九条の二第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の文書は別記第二十七号様式の二に準じて、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の除名の手続を記載した文書は別記第二十七号様式の三に準じて、同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の宣誓書は別記第二十七号様式の四に準じて作成しなければならない。
手續を記載した文書は別記第二十七号様式の三に準じて、同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の宣誓書は別記第二十七号様式の四に準じて作成しなければならない。
法第九十九条の二第六項において準用する同条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の文書は別記第二十七号様式の五に準じて、同条第六項において準用する同条第五項において準用する場合を含む。の文書は別記第二十七号様式の六に準じて、同条第六項において準用する同条第五項において準用する場合を含む。の除名の手續を記載した文書は別記第二十七号様式の六に準じて、同条第六項において準用する同条第五項において準用する場合を含む。の文書は別記第二十七号様式の七に準じて作成しなければならない。
（当選証書の様式）
第十五条 当選証書は、別記第二十八号様式に準じて調製しなければならない。

(指定投票区について繰延投票が行われた場合の取扱い)

第十五条の二 令第二十六条の五第一項に規定する場合において、令第六十条の規定によつて指定投票区の投票管理者に送致された当該指定投票区に係る指定関係投票区等に属する選挙人がした法

第四十九条の規定による投票があるときは、当該指定投票区の投票管理者は、当該投票を直ちに市町村の選挙管理委員会の委員長に送致しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定により送致を受けた投票を当該投票をした選挙人が属する投票区の投票管理者に当該投票区の投票所が閉じる時刻までに送致しなければならない。

3 前項の送致をすべき投票区について法第五十六条の規定によつて選挙の期日が定められていることその他の事由により同項の送致をすることができないと認める投票区がある場合には、市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定により送致を受けた投票のうち当該投票区に属する選挙人がした法第四十九条の規定による投票を、当該投票区に係る指定投票区又は当該指定投票区に係る指定関係投票区等の中から市町村の選挙管理委員会が指定する投票区の投票管理者に当該指定投票区の投票所が閉じる時刻までに送致しなければならない。

4 前項の規定により送致を受けた投票区の投票管理者は、当該送致を受けた投票に係る令第六十二条、第六十三条及び第六十五条に規定する投票管理者の事務を行わなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、令第二十六条の五第一項に規定する場合において必要な事項は、市町村の選挙管理委員会が定める。

(指定関係投票区等について繰延投票が行われた場合の取扱い)

第十五条の三 令第二十六条の五第二項に規定する場合において、令第六十条の規定により投票の期日が定められた指定関係投票区等に属する選挙人がした法第四十九条の規定による投票があるときは、当該指定投票区の投票管理者は、当該投票を直ちに市町村の選挙管理委員会の委員長に送致しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定により送致を受けた投票を当該投票をした選挙人が属する投票区の投票所が閉じる時刻までに送致しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、令第二十六条の五第二項に規定する場合において必要な事項は、市町村の選挙管理委員会が定める。

(期日前投票又は不在者投票を行うことができる用務)

第十五条の四 法第四十八条の二第一項第一号(法第四十九条第一項においてこれを引用し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)若しくは大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成二十四年法律第八十号)においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第一百三十六号)においてこの例によることとされている場合を含む。)の規定によつて期日前投票又は不在者投票を行うことができる用務は、葬式の喪主等冠婚葬祭の主宰をする者、その者の親族その他社会通念上これらの者に類する地位にあると認められる者が当該冠婚葬祭において行うべき用務とする。

3 (期日前投票又は不在者投票を行うことができる用務)

第十六条 法第四十八条の二第一項第四号(法第四十九条第一項においてこれを引用し、地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律若しくは大都市地域における特別区の設置に関する法律においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民審査法においてこの例によることとされている場合を含む。)の規定によつて期日前投票又は不在者投票を行うことができる地域は、別表第一のとおりとする。

第十七条 令第五十条第一項(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)、市町村の合併の特例に関する法律(平成十七年政令第五十五号)若しくは大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令(平成二十五年政令第四十二号)においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)においてこの例によることとされている場合を含む。)に規定する厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)第一百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち総務省令で定めるものは、厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百四十九条の規定により置かれる国立保養所とする。

(船員の不在者投票用紙等を交付する市町村)

第十八条の二 令第五十条第一項(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)、市町村の合併の特例に関する法律(平成十七年政令第五十五号)若しくは大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令(平成二十五年政令第四十二号)においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)においてこの例によることとされている場合を含む。)に規定する船舶用紙等を交付する市町村は、別表第一のとおりとする。

(指定船舶等)

第十九条の一 法第四十九条第七項(最高裁判所裁判官国民審査法においてこの例によることとされている場合を含む。)に規定する船舶安全法にいう遠洋区域を航行区域とする船舶に準ずるものとして総務省令で定める船舶は、次の各号に定めるものとする。

1 船舶安全法にいう近海区域を航行区域とする船舶のうち国際航海(船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第一条第一項に規定する国際航海をいう。第五号において同じ。)に従事するもの

2 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第二条(第一号、第四号、第八号から第十一号まで及び第十四号から第十六号までを除く。)に規定する漁業に従事する船舶。ただし、同条第六号に規定する漁業に従事する船舶にあつては総トン数三十トン以上のものに、同条第七号に規定する漁業に従事する船舶にあつては東海黄海海区(最大高潮時海岸線上島根山口両県界北西の線以南の日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海の海域をいう)、太平洋中央海区(東経七十九度五十九分四十三秒以西の北緯二十度二十一秒の線、北緯二十度二十一秒以北、北緯四十度十六秒以南の東経七十九度五十九分四十三秒の線及び東経七十九度五十九分四十三秒の線から成る線以南の太平洋の海域(南シナ海の海域を除く。)をいう。)又はインド洋海区(南緯十九度五十九分三十五秒以北(ただし、東経九十五度四秒から東経百十九度五十九分五十六秒の間の海域については、南緯九度五十九分三十六秒以北)のインド洋の海域をいう。)において操業するものに、同条第十二号に規定する漁業に従事する船舶にあつては浮きはえ網を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業(総トン數十トン以上二十トン未満の動力漁船によるものを除く。)及び釣りによつてかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業(総トン数十トン以上百二十トン未満の動力漁船によるものを除く。)に従事するものに限る。

三 漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）第三十四条の許可を受けて行う鯨類の資源調査に従事する船舶
 四 漁船特殊規則（昭和九年通信省・農林省令）第五条第五号に規定する業務に従事する船舶のうち国際航海に従事するもの
 五 自衛隊が所有する船舶のうち自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百条の四の規定により自衛隊が行う南極地域における科学的調査についての協力の業務に現に従事するもの
 2 法第四十九条第七項（最高裁判所裁判官国民審査法においてこの例によることとされている場合を含む。）に規定する指定船舶以外の船舶であつて指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものは、船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第三条第一項の規定により同規則第二条第四項に規定する外航船舶運航事業を営む者が報告する当該事業の用に供する船舶のうち、船籍が日本以外の国である船舶とする。

（投票送信用紙等を交付する市町村）

第十七条の二の二 法第四十九条第七項に規定する総務省令で指定する市町村は、別表第三のとおりとする。
 第十七条の二の三 法第四十九条第九項に規定する総務省令で指定する市町村は、東京都中央区及び港区とする。

第二章の二 供託

第十七条の二の二 供託

（衆議院比例代表選出議員の選挙に係る供託の方法等）

第十七条の三 法第九十二条第二項の規定により供託する金額又は国債証書（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。）は、三百万円^レとの金額又は額面に区分できるものでなければならない。
 2 政党その他の政治団体は、衆議院名簿の届出をする場合においては、法第九十二条第二項の規定により供託された供託物について、令第九十三条の二第二項の規定により返還を請求する場合の返還を受けるべき順位を選挙長に届け出なければならない。ただし、供託物のすべてが金銭である場合には、この限りでない。
 3 前項の規定による届出書は、別記第二十八号様式の二に準じて作成しなければならない。

（参議院比例代表選出議員の選挙に係る供託の方法等）

第十七条の三の二 前条の規定は、参議院比例代表選出議員の選挙について準用する。この場合において、同条第一項中「第九十二条第二項」と、「三百万円」とあるのは「第九十二条第三項」と、「第九十三条の二第二項」とあるのは「第九十三条の二第三項において準用する同条第二項」と、同条第三項中「別記第二十八号様式の二の二」とあるのは「別記第二十八号様式の二の二」と読み替えるものとする。

第三章 選挙運動

（選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出）

第十七条の四 法第一百四十一條第七項、第一百四十二条第十項、第一百四十三条第十四項若しくは第一百六十四条の二第六項の規定の適用を受けようとする者又は法第一百五十条第二項の規定の適用を受けようとする候補者は、令第百九条の四第一項、第一百九条の七第一項（令第百九条の八において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第一百十条の二第一項（令第百十条の三及び第一百二十五条の三において準用する場合を含む。以下この項及び第十七条の六において同じ。）若しくは第百十条の四第一項又は第一百十一条の五第一項に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、当該契約に関する書面の写しを添えて、令第百九条の四第一項、第一百九条の七第一項、第一百十条の二第一項若しくは第百十一条の四第一項に規定する届出書は、別記第二十八号様式の三に準じて作成しなければならない。

（選挙運動用自動車の使用等の公営の確認申請等）

第十七条の五 公職の候補者（前条第一項の届出をした者に限る。次条及び第十七条の七第一項において同じ。）は、令第百九条の四第二項第二号^ロ、第一百九条の七第二項（令第百九条の八において準用する場合を含む。第十七条の人第一項において同じ。）、第一百十条の二第二項（令第百十条の三及び第一百二十五条の三において準用する場合を含む。第十七条の人第一項において同じ。）又は第百十条の四第二項の規定による確認を受けようとする場合には、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理委員会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）に対し確認申請書を提出しなければならない。

2 前項に規定する確認申請書は、別記第二十八号様式の四に準じて作成し、同項の確認は、別記第二十八号様式の五に準じて調製する確認書を用いてしなければならない。

（燃料供給業者等への確認書の提出）

第十七条の六 公職の候補者は、前条第一項の確認を受けた場合には、直ちに、同条第二項の確認書を、令第百九条の四第一項に規定する有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者

（次条第一項及び第十七条の八第一項において「燃料供給業者」という。）令第百九条の七第一項において「証明書」という。）を、使用、作成又は録音若しくは録画の実績に基づき作成し、令第百九条の四第一項に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者（次条第一項及び第十七条の八第一項において「通常葉書作成業者」という。）令第百九条の七第一項に規定する有償契約を締結したビルの作成を業とする者（次条第一項及び第十七条の八第一項において「立札・看板作成業者」という。）又は令第百十条の四第一項に規定する有償契約を締結したボスターの作成を業とする者（次条第一項及び第十七条の八第一項において「ボスター作成業者」という。）に提出しなければならない。

（契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出）

第十七条の七 公職の候補者又は候補者届出政党（第十七条の四第一項の届出をしたものに限る。）は、選挙運動用自動車使用証明書、通常葉書作成証明書、ビル作成証明書、立札・看板作成証明書若しくはボスター作成証明書又は政見放送用録音・録画証明書（第三項及び次条第一項において「証明書」という。）を、使用、作成又は録音若しくは録画の実績に基づき作成し、令第百九条の四第一項に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者その他の者、通常葉書作成業者、ビル作成業者、立札・看板作成業者若しくはボスター作成業者又は令第百十一条の五第一項に規定する有償契約を締結した録音若しくは録画を業とする者（次条第一項において「契約業者等」という。）に提出しなければならない。

2 前項において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第十三条第一項第四号に規定する四桁以下アラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第

三十六条の十七第一項第四号若しくは第三十六条の十八第二項第三号に規定する四けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

3 第一項に規定する証明書は、別記第二十八号様式の六から第二十八号様式の十一までに準じて作成しなければならない。

(請求書の提出)

第十七条の八 契約業者等は、令第百九条の四第二項、第一百九条の七第二項、第一百十条の二第二項若しくは第一百十条の四第二項又は第一百一条の五第二項の規定による請求をしようとする場合には、請求書に前条第一項の証明書(当該証明書のほかに、燃料供給業者があつては第十七条の五第二項の確認書及び前条第二項に規定する書面の写し、通常葉書作成業者、ビラ作成業者、立札・看板作成業者又はポスター作成業者あつては第十七条の五第二項の確認書)を添えて、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県知事に、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては総務大臣に、提出しなければならない。

2 前項に規定する請求書は、別記第二十八号様式の十二に準じて作成しなければならない。

(証票交付申請書の様式)

第十七条の九 令第百十条の五第五項の規定による申請書は、別記第二十八号様式の十三に準じて作成しなければならない。

(参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送に係る文書の様式)

第十七条の十 令第百十一条の六第二項第一号に規定する五人要件文書並びに同号の承諾書及び宣誓書は、別記第二十八号様式の十四に準じて作成しなければならない。

2 令第百十一条の六第二項第二号に規定する文書は、別記第二十八号様式の十五に準じて作成しなければならない。

(ポスターの掲示箇所)

第十八条 法第一百四十五条第一項ただし書の規定によりポスターを掲示することのできるものは、地方公共団体の管理する食堂及び浴場とする。

(新聞広告)

第十九条 法第一百四十九条第一項又は第四項の規定により公職の候補者がすることができる新聞広告の寸法は、横九・六センチメートル、縦二段組以内とする。

2 法第一百四十九条第一項の規定により一の候補者届出政党が一の都道府県においてすることができる新聞広告の寸法(当該候補者届出政党が同項の規定により当該都道府県においてすることができる新聞広告のすべてを合計した寸法をいう。)及び回数は、次の表の上欄に掲げる当該都道府県における届出候補者の数の区分に応じ、それぞれ当該中欄に定める寸法及び当該下欄に定める回数とする。この場合において、一回当たりの新聞広告の寸法は、横おむね九・六センチメートル、縦一段組の寸法の整数(二以上のものに限る。)倍の寸法(その形態が長方形であるものに限る。)とし、横三十八・五センチメートル、縦十五段組の寸法を超えてはならないものとする。

3 法第一百四十九条第二項の規定により一の衆議院名簿届出政党等が一の選挙区においてすることができる新聞広告の寸法(当該衆議院名簿届出政党等が同項の規定により当該選挙区においてすることができる新聞広告のすべてを合計した寸法をいう。)及び回数は、次の表の上欄に掲げる当該選挙区における衆議院名簿登載者の数の区分に応じ、それぞれ当該中欄に定める寸法及び当該下欄に定める回数(令第百三十二条の三第二項に規定する再選挙においては、当該中欄に定める寸法の二分の一の寸法及び当該下欄に定める回数の二分の一の回数)とする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

当該選挙区における衆議院名簿登載者の数	寸法	回数
一人から九人まで	横三十八・五センチメートル、縦八段組以内	八回以内
一人から十人まで	横三十八・五センチメートル、縦八段組以内	八回以内
一人から十五人まで	横三十八・五センチメートル、縦八段組以内	八回以内
十六人	横三十八・五センチメートル、縦十六段組以内	二十四回以内
二十八人	横三十八・五センチメートル、縦八段組以内	三十二回以内
三十人から四十九人まで	横三十八・五センチメートル、縦十六段組以内	三十二回以内
五十人から八十八人まで	横三十八・五センチメートル、縦二十四段組以内	四十八回以内
八十九人から二十七人まで	横三十八・五センチメートル、縦二十四段組以内	四十八回以内
二十八人	横三十八・五センチメートル、縦三十二段組以内	六十四回以内
參議院名簿登載者の数	寸法	回数
一人から八人まで	横三十八・五センチメートル、縦二十段組以内	四十回以内
九人から十六人まで	横三十八・五センチメートル、縦二十八段組以内	五十六回以内
十七人から二十四人まで	横三十八・五センチメートル、縦三十六段組以内	七十二回以内
二十五人	横三十八・五センチメートル、縦四十四段組以内	八十八回以内

4 法第一百四十九条第三項の規定により一の参議院名簿届出政党等がすることができる新聞広告の寸法(当該参議院名簿届出政党等が同項の規定によりすることができる新聞広告のすべてを合計した寸法をいう。)及び回数は、次の表の上欄に掲げる参議院名簿登載者の数の区分に応じ、それぞれ当該中欄に定める寸法及び当該下欄に定める回数(令第百三十二条の三の二第二項に規定する再選挙においては、当該中欄に定める寸法の二分の一の寸法及び当該下欄に定める回数の二分の一の回数)とする。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

5 前四項の規定による新聞広告は、記事下に限るものとし、色刷りは認めない。

6 衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙においては、第一項又は第二項の規定による新聞広告は、これを掲載しようとする新聞紙に主としてその発行区域の一部に関する記事を掲載する紙面の設けがあり、かつ、当該発行区域の一部が当該選挙の選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)の属する都道府県(候補者届出政党にあつては、その

届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県（参議院合同選挙区選挙にあつては、当該選挙区の区域内の都道府県のうちいづれか一の都道府県の全部の区域）を包含している場合には、全国又はその発行区域の全部にわたる記事を掲載する紙面には、これを掲載することができない。

7 衆議院比例代表選出議員の選挙においては、第三項の規定による新聞廣告は、一の新聞社が二以上の発行本社を設けてそれぞ同一題号の新聞を発行している場合又は二以上の新聞社がそれぞれ同一題号の新聞を発行してある場合には同一題号の新聞を発行する二以上の発行本社若しくは各新聞社の発行する同一題号の新聞ごとに、一の新聞社が発行区域を異なる題号の異なる同種類の新聞を発行している場合には当該新聞社の発行する新聞のうち同一の新聞と認められるものとして総務大臣の指定するものについては当該新聞に通じて又は当該新聞ごとに、これをすることができる。

8 衆議院比例代表選出議員の選挙においては、第三項の規定による新聞廣告は、当該選挙の選挙区の区域内において行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙において、第一項又は第二項及び第六項の規定により新聞廣告を掲載することができる紙面（以下「衆議院小選挙区の紙面」という。）に掲載するものとする。ただし、当該掲載しようとする新聞紙に、主として当該選挙区の全部又は一部の区域に関する記事を掲載する紙面（衆議院小選挙区の紙面を除く。以下「広域紙面」という。）に掲載するものとする。前項に規定する衆議院小選挙区の紙面又は広域紙面を二以上通じて利用することにより得られる区域（以下「紙面組合せ区域」という。）が、当該衆議院比例代表選出議員の選挙の選挙区の区域に包含される場合又は等しくなる場合その他これに類する場合においては、前項の規定にかかわらず、当該紙面組合せ区域に係る各紙面を通じて第三項の規定による新聞廣告をすることができる。

9 衆議院議員の選挙においては、第二項の規定による新聞廣告にあつては当該都道府県における衆議院小選挙区選出議員の選挙に関する広告である旨を記載しなければならない。

10 衆議院議員の選挙においては、第二項の規定による新聞廣告にあつては当該都道府県における衆議院小選挙区選出議員の選挙に関する広告である旨、第三項の規定による新聞廣告にあつては当該選挙区における衆議院比例代表選出議員の選挙に關する広告である旨を記載しなければならない。

11 第七項の規定は、参議院比例代表選出議員の選挙について準用する。

（新聞廣告掲載の手続）

第二十条 衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の候補者は、法第百四十九条第一項又は第四項の規定による新聞廣告をしようとするときは、当該選挙の選挙長の交付する新聞廣告掲載証明書を新聞廣告を掲載しようとする新聞を発行するもの（以下「新聞社等」という。）に提出して新聞廣告の掲載の申込みをしなければならない。

2 衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、候補者届出政党は、法第百四十九条第一項の規定による新聞廣告をしようとするときは、当該選挙区の選挙管理委員会の交付する新聞廣告掲載証明書のうち必要な枚数を新聞社等に提出して新聞廣告の掲載の申込みをしなければならない。

3 衆議院比例代表選出議員の選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、法第百四十九条第二項の規定による新聞廣告をしようとするときは、当該選挙の選挙長の交付する新聞廣告掲載証明書のうち必要な枚数を新聞社等に提出して新聞廣告の掲載の申込みをしなければならない。

4 前三項の規定により、新聞廣告の申込みを受けた新聞社等は、当該申込みについて承諾したときは、直ちに、新聞廣告掲載承諾通知書を当該選挙の選挙長（第二項の規定による申込みを受けた場合においては、当該都道府県の選挙管理委員会）に提出しなければならない。

5 前二項の規定は、参議院比例代表選出議員の選挙について準用する。この場合において、第三項中「衆議院名簿届出政党等」とあるのは「参議院名簿届出政党等」と、「第百四十九条第二項」とあるのは「第百四十九条第三項」と読み替えるものとする。

6 第一項から第三項（前項において準用する場合を含む。）までの規定による新聞廣告掲載証明書は別記第二十九号様式に準じて調製し、第四項（前項において準用する場合を含む。）の規定による新聞廣告掲載承諾通知書は別記第二十九号様式の二に準じて作成しなければならない。

（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙に係る選挙公報）

第二十一条 衆議院比例代表選出議員の選挙における選挙公報に係る法第百六十九条第三項後段に規定する総務省令で定める寸法は、次の各号に定める寸法とする。

1 一人から九人まで 一ページの四分の一

2 十人から十八人まで 一ページの二分の一

3 十九人から二十七人まで 一ページの四分の三

4 二十八人 一ページ

2 参議院比例代表選出議員の選挙における選挙公報に係る法第百六十九条第三項後段に規定する総務省令で定める寸法は、次の各号に定める寸法とする。

1 一人から九人まで 一ページの四分の一

2 十人から十八人まで 一ページの二分の一

3 十九人から二十六人まで 一ページの四分の三

4 二十七人から二十四人まで 一ページの四分の三

4 二十五人 一ページ

（期日前投票所又は不在者投票記載所における補充届出に係る参議院名簿登載者の氏名の掲示の時期）

第二十二条 市町村の選挙管理委員会は、法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第九項の規定による届出のあつた参議院名簿登載者の氏名（当該届出のあつた参議院名簿登載者が同項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が当該届出に係る文書に記載されている者である場合においては、当該参議院名簿登載者及び当該届出の際現に法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位）の掲示を、当該届出があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間しなければならない。

(期日前投票所又は不在者投票記載所における補充立候補者の氏名等の掲示の方法)

第二十一条の三

法第一百七十五条第六項後段に規定する場合においては、市町村の選挙管理委員会は、法第八十六条第八項又は法第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出があつた公職の候補者の氏名及び党派別（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称）の掲示を、これらの規定による届出があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間しなければならない。

2 法第一百七十五条第八項後段に規定する場合においては、市町村の選挙管理委員会は、法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条の四第五項又は第八項の規定による届出があつた公職の候補者の氏名及び党派別の掲示を、これらの規定による届出があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間しなければならない。

3 前二項の掲示は、現にされている掲示の最後に掲載されている公職の候補者の次に加えることによりしなければならない。この場合において、法第八十六条第八項若しくは法第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項又は法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条の四第五項若しくは第八項の規定による届出があつた公職の候補者が二人以上あるときは、これらの公職の候補者に係る掲示の掲載の順序は、これらの規定による届出があつた順序によるものとする。

第四章 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附

(会計帳簿の種類及び様式)

第二十二条 法第一百八十五条规定による会計帳簿は、その種類を左の通りとし、別記第三十号様式に準じて作成しなければならない。

- 一 収入簿
- 二 支出簿

(報告書の様式)

第二十三条 法第一百八十九条第一項の報告書は、別記第三十一号様式に準じて作成しなければならない。

2 法第一百八十九条第一項に規定する法第一百八十八条第一項の領収書その他の支出を証すべき書面を徵し難い事情があつた旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面は、別記第三十一号様式の二に準じて作成しなければならない。

3 法第一百八十九条第一項に規定する支出の目的を記載した書面（以下この条において「支出目的書」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める文書とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 別記第三十一号様式の三に準じて作成した文書

二 法第一百八十九条第一項に規定する振込みの明細書であつて支出の金額及び年月日を記載したもの（以下この条において「振込明細書」という。）に支出の目的が記載されている場合（出納責任者）

者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含む。）当該振込明細書の写し

4 法第一百八十九条第一項の規定により支出目的書として前項第二号に定める文書を提出するときは、当該振込明細書の写しを重ねて提出することを要しない。

(要旨の公表の様式)

第二十四条 前条の規定によつて提出された報告書の要旨を法第一百九十二条第一項及び第二項の規定によつて公表する場合は、別記第三十二号様式に準じてしなければならない。

第二十五条から第二十九条まで 削除

(令第百二十九条第九項の規定による届出書の様式)

第二十九条の二 令第百二十九条第九項の規定による届出書は、別記第三十二号様式の二に準じて作成しなければならない。

(推薦団体の選挙運動の特例)

(推薦団体確認申請書の様式)

第二十九条の三 令第百二十九条の二の規定による申請書は、別記第三十二号様式の三に準じて作成しなければならない。

(推薦団体の推薦候補者とされることの同意書)

第二十九条の四 法第二百一条の四第二項の規定による同意書は、別記第三十二号様式の四に準じて作成しなければならない。

(ポスターの掲示箇所)

第二十九条の五 法第二百一条の四第九項において準用する第百四十五条第一項ただし書の規定によりポスターを掲示することのできるものは、地方公共団体の管理する食堂及び浴場とする。

(申請書の様式)

第五章 政党その他の政治団体等の選挙における政治活動

(申請書の様式)

第三十条 令第百二十九条の四の規定による申請書は、別記第三十三号様式に準じて作成しなければならない。

(政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書)

第三十一条 法第二百一条の九第三項の規定による同意書は、別記第三十二号様式の四に準じて作成しなければならない。

(政談演説会開催申出書の様式)

第三十二条の二 令第百二十九条の五第一項の規定による届出書は、別記第三十四号様式に準じて作成しなければならない。

(ポスター並びに立札及び看板の類の掲示箇所)

第三十三条の三 法第二百一条の十一第六項において準用する法第四十五条第一項ただし書の規定によりポスターを掲示することのできるものは、地方公共団体の管理する食堂及び浴場とする。

2 法第二百一条の十一第六項において準用する法第四十五条第一項ただし書の規定により立札及び看板の類を掲示することのできるものは、法第十四章の三の規定による政談演説会の開催における当該政談演説会の会場内及び会場前並びに公園、広場、緑地及び道路とする。

第六章 補則

(常時啓発事業委託費の目的外使用の禁止)

第三十二条 令第百三十四条第一項の規定によつて交付する常時啓発事業委託費（以下「委託費」という。）は、その目的外に使用してはならない。

第三十三条 委託費の交付を受けたものは、帳簿を備え、委託を受けた選挙に関する常時啓発事業について、その収入額及び支出額を記載するとともに、その支出内容を証する書類を整備保管して、使途を明らかにしておかなければならぬ。

2 委託費の交付を受けたものは、精算の結果委託費に剩余を生じたときは、すみやかに、その剩余額を国庫に返納しなければならない。

（選挙に関する常時啓発事業の実施に関する細目）

第三十四条 総務大臣又は中央選挙管理会が令第百三十三条の規定によつて委託すべき選挙に関する常時啓発事業の要目、委託費の交付に関する手続その他選挙に関する常時啓発事業の実施に関する必要な事項は、総務大臣又は中央選挙管理会が定める。

附 則 抄

この府令は、昭和二十五年五月一日から施行する。

別記様式中投票用紙及び投票用封筒の候補者の氏名を記載する欄を表示する左書きの候補者氏名の記載は、当分の間、右書きとしてもさしつかえない。

附 則 (昭和二六年三月一九日總理府令第九号) 抄

この府令は、昭和二十六年三月二十日から施行する。

附 則 (昭和二七年八月一六日總理府令第五六号) 抄

この府令は、昭和二十七年九月一日から施行する。但し、衆議院議員の選挙に関しては、次の総選挙から施行する。

附 則 (昭和二八年八月七日總理府令第四〇号) 抄

この府令は、昭和二十八年九月一日以後において、選挙の期日が公示され、又は告示される選挙から施行する。

附 則 (昭和二八年二月二十五日總理府令第八五号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二九年一二月八日總理府令第八四号) 抄

この府令は、公職選挙法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二百七号）の施行の日から施行する。

附 則 (昭和三〇年一月三一日總理府令第四号) 抄

この府令は、公布の日から施行する。ただし、第十九条の改正規定及び別記第二十六号様式並びに第二十七号様式その二に係る改正部分は、公職選挙法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二百七号）の施行の日から施行する。

附 則 (昭和三〇年九月五日總理府令第四三号) 抄

この府令は、昭和三十一年十一月一日から施行する。ただし、第三条の二及び第四条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三一年三月一五日總理府令第九号) 抄

この府令は、公職選挙法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第八号）施行の日から施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日總理府令第四九号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三一年一二月二八日總理府令第九二号) 抄

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三一年四月二〇日總理府令第一九号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三一年七月二九日總理府令第四三号) 抄

この府令は、公布の日から施行する。ただし、第二十七条の改正規定は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則 (昭和三四年三月二四日總理府令第一〇号) 抄

この府令は、昭和三十四年三月二十九日から施行する。

附 則 (昭和三五年七月一日自治省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三五年一〇月二二日自治省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三七年五月一〇日自治省令第七号) 抄

- 2 1 この省令は、公布の日から施行する。
 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この附則に特別の定めがあるものを除くほか、参議院議員の選挙についてはこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後はじめて行なわれる通常選挙から、その他の選挙については施行日から起算して三月を経過した日から適用する。
 附 則（昭和三七年八月一〇日自治省令第一六号）
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
 附 則（昭和三七年一二月二七日自治省令第二六号）抄
 1 この省令は、昭和三十八年一月一日から施行する。
 附 則（昭和三八年一月二四日自治省令第一一号）
 1 この省令は、公布の日から施行する。
 附 則（昭和三八年二月十日から施行する。）
 1 この省令は、昭和三十八年二月一日から施行し、この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日から起算して三箇月を経過した日後にその期日が公示され、又は告示される選挙から適用する。
 附 則（昭和三八年一〇月三〇日自治省令第三〇号）
 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和三九年八月二五日自治省令第三一号）抄
 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四条の次に一条を加える改正規定、第四条の二を第四条の三とする改正規定、第四条の三を第四条の四とする改正規定及び別記第四号様式の二の改正規定は昭和三十九年十月一日から、目次、第五条第二項、第八条の二及び第十条の改正規定、第十条の次に一条を加える改正規定、第十七条の改正規定、第十七条の次に一条を加える改正規定、別記第四号様式の改正規定、別記第九号様式の二の次に一様式を加える改正規定、別記第十一号様式（令第五十九条第三項の規定に基づいて交付する場合に限る。）の改正規定、別記第十三号様式の次に二様式を加える改正規定並びに別記第二十五号様式の改正規定は昭和三十九年十二月一日から施行する。
 2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則（補充選挙人名簿の登録の申出及び指定船舶に乗船中の船員の不在者投票の特例に係る部分を除く。）の規定は、衆議院議員の選挙についてはこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後はじめて行なわれる通常選挙から、その他の選挙については昭和三十九年十月十日から適用する。
- 附 則（昭和三九年一二月一〇日自治省令第三一号）抄
 1 この省令は、昭和四十年一月一日から施行する。
 附 則（昭和四〇年四月一〇日自治省令第一一〇号）抄
 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和四〇年四月三〇日自治省令第二三号）抄
 1 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定（第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条及び別表第一の改正規定を除く。）は、この附則に特別の定めがあるものを除くほか、衆議院議員の選挙についてはこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後はじめて行なわれる通常選挙から、その他の選挙については昭和四十年五月一日から適用する。
- 附 則（昭和四〇年四月三〇日自治省令第二三号）抄
 1 この省令は、昭和四十年五月一日から施行する。
 附 則（昭和四一年八月一七日自治省令第一九号）
 1 この省令は、昭和四十一年九月三十日から施行する。
- 附 則（昭和四一年一月一日自治省令第二四号）
 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和四一年三月二七日自治省令第六号）
 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和四三年五月二一日自治省令第一四号）
 1 この省令は、昭和四十三年六月一日から施行する。
 附 則（昭和四四年五月一六日自治省令第一四号）
 1 この省令は、昭和四十四年七月二十日から施行する。
- 附 則（昭和四四年八月二十五日自治省令第二六号）
 1 この省令は、昭和四十四年九月一日から施行する。
 2 1 改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則（昭和四六年一月二三日自治省令第一号）抄
 （施行期日）

1 この省令は、昭和四十六年一月二十四日から施行する。

（適用区分）
 2 改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示された選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。
附 則（昭和四七年五月一〇日自治省令第九号）

この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則（昭和四九年五月二二日自治省令第一六号）

この省令は、昭和四十九年六月一日から施行する。

改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示された選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則（昭和四九年一二月二五日自治省令第四五号）

この省令は、昭和五十年一月二十日から施行する。

附 則（昭和五〇年九月二七日自治省令第二〇号）

この省令は、昭和五十年十月十四日から施行する。

附 則（昭和五一年五月二四日自治省令第一三号）

この省令は、昭和五十三年七月十五日から施行する。ただし、別記第三十一号様式、別記第三十二号様式、別表第一及び別表第二の改正規定は、昭和五十二年六月一日から施行する。

この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示された選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則（昭和五三年七月五日自治省令第一六号）

この省令は、昭和五十三年七月十五日から施行する。

この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示された選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則（昭和五五年五月二四日自治省令第一三号）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示された選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則（昭和五六年四月二四日自治省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十七条の七の次に一条を加える改正規定及び別記第二十八号様式の八の次に一様式を加える改正規定は、昭和五六年五月十八日から施行する。

附 則（昭和五七年九月二七日自治省令第二二号）

この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和五八年三月一一日自治省令第七号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めて行われる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日（以下「公示日」という。）

以後にその期日が公示され又は告示される選挙（次項に規定する再選挙及び補欠選挙を除く。）について、適用する。

3 その期日の公示又は告示の日が公示日前である選挙並びに当該選挙に係る再選挙及び補欠選挙については、この省令による改正前の公職選挙法施行規則の規定は、なおその効力を有する。

4 その期日の公示又は告示の日が公示日前である選挙並びに当該選挙に係る再選挙及び補欠選挙について前項の規定によりなお効力を有することとされるこの省令による改正前の公職選挙法施行規則の規定を適用する場合においては、同規則第二条中「公職選挙法（昭和二十五年法律百号。以下「法」という。）」とあるのは「公職選挙法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第八十号）附則第一条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の公職選挙法（以下「法」という。）」と、同規則第三条第一項中「公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号。以下「令」という。）」とあるのは「公職選挙法施行令等の一部を改正する政令（昭和五八年政令第十六号）附則第一条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同令第一条の規定による改正前の公職選挙法施行令（以下「令」という。）」とする。

5 施行日以後初めて行われる参議院議員の通常選挙についてこの省令による改正後の公職選挙法施行規則別記第二十三号様式の六その二の規定を適用する場合においては、同様式の備考中「選挙区選出議員の選挙」とあるのは、「全国選出議員の選挙若しくは地方選出議員の選挙」とする。

1 附 則（昭和五八年四月二六日自治省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の公職選挙法施行規則別記第二十八号様式の七及び第二十八号様式の九その二の規定は、この省令の施行の日以後初めて行われる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙（公示日前にその期日を公示され又は告示される選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。）について適用する。

3 この省令の施行の日から公示日の前日までにその期日を公示され又は告示される選挙並びに公示日前にその期日を公示され又は告示される選挙に係る再選挙及び補欠選挙（公示日以後にその期日を告示されるものに限る。）についての公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十九年自治省令第七号）附則第三項の規定によりなお効力を有することとされる同規則による改正前の公職選挙法施行規則別記第二十八号様式の六及び第二十八号様式の八その二の規定の適用については、同規則別記第二十八号様式の六備考四及び第二十八号様式の八その二の（別紙）の備考一中

〔3円〕とあるのは〔4円〕と、〔150,000円〕とあるのは〔200,000円〕と、「2円」とあるのは〔2円67銭〕とする。

1
附 則（昭和六一年三月三一日自治省令第五号）
この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の日前にその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

この省令は、公布の日から施行する。
改正後の公職選挙法施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙（昭和五十八年六月三日前にそ

3 の期日を告示された選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。)について適用する。
昭和五十八年六月三日前にその期日を告示された選挙に係る再選挙及び補欠選挙(施行日前に告示された選挙を除く。)について公職選挙法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十八年自治省令第七号)附則第三項の規定によりなお効力を有することとされる同規則による改正前の公職選挙法施行規則(以下「昭和五十八年改正前の規則」という。)の規定を適用する場合における昭和五

十八年改正前の規則第七条第一項及び第二項並びに別記第九号様式の

に」とあるのは「備考二」にとする。
施行日前にその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則（平成元年四月一四日自治省令第一六号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年六月一八日自治 この省令は、公布の日から施行する。）

2 改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日前にその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則（平成四年四月一日自治省令第一〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

2
改正後の公職選挙法施行規則の規定（別表第二千葉
は告下された選挙につけては、なお従前の例による。

附 則（平成四年一二月一六日自治省令第三一号）
この省令は、公布の日から施行する。

この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、衆議院議員及び参議院議員の選挙についてはこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙から、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については施行日から起算して三月を経過した日以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにこの期日を公示され又は告示され

た衆議院議員及び参議院議員の選挙並びに施行日から起算した
附則（平成六年一月二十五日白鳥省令第四号）少

この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の施行の日から施行する。この省令による改正後の公職選挙法施行規則（以下「新規則」という。）の規定（新規則第十二条）

期日を公示され又は公示された選挙（衆議院議員の選挙を除く。）については、なお従前の例による。
3 选挙日以後切らてその選挙の期日を公示さるる衆議院議員の公職選挙又は当該公職選挙のすべての當選人について公職選挙法の一節を改正する法律（平成六年公職選挙法第二号）による改正後の公職選挙

（施行日以後のものとの選舉の期日の公表の方法又は候補者の名前等の開票結果の告示の方法等の規定に付する）の二項の規定による告示がされる日の前日までの間の公職選舉の期日を公示され又は告示される參議院議員の選舉について、新規則別記第十六号様式の三、第十七号様式の四及び第十八号様式の四の規定を適用する場合においては、新規則別記第十六号様式の三備考中「衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙又は參議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、公職の候補者別の得票数の内訳を記載しなければならない。衆議院議員の総選挙における比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、選挙区別の得票数の内訳を記載しなければならず、その場合において「公職の候補者の氏名」欄には当該政党その他の政治団体の名称を記載しなければならない。」とあるのは、「衆議院議員の総選挙又は參議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得

票総数を記載する場合には、「公職の候補者別の得票数の内訳を記載しなければならない。」と、新規則別記第十七号様式の四備考及び第十八号様式の四備考中「衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、公職の候補者別の得票数の内訳を記載しなければならない。」とあるのは、「衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙における選挙区選出議員の選挙には、当該政党その他の政治団体の名称を記載しなければならない。」であるのは、「衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙における選挙区選出議員の選挙には、当該政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、公職の候補者別の得票数の内訳を記載しなければならない。」とする。

4 施行日以後初めてその選挙の期日を公示される衆議院議員の総選挙のすべての当選人について新法第一百一条第二項又は第一百一条の二第二項の規定による告示がされる日の前日までに、新法第八十六条の五第一項に規定する候補者の選定の手続を定めた政党その他の政治団体について同条の規定を適用する場合には、選挙区別の得票数の内訳を記載しなければならず、その場合において「公職の候補者の氏名」欄には当該政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、公職の候補者別の得票数の内訳を記載しなければならない。」とあるのは、「衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙における選挙区選出議員の選挙には、選挙区別の得票数の内訳を記載しなければならない。」とする。

5 この省令の施行の日から平成七年二月二十八日までの間にその期日を告示される地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、新規則別記第十九号様式の三中「私は、公職選挙法第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第二百五十二条の二又は第二百五十五条の三の規定により平成何年何月何日執行の何選挙の何選挙区（何選挙）において候補者となることがあります。」とあるのは、「私は、公職選挙法第八十六条の八第一項、第八十七条第一項又は第二百五十五条の二の規定により平成何年何月何日執行の何選挙の何選挙区（何選挙）において候補者となることができない者でないことを誓います。」とする。

附 則（平成七年三月一〇日自治省令第五号）

1 この省令は、公布の日から施行する。
 2 改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙（平成六年十二月二十五日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日（以下この項において「公示日」という。）の前日までにその期日を告示される国会議員の選挙及び施行日以後公示日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

附 則（平成七年一二月二〇日自治省令第三六号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。
 2 改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙（平成六年十二月二十五日以後初めてその期日を公示され又は告示された選挙並びに施行日以後その期日を告示される当該再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年一月三〇日自治省令第一号）抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成九年法律第二百二十七号）の施行の日（平成十年六月一日）から施行する。
 2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示された選挙（衆議院議員の選挙については、公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の施行の日の前日までにその期日を公示された総選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。）について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙並びに施行日以後その期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年三月三一日自治省令第一三号）

1 この省令は、公布の日から施行する。
 2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則（平成一一一年一月一四日自治省令第三六号）

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
 2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則（以下「新規則」という。）の規定（新規則別記第四号様式、第九号様式の二、第十三号様式の四及び第十三号様式の五、別表第一並びに別表第二の規定を除く。）は、平成十二年五月一日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について、なお従前の例による。

附 則（平成一一一年一月一七日自治省令第四号）

1 この省令は、平成十二年五月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。
 2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則（以下「新規則」という。）の規定（新規則別記第四号様式、第九号様式の二、第十三号様式の四及び第十三号様式の五、別表第一並びに別表第二の規定を除く。）は、平成十二年五月一日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙から適用し、同日の前日までにその期日を公示される衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙については、なお従前の例による。

3 公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百五十四号）附則第三条第一項の規定により従前の例によることとされる不在者投票については、なお従前の例による。

附 則（平成一一一年二月九日自治省令第六号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

附 則（平成二年五月一七日自治省令第三四号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別記第三十二号様式の二備考一の改正規定及び附則第五項の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則（以下「新規則」という。）第十四条の二及び別記第二十七号様式の二から第二十七号様式の七までの規定は、衆議院の比例代表選出議員の選挙についてはこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示される総選挙並びに当該総選挙に係る再選挙及び補欠選挙について、参議院の比例代表選出議員の選挙については施行日以後その期日を公示される通常選挙並びに当該通常選挙に係る再選挙及び補欠選挙について適用する。

3 新規則別記第十六号様式の六及び第十九号様式の三の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

4 新規則別記第二十七号様式その二及びその九の規定は、施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

5 新規則別記第三十二号様式の二の規定は、附則第一項ただし書に規定する日以後その期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則（平成二年九月一四日自治省令第四四号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成二年一二月一七日自治省令第五六号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙から適用し、当該選挙の公示の日の前日までにその期日を告示される参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

3 第一条の規定による改正前の公職選挙法施行規則別記第十三号様式の九その二に準じて調製された投票送信用紙として交付されたものに限り、第一条の規定による改正後の公職選挙法施行規則別記第十三号様式の九その三に準じて調製された投票送信用紙とみなす。

附 則（平成一三年六月六日総務省令第八三号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年三月三〇日総務省令第四一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令中、第二条の規定は、平成十四年三月三十一日から、その他の規定は、平成十四年九月一日から施行する。

附 則（平成一五年一月六日総務省令第一五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年三月二八日総務省令第五五号）

この省令は、平成十五年二月三日から施行する。

附 則（平成一五年三月二八日総務省令第五五号）

この省令は、平成十五年二月三日から施行する。

附 則（平成一五年四月一日総務省令第二八号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年五月一日総務省令第二八号）

この省令は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則（平成一五年六月一日総務省令第二八号）

この省令は、平成十五年六月一日から施行する。

附 則（平成一五年七月一日総務省令第一〇〇号）抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十九号）の施行の日（平成十五年十一月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中公職選挙法施行規則第十条の六第二項の改正規定及び同規則第十七条の二の改正規定 平成十五年八月二十五日 公布の日

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定（同規則別記第四号様式の三の規定を除く。）及び在外選挙執行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則 **（平成一五年一〇月一一日総務省令第二三一号）**

2 1 この省令による改正後の公職選挙法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

2 1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十九号）は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員又は参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

附 則 **（平成一五年一二月一五日総務省令第一四四号）**

2 1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十九号）の施行の日（平成十六年三月一日）から施行する。

2 1 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則 **（平成一六年四月二八日総務省令第八二号）**

2 1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十九号）の施行の日（平成十六年三月一日）から施行する。

2 1 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則 **（平成一七年三月二八日総務省令第三号）**

抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 **（平成一八年五月二三日総務省令第八五号）**

2 1 この省令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日（平成十八年五月二十四日）から施行する。

2 1 この省令による改正後の公職選挙法施行規則別記第十号様式の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則 **（平成一八年九月二九日総務省令第一一七号）**

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則 **（平成一八年一〇月一七日総務省令第一一二号）**

この省令は、平成十八年十一月一日から施行する。

附 則 **（平成一九年一二月二三日総務省令第一四九号）**

2 1 第一条による改正後の公職選挙法施行規則（以下「新公職選挙法施行規則」という。）の規定（新公職選挙法施行規則第三条の二から第三条の五まで、第十条の七から第十条の九まで、第十一条、第十七条の二の二、別記第四号様式の二、第十三号様式の人から第十三号様式の十二まで、第十三号様式の十五及び第十三号様式の十六並びに別表第一から第三までの規定を除く。）は、この省令による改正後の公職選挙法施行規則別記第十号様式の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示された衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙については、なお従前の例による。

4 この省令の施行の際第一条による改正前の公職選挙法施行規則別記第十三号様式の人の規定によって作成した投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書並びに第十三号様式の九の規定によつて調製した投票送信用紙がある場合には、新公職選挙法施行規則別記第十三号様式の人及び第十三号様式の九にかかわらず、これらの請求書等を使用することを妨げない。

附 則 **（平成一九年一二月二三日総務省令第一四九号）**

2 1 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

2 1 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則 **（平成一九年一二月二三日総務省令第一四九号）**

抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十九年二月二三日から施行する。

2 1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十九年三月一日）から施行する。

2 1 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定、次項の規定による改正後の地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の規定及び附則第四項の規定による改正後の市町村の合併の特例等に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙又は投票については、適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙又は投票については、なお従前の例による。

附 則 **（平成二〇年三月一九日総務省令第二六号）**

2 1 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

2 1 この省令による改正後の公職選挙法施行規則別記第十三号様式の八の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則 **（平成二〇年三月一九日総務省令第二六号）**

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の規定による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示された選挙について適用し、この省令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年四月一日総務省令第四一号）

1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。
2 この省令の規定による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年六月二九日総務省令第五八号）

1 この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。
2 この省令は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

1 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年二月二七日総務省令第八号）抄

第一条 この省令は、法（第四条から第六条までの規定を除く。）の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。

附 則（平成二十五年五月二十四日総務省令第六〇号）

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十号）の施行の日（平成二十五年五月二十六日）から施行する。
2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、平成二十五年五月二十六日（以下この項において「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下この項において「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年七月一日総務省令第五六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、法（第四条から第六条までの規定を除く。）の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。

1 第十条、第十四条の二の四、第十四条の二の五及び第十四条の二の六の改正規定、別記第七号様式の改正規定（同様式（記載要領）23の改正規定及び同様式（記載要領）24を削る改正規定に限る。）並びに附則第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定 公布の日

附 則（平成二七年一〇月三〇日総務省令第九一号）

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十号）の施行の日から施行する。

1 第十条、第十四条の二の四、第十四条の二の五及び第十四条の二の六の改正規定、別記第七号様式の改正規定（同様式（記載要領）23の改正規定及び同様式（記載要領）24を削る改正規定に限る。）並びに附則第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定 公布の日

附 則（平成二八年五月一日総務省令第五六号）

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十五号）の施行の日から施行する。

1 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年四月八日総務省令第四八号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年五月二七日総務省令第六一号）抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十五号）附則第一 条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

1 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日又は施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下この項において「公示日」という。）以後その期日を公示され又は告示された選挙又は審査について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

附 則（平成二九年四月七日総務省令第三三号）

1 この省令は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の施行の日から施行する。
2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則、在外選挙執行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定（第三条による改正後の在外選挙執行規則第二十三条の規定を除く。）は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下この項において「公示日」という。）以後その期日を公示され又は告示された選挙又は審査について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

附 則（平成二九年四月七日総務省令第三三号）

- 1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十五号）及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十三号）の施行の日（平成二十九年四月十日）から施行する。
- 2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則第十条の六第二項から第四項まで、第十条の七、第十条の九、第十条の十及び第十七条の二第二項の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙については、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行の際、この省令による改正前の公職選挙法施行規則別記第四号様式の規定により作成した選挙人名簿登録証明書、第十三号様式の八の規定により作成した投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書、第十三号様式の九の規定により調製した投票送信用紙並びに第十三号様式の十五の規定により作成した南極選挙人証交付申請書がある場合には、この省令による改正後の公職選挙法施行規則別記第四号様式、第四号様式の二、第十三号様式の八、第十三号様式の九及び第十三号様式の十五にかかわらず、これらの申請書等を使用することを妨げない。

附 則（平成二十九年五月三一日総務省令第四一号）

- 1 この省令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）の施行の日（平成二十九年六月一日）から施行する。
- 2 第一条による改正後の公職選挙法施行規則の規定（同規則第二条及び別記第三号様式の規定を除く。）及び第一条による改正後の在外選挙執行規則の規定（同規則第二条及び別記第三号様式の規定を除く。）は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され（以下「施行日」）とされる選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年五月二三日総務省令第二九号）抄

- 1 この省令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年六月一日）から施行する。
- 2 第一条による改正後の公職選挙法施行規則の規定及び第二条による改正後の在外選挙執行規則の規定（同規則第二条及び別記第三号様式の規定を除く。）は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され（以下「施行日」）とされる選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年十月一四日総務省令第五九号）

- 1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律附則第九号様式、別記第十一号様式、別記第十三号様式の七及び別記第十三号様式の七の三の規定を除く。）は、この省令の施行の日以後その期日を公示される選挙について適用し、当該選挙の公示の日の前日までにその期日を告示される参議院議員の選挙については、なお従前の例による。
- 3 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律附則第六号様式の規定（同規則第二条及び別記第三号様式の規定を除く。）は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され（以下「施行日」）とされる選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

附 則（平成元年五月三一日総務省令第一二号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律附則第一号（令和元年五月三一日総務省令第一三号）抄

- 1 この省令は、令和元年六月一日から施行する。ただし、公職選挙法施行規則第十七条の四、別記第十三号様式の九、別記第十三号様式の九の二、別記第二十五号様式、別記第三十号様式及び別記第三十一号様式の改正規定については、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則、在外選挙執行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定（第一条による改正後の公職選挙法施行規則第十七条の四、別記第十三号様式の九の二、別記第二十五号様式、別記第三十号様式及び別記第三十一号様式を除く。）は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示された選挙又は審査について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

附 則（令和元年六月二八日総務省令第一九号）

- 1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。
- 2 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）の施行の日（令和二年九月十日）から施行する。

附 則（令和二年九月一六日総務省令第八八号）

- 1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十五号）の施行の日から施行する。ただし、公職選挙法施行規則別記第十六号様式の六、別記第十七号様式の七及び別記第十八号様式の八の改正規定については、公布の日から施行する。
- 2 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年一一月一六日総務省令第〇一号）

- 1 この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和二年十一月一日）から施行する。

附 則（令和二年一一月二八日総務省令第一三二号）

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附 則（令和四年四月六日総務省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。
この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則（令和四年一二月二三日総務省令第八一号）

この省令は、令和五年三月一日から施行する。

（適用区分）

この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則（令和五年二月一〇日総務省令第六号）抄

この省令は、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年二月十七日）から施行する。

（施行期日）

第一条

別記第一号様式(選挙人名簿等の様式)(第一条関係)

その一

住 所		ふりがな 氏 名	生 年 月 日		性 別
登 録	年 月 日	住民票作成日 転入届出日	年 月 日	投票区	
表示・表示の 消除 (理由及び) (その年月日)	年 月 日 年 月 日	備 考			
抹 消 (理由及び) (その年月日)	年 月 日				市(区)(町)(村) 選挙管理 委員会印

備考

- 1 表示・表示の消除の欄には、それぞれの該当者について、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 住所移転者については、その旨及び移転年月日並びに移転先の都道府県名
 - (2) 選挙権及び被選挙権を停止された者については、その旨及び停止期間
- 2 法第27条第3項の規定により記載の修正又は訂正をしたときは、備考欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければならない。
- 3 抹消の欄には、それぞれの該当者について、法第28条の該当事項を記載しなければならない。
- 4 令第18条第2項の規定により選挙人名簿登録証明書を交付したとき又は令第59条の3第4項の規定により郵便等投票証明書を交付したとき若しくは令第59条の3の2第4項若しくは第5項の規定による記載をしたときは備考欄にその旨及び交付(記載)年月日を、令第59条の7第2項の規定により南極選挙人証を交付したときは備考欄にその旨、交付年月日及び有効期間を、同条第3項の規定により南極選挙人証の返付を受けたときは備考欄にその旨及び返付年月日を記載しなければならない。
- 5 選挙管理委員会の印は、刷込式にしても差し支えない。

その二

住 所	ふりがな 氏 名	生年月日	性別	登 錄 年月日	住民票作成日 転入届出日	表示・表示の 消 除 (理由及びそ の年月日)	抹 消 (理由及び その年月 日)	投票区	備考
									<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 市(区)(町)(村) 選挙管理 委員会印 </div>

備考

- 1 表示・表示の消除の欄には、それぞれの該当者について、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 住所移転者については、その旨及び移転年月日並びに移転先の都道府県名
 - (2) 選挙権及び被選挙権を停止された者については、その旨及び停止期間
- 2 法第27条第3項の規定により記載の修正又は訂正をしたときは、備考欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければならない。
- 3 抹消の欄には、それぞれの該当者について、法第28条の該当事項を記載しなければならない。
- 4 令第18条第2項の規定により選挙人名簿登録証明書を交付したとき又は令第59条の3第4項の規定により郵便等投票証明書を交付したとき若しくは令第59条の3の2第4項若しくは第5項の規定による記載をしたときは備考欄にその旨及び交付(記載)年月日を、令第59条の7第2項の規定により南極選挙人証を交付したときは備考欄にその旨、交付年月日及び有効期間を、同条第3項の規定により南極選挙人証の返付を受けたときは備考欄にその旨及び返付年月日を記載しなければならない。
- 5 選挙管理委員会の印は、刷込式にしても差し支えない。

第二号様式(選挙人名簿の抄本等の様式)(第一条関係)

住 所	ふ り が な 氏 名	生 年 月 日	性 別	備 考

備考

- 1 法第27条の規定により選挙人名簿に表示若しくは訂正等をしたとき、法第28条の規定により選挙人名簿から抹消をしたとき又は令第16条の規定により表示の消除をしたときは、備考欄にその旨及びその年月日を記載しなければならない。
 - 2 令第18条第2項の規定により選挙人名簿登録証明書を交付したとき又は令第59条の3第4項の規定により郵便等投票証明書を交付したとき若しくは令第59条の3の2第4項若しくは第5項の規定による記載をしたときは備考欄にその旨及び交付(記載)年月日を、令第59条の7第2項の規定により南極選挙人証を交付したときは備考欄にその旨、交付年月日及び有効期間を、同条第3項の規定により南極選挙人証の返付を受けたときは備考欄にその旨及び返付年月日を記載しなければならない。
 - 3 抄本の表紙には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の抄本を用いる場合には、この限りでない。

選舉人名簿の抄本	<table border="1" style="width: 100px; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">調製現在日</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">年月日</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">年月日</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">年月日</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">年月日</td></tr> </table>	調製現在日	年月日	年月日	年月日	年月日
調製現在日						
年月日						
年月日						
年月日						
年月日						
都(道府県)郡(市)(区)町(村)	投票区					

- 4 抄本の巻末には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の抄本を用いる場合には、この限りでない。

この選挙人名簿の抄本は、 年 月 日現在において
選挙人名簿に基づいて調製したものである。

市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏

第四号様式(選挙人名簿登録証明書交付申請書の様式)(第三条関係)

選挙人名簿登録証明書交付申請書

公職選挙法施行令第十八条の規定により選挙人名簿登録証明書の交付を受けたいので、必要書類を添え申請します。

選挙人名簿に記載されている住所

生年月日

何年何月何日

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏

名あて

氏

名

添付書類

船員手帳(船員である旨の証明書)(実習生については、法第四十九条第七項に規定する船員手帳に準ずる文書)

備考

一 氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。

二 船員である旨の証明者は、船舶所有者(船員法第五条の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。)又は船長(それらの代理人を含む。)とする。

第四号様式の二（選挙人名簿登録証明書の様式）（第三条関係）

選挙人名簿に記載されている住所 氏　名		選挙人名簿登録証明書					
上記の者は、選挙人名簿に登録されていることを証明する。 何年何月何日交付 都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村) 選挙管理委員会委員長　氏　名　印							
選　　挙	選挙期日	令第53条又は第54条の規定による投票用紙の交付	令第59条の6、第59条の6の3又は第59条の4の規定による投票送信用紙の交付	船長に対する交付　　船員に対する交付	不在者投票用紙の返還	投票送信用紙の返還	通常の投票
何選挙	何年何月何日	何県何郡(市)(区)何町(村)交付	何県何郡(市)(区)何町(村)交付	交付	受領	受領 選挙管理委員会委員長印	交付
備考	1 この証明書の有効期限は、交付の日から7年とする。 2 船員でなくなった場合等、令第18条第3項に規定する場合に該当するに至ったときは、この証明書を直ちに交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返さなければならぬ。						

備考

- 1 用紙はなるべく上質の厚紙を用いなければならない。
- 2 令第35条第2項の規定により記入する場合には、「通常の投票」欄に「交付」と記入するものとする。
- 3 令第53条又は第54条の規定により記入する場合には、「令第53条又は第54条の規定による投票用紙の交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。
- 4 令第59条の6第4項の規定により記入する場合には、「船長に対する交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。
- 5 令第59条の6の3第3項の規定により記入する場合には、「船員に対する交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。
- 6 令第59条の6第16項の規定又は令第59条の6の3第13項の規定により記入する場合には、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。
- 7 南極調査員について
 - ①令第35条第3項の規定により記入する場合には、「通常の投票」欄に「交付」と記載するものとする。
 - ②令第59条の8第3項において準用する令第59条の6第4項の規定により記入する場合には、「船長に対する交付」欄に「隊長への交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。
 - ③令第59条の8第3項において準用する令第59条の6第16項の規定により記入する場合には、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。

第四号様式の二の二（登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧の申出書等の様式）（第三条の二関係）

その一

選挙人名簿抄本閲覧申出書（登録の確認）

年　　月　　日

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏名 (印)
住所
(電話番号)

下記のとおり、5に記載する者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	登録の確認
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
3 閲覧者の氏名及び住所	申出者と同じ
4 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
5 閲覧対象者	(閲覧対象者の氏名、住所を記載するとともに、当該者と申出者との関係について、〔本人〕〔同居の者〕〔その他〕の別を記載すること。)
備 考	

備考 この様式は、法第28条の2第1項の規定により、選挙人が、特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。

その二

選挙人名簿抄本閲覧申出書(政治活動)

年　月　日

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏名

(印)

住所

(電話番号)

〔申出者が政党その他の政治団体である場合に
あつては、その名称、代表者の氏名及び主た
る事務所の所在地を記載してください。〕

下記のとおり、政治活動(選挙運動を含む。)をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治活動(選挙運動を含む。)	
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)	
3 閲覧者の氏名及び住所		
4 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)	
5 閲覧対象者の範囲		
6 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である旨記載すること。)	
申出者が公職の候補者等であるとき		
7 立候補しようとする選挙の種類	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。)	
8 候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、法第28条の2第4項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	
申出者が政党その他の政治団体であるとき		
9 政治団体閲覧事項取扱者の範囲		
10 承認法人の申出	別添申出書のとおり、法第28条の2第7項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	
備 考	(添付書類について記載すること。規則第3条の2第2項ただし書の規定により同項第2号ロに掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者(少なくとも1人)の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。)	

備考

- この様式は、法第28条の2第1項の規定により、公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動(選挙運動を含む。)のために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 上記の欄8及び10中の別添申出書の様式は、それぞれ「その三」及び「その四」の様式に準ずるものとする。

その三

候補者閲覧事項取扱者に関する申出書

年　　月　　日

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏名 (印)
住所
(電話番号)

閲覧事項を申出者及び閲覧者以外の者に取り扱わせる必要があるため、法第28条の2第4項の規定に基づき、閲覧事項を取り扱う者として、下記のとおり申し出ます。

氏　名	住　所

その四

承認法人に関する申出書

年　　月　　日

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 殿

申出者

政党その他の政治団体の名称

代表者の氏名

(印)

主たる事務所の所在地

(電話番号)

閲覧事項を下記の法人に取り扱わせる必要があるため、法第28条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

1 法人の名称	
2 法人の代表者の氏名	
3 法人の主たる事務所の所在地	
4 法人に閲覧事項を取り扱わせる事由	(その必要性等について具体的に記載すること。)
5 承認法人閲覧事項取扱者の範囲	
6 法人における閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
7 閲覧者に関する事項	(法第28条の2第9項において読み替えて適用される同条第1項の規定により承認法人閲覧事項取扱者を閲覧者とする場合には、当該閲覧者が法人の役職員又は構成員であって当該法人が指定する者である旨を記載すること。)

第四号様式の二の三（政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧の申出書等の様式）（第三条の三関係）

その一

選挙人名簿抄本閲覧申出書（調査研究）

年　月　日

何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏名
住所

（印）

（電話番号）

（申出者が国等の機関である場合にあっては
その名称を、申出者が法人である場合に
あってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。）

下記のとおり、政治又は選挙に関する調査研究をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治・選挙に関する（統計調査、世論調査、学術研究）
2 閲覧事項の利用の目的	（できる限り具体的に記載すること。）
3 閲覧者の氏名及び住所	（申出者が国又は地方公共団体の機関である場合にあっては、閲覧者の職名及び氏名を記載すること。）
4 閲覧事項の管理の方法	（管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。）
5 閲覧対象者の範囲	
6 調査研究の責任者の住所及び氏名	（申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には調査研究の責任者の職名及び氏名を、申出者が法人の場合には調査研究の責任者の役職名及び氏名を記載すること。）
7 調査研究の成果の取扱い	（公表の時期、方法等について具体的に記載すること。）
8 閲覧者に関する事項	（閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には併せて閲覧者が当該国又は地方公共団体の機関の職員である旨を、申出者が法人である場合には併せて閲覧者が当該法人の役職員・構成員である旨を、それぞれ記載すること。）
9 法人閲覧事項取扱者の範囲	（申出者が法人である場合に記載すること。）
10 個人閲覧事項取扱者の指定	（申出者が個人である場合に記載すること。） 別添申出書のとおり、法第28条の3第5項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
11 申出者が受託者である場合には、委託者の氏名及び住所	（委託者が国又は地方公共団体の場合はその名称を、委託者が法人の場合はその名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記載すること。）
備考	（添付書類について記載すること。）

備考

- この様式は、法第28条の3第1項の規定により、政治又は選挙に関する調査研究をするために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 上記の欄中10の別添申出書の様式は、「その二」の様式に準ずるものとする。

その二

個人閲覧事項取扱者に関する申出書

年　月　日

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏名 (印)
住所
(電話番号)

閲覧事項を申出者及び閲覧者以外の者に取り扱わせる必要があるため、法第28条の3第5項の規定に基づき、閲覧事項を取り扱う者として、下記のとおり申し出ます。

氏　名	住　所

第四号様式の三（令第三十四条の二第一項の証明書の様式）（第四条関係）

証
明
書

住所 都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)字何(町)何番地
氏

名

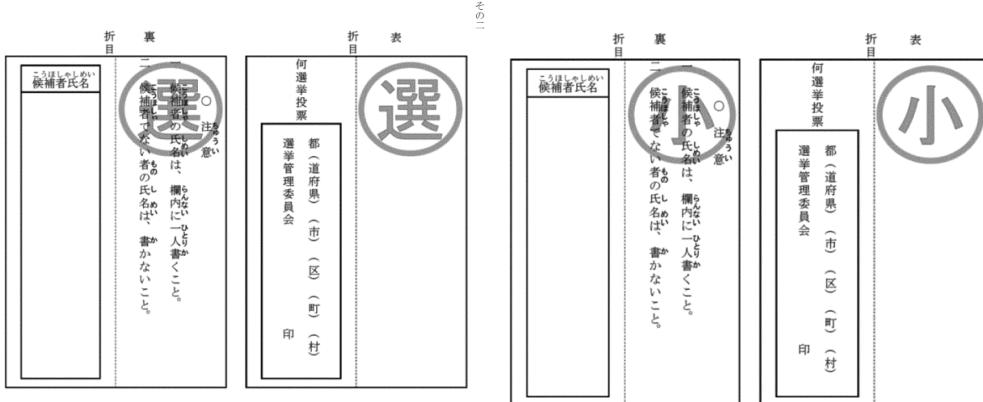
右の者は、何年何月何日 都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)字何(町)何番地から(当該都道府県の区域内の何郡(市)(区)何町(村)字何(町)何番地)何(町)何番地に住所を移し、更に何年何月何日当該住所地から(当該都道府県の区域内の本市(区)(町)(村)(何郡(市)(区)何町(村))の区域内に住所を移し、引き続き住所を有する者である)ことを証明する。

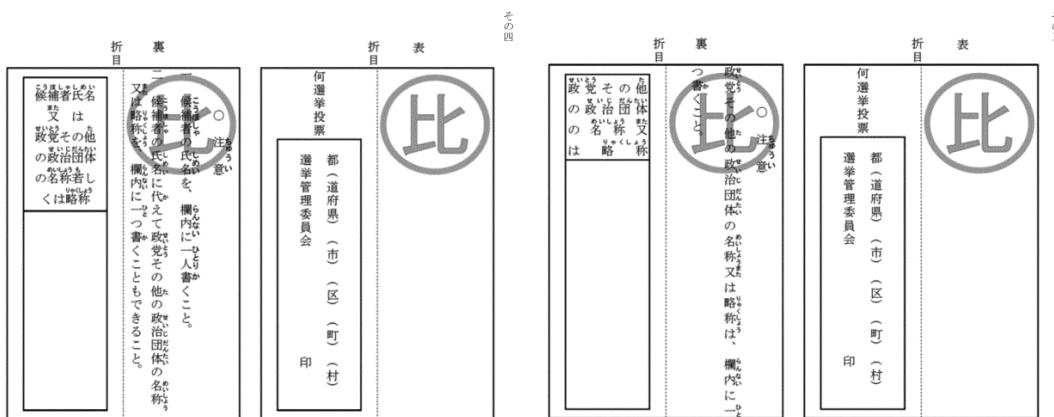
何年何月何日

都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)長 氏

名印

第五号様式（衆議院議員又は参議院議員の選舉の投票用紙の様式）（第五条関係）
その一





備考

- 一 様式その一は衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その二是参議院選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その三是衆議院比例代表選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その四是参議院比例代表選出議員の選挙の投票用紙の様式である。
- 二 用紙は折りたたんだ場合においてなるべく外部から文字を透視することができる紙質のものを使用しなければならない。
- 三 様式その一から様式その四までによる投票用紙は、事情の許す限り、それぞれ色の異なる用紙を使用しなければならない。
- 四 様式その一から様式その四までによる投票用紙は、再選挙又は補欠選挙の投票用紙を除き、事情の許す限り、それぞれの選挙名を強調した表記としなければならない。
- 五 投票用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、都道府県の印又は市区町村の選挙管理委員会の印若しくは市区町村の印をもつてこれに代えても差し支えない。
- 六 不正行為を防止することができる方法で投票用紙を印刷することができると認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票用紙に押すべき都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。
- 七 投票用紙は、片面印刷の方法により調製しても差し支えない。

第六号様式（船員の不在者投票における投票用紙の様式）（第五条関係）

第六号様式（船員の不在者投票における投票用紙の様式）（第五条関係）
その一

折目 裏	折目 表	折目 裏	折目 表
政党その他の政治団体の名称又は略称	○ 政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内にひとつ書かないと。	何選挙 船員不在者投票	何選挙 船員不在者投票
		市(区)(町)(村) 選挙管理委員会 印	候補者氏名

その三

折目	表裏	折目
何選挙 船員不在者投票	市(区)(町)(村) 選挙管理委員会 印	

備考

一 様式その一は衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙の船員の不在者投票における投票用紙の様式であり、様式その二は衆議院比例代表選出議員の選挙の船員の不在者投票における投票用紙の様式であり、様式その三是参議院比例代表選出議員の選挙の船員の不在者投票における投票用紙の様式である。

二 用紙は、折りたんだ場合においてなるべく外部から文字を透視することができきない紙質のものを使用しなければならない。

三 様式その一、様式その二又は様式その三による投票用紙は、事情の許す限り、色の異なる用紙を使用しなければならない。

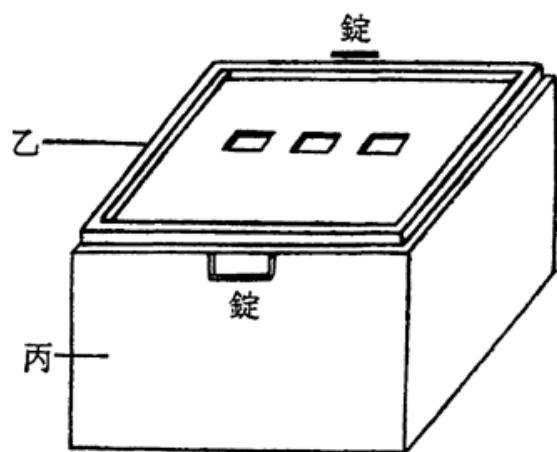
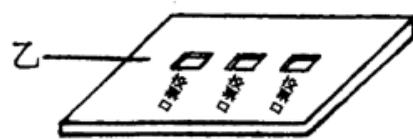
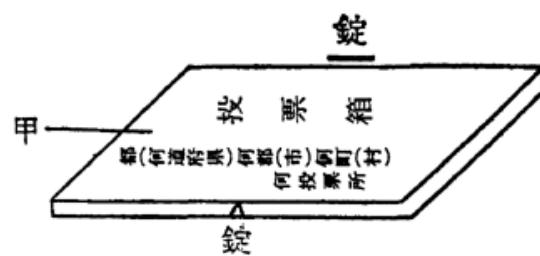
四 投票用紙には、投票用紙を交付する市区町村選挙管理委員会の印を押さなければならない。この場合においては、市区町村の印をもつてこれに代えても差し支えない。

五 市区町村の選挙管理委員会の委員長は、投票用紙に当該選挙の種類を記載して交付しなければならない。

六 投票用紙は、片面印刷の方法により調製しても差し支えない。

第七号様式（投票箱の様式）（第六条関係）

外ぶたの錠は、各々異なつたものを用いること。

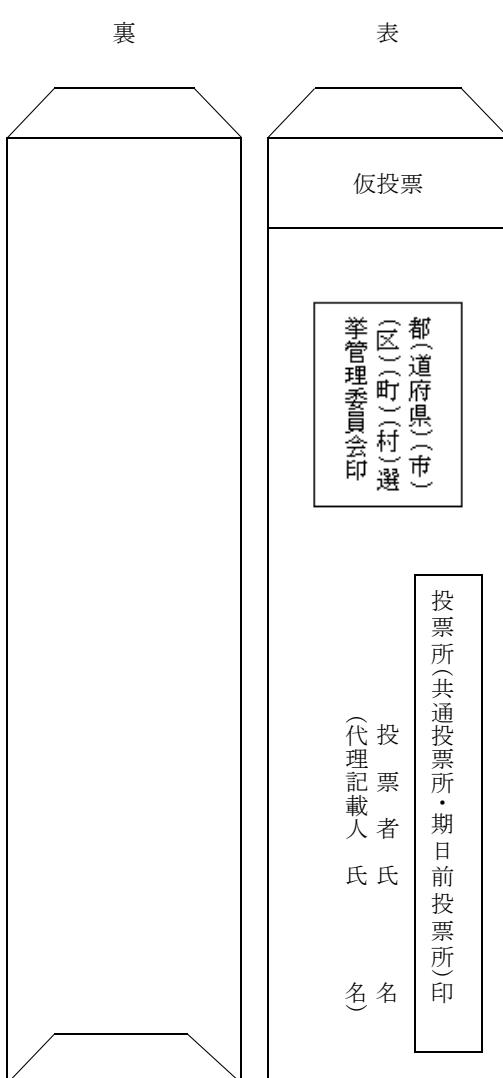


第八号様式（点字投票である旨の表示の様式）（第七条関係）

点	字	投	票
---	---	---	---

備考　この表示は、投票用紙に印章を押し又は印刷しておく方法によつてしなければならない。

第九号様式（仮投票用封筒の様式）（第八条関係）



備考

一 投票所印は、あらかじめ封筒に左の印章を押し又は印刷しておき、各投票所において投票所名を記入し、これに代えても差し支えない。

投票所

- 二 共通投票所印及び期日前投票所印については、備考一に準ずる。ただし、二以上の共通投票所を設けない場合又は二以上の期日前投票所を設けない場合には、共通投票所名又は期日前投票所名を記入する必要はない。
- 三 封筒に押すべき都(道府県)(市)(区)(町)(村)選挙管理委員会印については、第五号様式(衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式)の備考五及び六に準ずる。
- 四 法第五十条の規定による仮投票に関し法第四十八条の規定により代理投票をさせた場合においては、投票管理者は、封筒の表面に法第四十八条該当である旨を記載しなければならない。
- 五 令第四十一条第二項又は第三項の場合においては、表面左下段に代理記載人の氏名を記載しなければならない。

第九号様式の二（令第五十条第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）（第八条の一関係）

請 求 書

選挙人名簿に記載されている 住所	選挙人氏名	生年月日	備考
都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地			

右の選挙人は、何年何月何日執行の何選挙の当日、当何々にあるため、当何々において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第五十条第四項（第五十一条第二項において準用する第五十条第四項）の規定による依頼があつたので、右の選挙人に代わつて、投票用紙（船員の不在者投票用紙）及び投票用封筒の交付を請求します。

何年何月何日

（住所）

何々（船舶その他施設の名称及び不在者投票管理者を記載すること。）（代理人）

氏名

都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）選挙管理委員会委員長 氏 名あて

備 考

- 一 選挙人から令第五十条第三項の申立ての依頼があつた場合は、備考欄に「点字」と記載すること。
- 二 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、令第五十条第五項の申請をする場合は、備考欄に「引続居住」と記載すること。
- 三 選挙の期日の公示又は告示の日前に請求をする場合には、選挙の執行年月日を記載する必要はないが、当該請求に係る選挙を指定する文言を記載すること。

別記第十号様式（期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書）（第九条関係）

宣 誓 書

私は、何選挙の当日、下記のいずれかの期日前投票又は不在者投票の事由に該当する見込みです。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓います。

何年何月何日

氏 名		生年月日	
現 住 所			
選挙人名簿に記載されている住所	(現住所と異なる場合のみ記載すること)		

第十一号様式（令第五十三条第一項及び第五十四条第一項の規定による投票用封筒の様式）（第十条関係）
外封筒

表

何 選 挙

不在者投票

(外封筒)

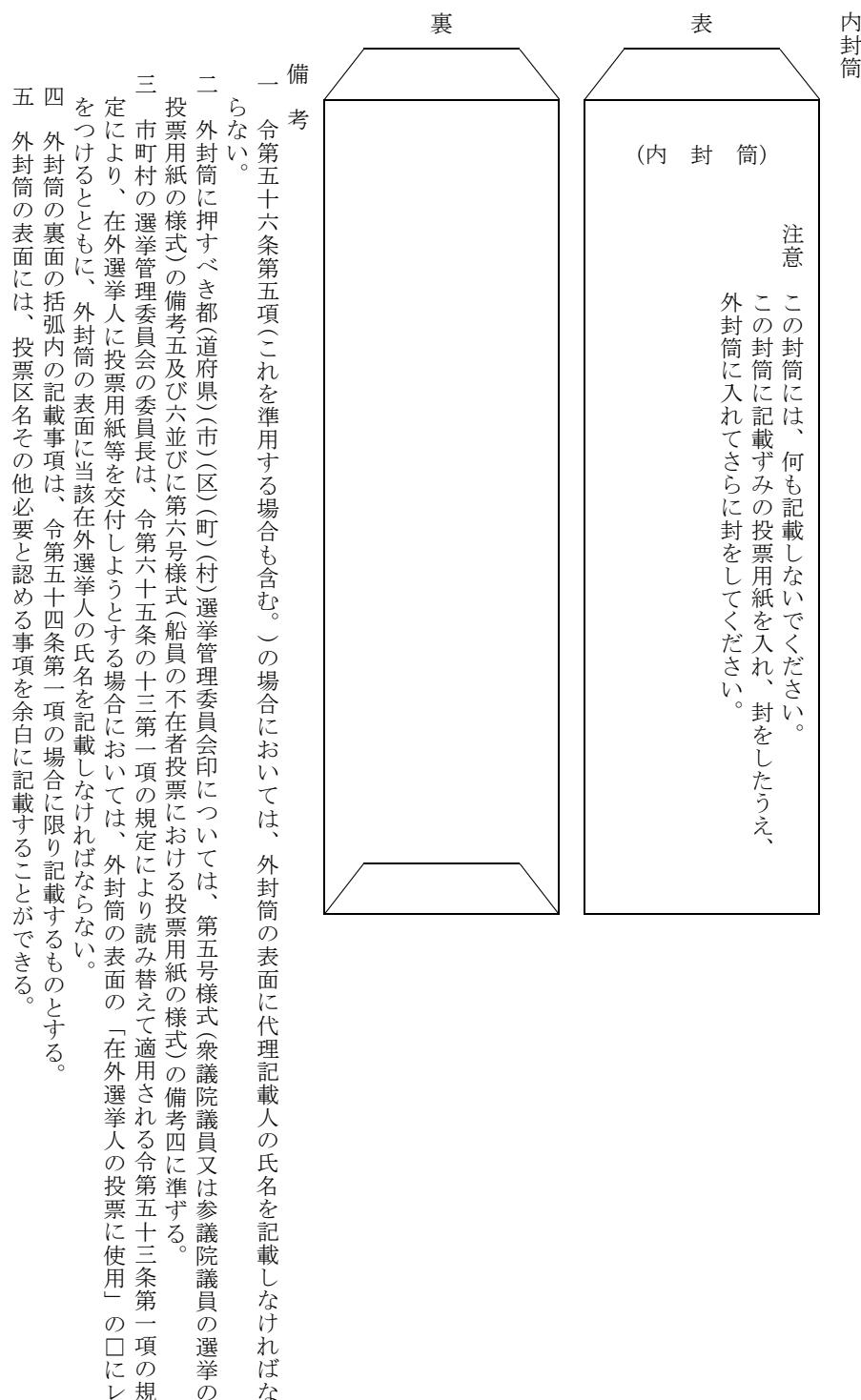
都(道府県)(市)(区)
(町)(村)選挙管理委
員会印

在外選挙人の投票に使用
(在外選挙人 氏名)
投 票 者 氏 名
(代理記載人 氏名)

注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いて下さい。

裏

投票年月日	何年何月何日	投票場所	何の場所
不在者投票管理者	都(道府県)何郡(市)(区)何町(村)選挙管理委員会委員長(何々(船舶その他施設の名称及び不在者投票管理者を記載すること。))		
交付市町村名			
交付年月日	何年何月何日	都(道府県)	
船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名			
何郡(市)(区)何町(村)			



第十二号様式（不在者投票証明書の様式）（第十条関係）

不在者投票証明書

選舉人の氏名	選舉人の生年月日	選舉人の事項	選舉
	何年何月何日生	投票をしようとする病院、老人ホームその他の施設の名称	何年何月何日執行何選挙

右のとおり証明する。

何年何月何日

都(何道府県)何郡(市)(区)
何町(村)選挙管理委員会委員長

氏

名印

第十三号様式（不在者投票証明書用封筒の様式）（第十条関係）

注意 この封筒は、開かずそのまま不在者投票管理者に提出して下さい。
開封すると不在者投票はできません。

選挙人 氏名

不在者投票証明書 在中

表

裏

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長
氏名印

備考 封かんの箇所には、市(区)(町)(村)選挙管理委員会の委員長の印をおさなければならない。

第十三号様式の二及び第十三号様式の三 削除
第十三号様式の四（郵便等投票証明書交付申請書の様式）（第十条の三関係）

第十三号様式の四（郵便等投票証明書交付申請書の様式）（第十条の三関係）

郵便等投票証明書交付申請書

公職選挙法施行令第五十九条の三の規定によつて郵便等投票証明書の交付を受けたいので、必要書類を添え申請します。

何年何月何日

選挙人名簿に記載されている住所

生年月日

氏名

何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長氏名あて

添付書類

身体障害者手帳若しくは令第五十九条の二第一号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面 戰傷病者手帳若しくは令第五十九条の二第二号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面又は介護保険の被保険者証

備考 氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。

第十三号様式の四の二（令第五十九条の三の二第二項の規定による申請と併せて行う場合の郵便等投票証明書交付申請書の様式）（第十条の三関係）

郵便等投票証明書交付申請書

公職選挙法施行令第五十九条の三及び第五十九条の三の二の規定によつて、郵便等投票証明書の交付を受け、併せて当該郵便等投票証明書に公職選挙法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けたいので、必要書類を添え申請します。

何年何月何日

選挙人名簿に記載されている住所

生年月日

何市（区）町（村）選挙管理委員会委員長 氏名 あて

添付書類

一 令第五十九条の三第三項の書類 身体障害者手帳若しくは令第五十九条の二第一号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面、戦傷病者手帳若しくは令第五十九条の二第一号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面又は介護保険の被保険者証

一 令第五十九条の三の二第三項の書類 身体障害者手帳若しくは令第五十九条の二第一項第一号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面又は戦傷病者手帳若しくは令第五十九条の三の二第一項第一号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面

第十三号様式の五(郵便等投票証明書の様式)(第十条の三関係)

その一

郵便等投票証明書	
選挙人名簿 に記載され ている住所	
氏名	
有効期間 何年何月何日から	
何年何月何日まで	
上記の者は、公職選挙法第49条第2項に規定する選挙人に該当する者であることを証明 する。	
何市(区)(町) (村)選挙管理 委員会委員長 氏名	印

備考

- 1 この様式は、法第49条第2項に規定する選挙人で同条第3項に規定する選挙人でないものに係る郵便等投票証明書の様式である。
- 2 用紙はなるべく上質の厚紙を用いなければならない。

裏

代理記載人となるべき者の氏名	届出年月日 (変更年月日)	選挙管理委員会委員長の印
備考		

表

その二

郵便等投票証明書	
選挙人名簿に記載されている住所	氏名
有効期間 何年何月何日から 何年何月何日まで	
上記の者は、公職選挙法第49条第2項及び第3項に規定する選挙人に該当する者であることを証明する。	
何市(区)(町) (村)選挙管理委員会委員長 氏名	印

備考

- 1 この様式は、法第49条第3項に規定する選挙人に係る郵便等投票証明書の様式である。
- 2 用紙はなるべく上質の厚紙を用いなければならない。
- 3 令第59条の3の3第1項の規定による届出があつたときは、裏面に届け出られた代理記載人となるべき者の氏名及び届出(変更)の年月日を記載するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。
- 4 令第59条の3の2第5項の規定によつて記載をする場合においては、裏面の備考欄に法第49条第3項に規定する選挙人に該当しなくなつた旨及びその年月日を記載するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。

第十三号様式の五の二（法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載に係る申請書の様式）（第十条の三の一関係）

請求書

公職選挙法施行令第五十九条の三の二の規定によつて郵便等投票証明書に公職選挙法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載に係る申請書類を添え申請します。

何年何月何日

選挙人名簿に記載されている住所

生年月日

何市（区）町（村）選挙管理委員会委員長 氏名 あて

添付書類

一 郵便等投票証明書

二 身体障害者手帳若しくは令第五十九条の三の二第一項第一号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面又は戦傷病者手帳若しくは令第五十九条の三の二第一項第二号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面

第十二号様式の五の三（法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当しなくなつた旨の届出書の様式）（第十条の三の一関係）

書

私は、何年何月何日に公職選挙法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当しなくなつたので、公職選挙法施行令第五十九条の三の二第五項の規定により郵便等投票証明書を添えて届け出ます。

何年何月何日

選挙人名簿に記載されている住所
生年月日

何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏名
あて

第十三号様式の五の四（代理記載人となるべき者の届出書の様式）（第十条の三の三
関係）
代理記載人となるべき者の届出書

代理記載人となるべき者
住所 都道府県 何都(市) 何町(村) 何番地 氏 名

右のとおり必要書類を添えて代理記載人となるべき者の届出をします。
何年何月何日 何年何月何日 生名

選挙人名簿に記載されている住所
生年月日

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 あて
氏 名

添付書類

- 一 郵便等投票証明書
- 二 代理記載人となるべき者の代理記載人となることの同意書及び選挙権を有する者である旨の宣誓書

第十三号様式の五の五（代理記載人となるべき者の代理記載人となることの同意書及び選挙権を有する者である旨の宣誓書の様式）（第十条の三の三関係）

同意書及び宣誓書

私は、選挙人何々の代理記載人となることに同意します。

また、私は、選挙権を有する者であることを誓います。

何年何月何日

都（道府県）何郡（市）何町（村）何番地
名 氏

備考 氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。

第十三号様式の六（郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）（第十条の四関係）
その一

請　　求　　書

公職選挙法第四十九条第二項の規定により、何選挙において、次の現在する場所で郵便等による不在者投票を行いたいので、同法施行令第五十九条の四第一項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

現在する場所　都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)何番地

何年何月何日

氏名

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長　氏名あて

備考

- 一　氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。
- 二　投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されるので、明確に記載すること。
- 三　郵便等投票証明書を必ず提示すること。
- 四　都道府県の議会の議員又は長の選挙において、令第五十九条の四第三項の申請をする場合は、適当な箇所に「引続居住」と記載すること。

その二一

請
求
書

公職選挙法第四十九条第二項の規定により、何選挙において、次の現在する場所で郵便等による不在者投票を行いたいので、同法施行令第五十九条の四第二項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

現在する場所 都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)何番地

何年何月何日

氏

名

代理記載人となるべき者の氏名

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名あて

備考

- 一 氏名欄には、選挙人の氏名を記載すること。
- 二 代理記載人となるべき者の氏名欄の氏名は、代理記載人となるべき者が必ず自分で書くこと。
- 三 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されるので、明確に記載すること。
- 四 郵便等投票証明書を必ず提示すること。
- 五 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、令第五十九条の四第三項の申請をする場合は、適当な箇所に「引続居住」と記載すること。

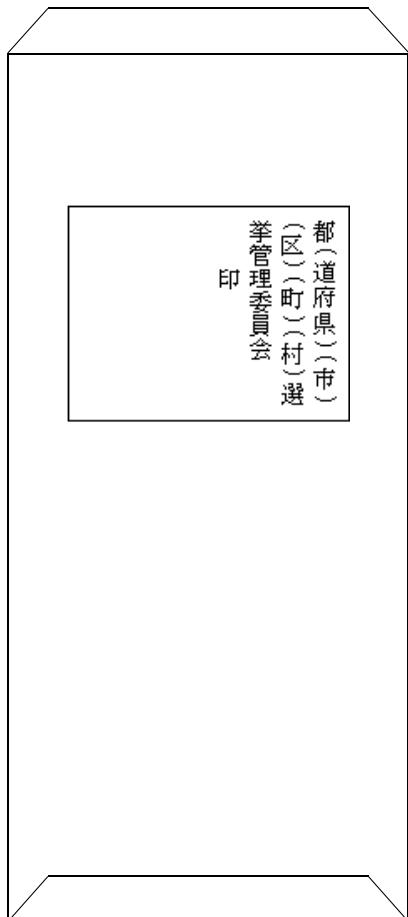
備考 様式その一は令第五十九条の四第一項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求する場合の様式であり、様式その二是令第五十九条の四第二項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求する場合の様式である。

第十三号様式の七（郵便等による不在者投票における投票用封筒の様式）（第十条の五関係）
外封筒（令第五十九条の四第一項の規定により請求を受けた場合）

表

何 選 挙 <u>郵便等による不在者投票</u> (外) 封 筒)	
<p>投票記載年月日 何年何月何日</p> <p>投票記載場所 都(道府県)何郡(市)(区)何町(村)何番地</p> <p>注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。</p>	<p>右の年月日及び場所において自ら投票の記載をいたしました。</p> <p>投票者 氏 名</p>

裏



外封筒(令第五十九条の四第一項の規定により請求を受けた場合)

表

何選挙

郵便等による不在者投票

(外封筒)

投票記載年月日 何年何月何日
投票記載場所 都(道府県)何郡(市)(区)何町(村)何番地

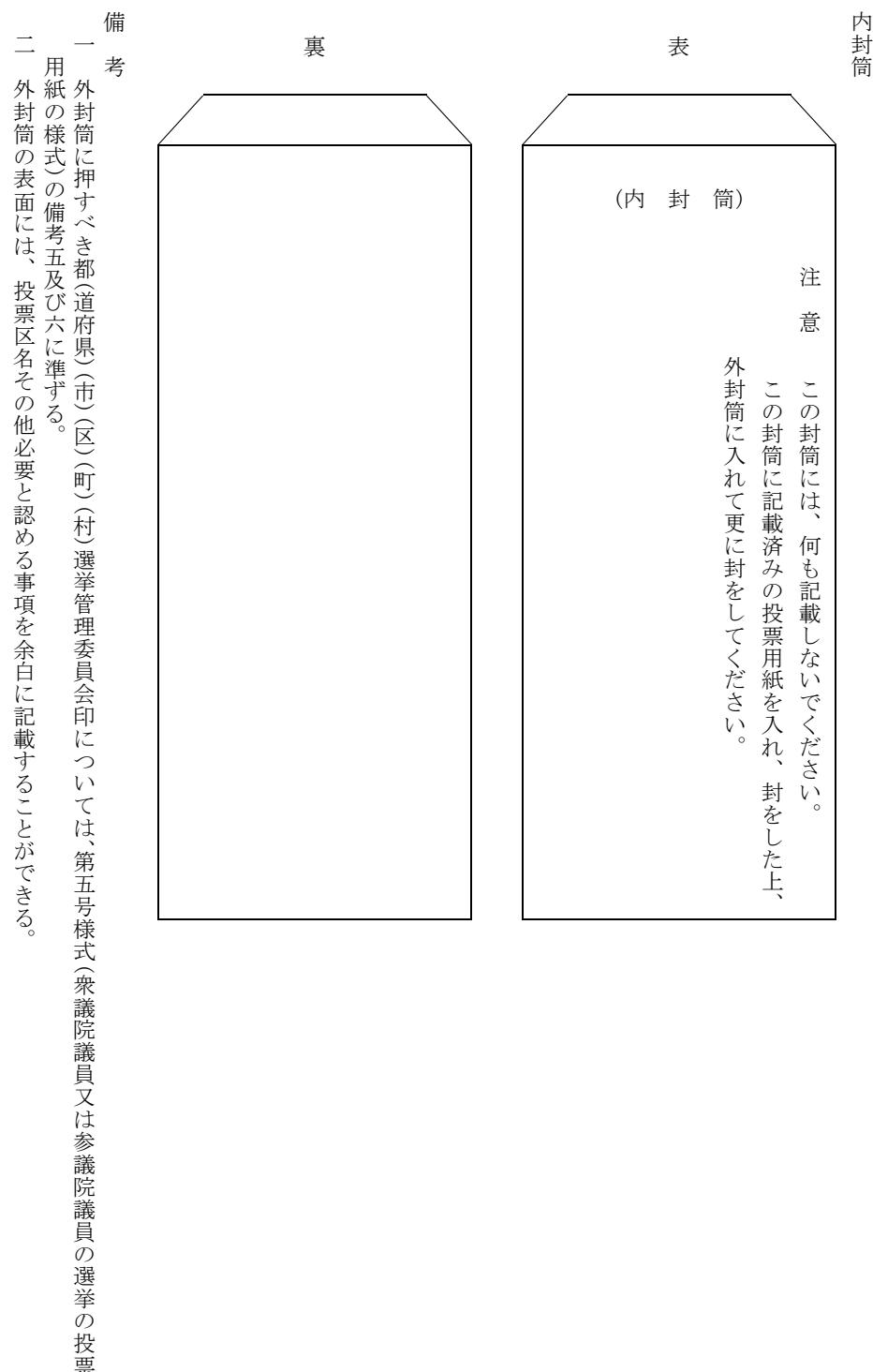
右の年月日及び場所において次の代理記載人をして投票の記載をさせました。

投票者 氏名
代理記載人 氏名

注意 投票者欄には、選挙人の氏名を記載してください。また、代理記載人欄の氏名は、代理記載人が必ず自分で書いてください。

裏

都(道府県)(市)
(区)(町)(村)選
挙管理委員会
印



第十三号様式の七の二（特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）（第十条の五の三関係）

選挙人名簿に記載されている住所 都（何道府県）何郡（市）（区） 何町（村）何番何号	選挙人氏名	生年月日	備考

右の選挙人は、何年何月何日執行の何選挙の当日、当何々に属し何処々において活動しているため、当何々の長である私の管理する投票記載場所において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第五十九条の五の四第一項の規定による申出があつたので、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

何年何月何日

（住所）

何々（特定国外派遣組織の名称を記載すること）の長（代理人）

（特定国外派遣組織の長が直接国外において郵送で交付を受ける場合の送付先）

都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）選挙管理委員会委員長

氏名あて

氏名

添付書類請求者が特定国外派遣組織の長であることを証する書面

備考

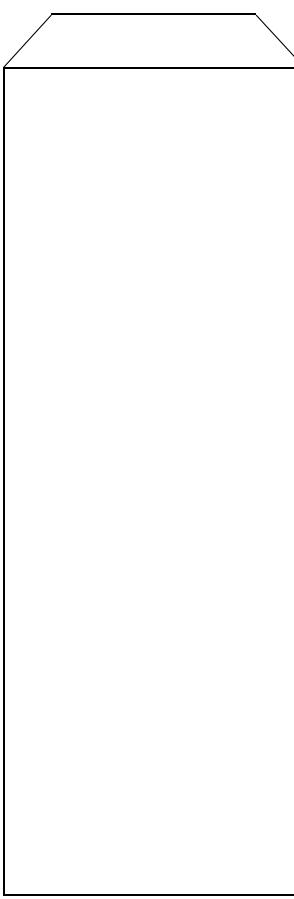
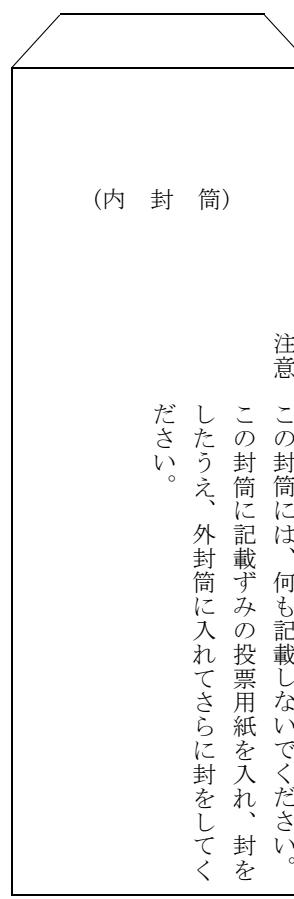
一 選挙人から令第五十九条の五の四第二項の申立てがあつた場合は、備考欄に「点字」と記載すること。

二 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、令第五十九条の五の四第六項の申請をする場合には、備考欄に「引続居住」と記載すること。

三 選挙の期日の公示又は告示の日前に請求をする場合には、選挙の執行年月日を記載する必要はないが、当該請求に係る選挙を指定する文言を記載すること。

第十三号様式の七の三（特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒の様式）（第十条の五の四関係）
外封筒

裏	表
投票年月日 何年何月何日	投票場所 何の場所
不在者投票管理者 何々（特定国外派遣組織の名称を記載すること。）の長	注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いて下さい。
立会人 氏 氏 名 名	都（道府県）（市） （区） （町）（村）選挙管理 委員会印 投票者 （代理記載人）氏名

<p>備考</p> <p>一 令第五十九条の五の四第十二項において準用する令第五十六条第五項の場合においては、外封筒の表面に代理記載人の氏名を記載しなければならない。</p> <p>二 外封筒に押すべき都(道府県)(市)(区)(町)(村)選挙管理委員会印については、第五号様式(衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式)の備考五及び六並びに第六号様式(船員の不在者投票における投票用紙の様式)の備考四に準ずる。</p> <p>三 外封筒の表面には、投票区名その他必要と認める事項を余白に記載することができる。</p>	 <p>表</p>	 <p>表</p> <p>(内 封 简)</p>	<p>内封筒</p> <p>注意</p> <p>この封筒には、何も記載しないでください。 この封筒に記載すみの投票用紙を入れ、封を したうえ、外封筒に入れてさらに封をしてく ださい。</p>
--	---	---	---

第十三号様式の八(指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式) (第十条の六関係)

選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名	生年月日	船員手帳の番号	備考
都(何道府県)何郡(市)(区) 何町(村)何番何号				

当何々丸は、遠洋区域を航行区域とする(公職選挙法施行規則第十七条の二第何項第何号の規定に該当する)船舶であり、何年何月何日、何々に向け、何々港を出港し、何年何月何日、何々港に帰港する予定であるが、当何々丸に乗り組む右の船員から第何回衆議院議員総選挙第何回参議院議員通常選挙について公職選挙法施行令第五十九条の六第一項の申出を受けたので、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を請求します。

何年何月何日

船舶の名称
何々丸
船舶内に設置された投票の送信に用いる
ファクシミリ装置の番号

(船舶の所有者 住所 都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)何番何号
氏名(名前)
船長 住所 都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)何番何号
氏名(名前)
船長代理者 住所 都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)何番何号
氏名(名前))

都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)選挙管理委員会委員長あて

添付書類
船舶安全法第九条第一項に規定する船舶検査証書、漁業法第五十六条第一項に規定する許可証又は船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第三条第一項に規定する使用船舶明細報告書の写し若しくはこれに準ずるもの

備考
「船員手帳の番号」欄には、船員が自衛隊員である場合にあつては「自衛隊員」と記載し、実習生である場合にあつては「実習生」と記載すること。

第十三号様式の八の二（不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式）（第十条の六関係）

私は、公職選挙法施行規則第十七条の二第何項第何号の規定に該当する遠洋区域を航行区域とする船舶等である何々丸に乗る船員であり、当該船舶は、何年何月何日、何々に向け、何々港を出港し、何年何月何日、何々港に帰港する予定であるが、公職選挙法第四十九条第八項の規定により、第何回衆議院議員総選挙（第何回参議院議員通常選挙）について不在者投票を行いたいので、公職選挙法施行令第五十九条の六の三第一項の規定により、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を請求します。

何年何月何日

請求書

選挙人名簿に記載されている住所 都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番何号
選挙人氏名

生年月日
船員手帳の番号

船舶の名称 何々丸

船舶内に設置された投票の送信に用いる
ファクシミリ装置の番号

船舶の所有者 住所 都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番何号
氏名（名稱）

船員代理者 住所 都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番何号
氏名（名稱）
名

都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）選挙管理委員会委員長あて

添付書類

- 一 船舶安全法第九条第一項に規定する船舶検査証書、漁業法第五十六条第一項に規定する許可証又は船舶運航事業所等の提出する定期報告書に関する省令第三条第一項に規定する使用船舶明細報告書の写し若しくはこれに準ずるもの
- 二 乗船することが見込まれる令第五十五条第六項に規定する指定船舶等の本請求の時における船員法第十八条第一項第二号に規定する海員名簿の写しその他の当該指定船舶等に乗る日本国民たる船員の数が二人以下であると見込まれることを証する書面

備考

「船員手帳の番号」欄には、船員が自衛隊員である場合にあつては「自衛隊員」と記載し、実習生である場合にあつては「実習生」と記載すること。

第十三号様式の九(指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙の様式)(第十条の七関係)

<p>【必要事項記載部分】</p> <p>1. 指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項</p> <p>①指定市町村名 都道府県 _____ 市町村 _____ (区)</p> <p>②この用紙を船長又は船員に交付した年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>③選挙の種類</p> <p>④船員の選挙人名簿登録地市町村名 都道府県 _____ 市町村 _____ (区)</p> <p>⑤令第59条の6又は第59条の6の3に係る請求の別 第59条の6に係る請求 _____ 第59条の6の3に係る請求 _____</p> <p>2. 不在者投票管理者等の記載事項</p> <p>①氏名(署名) _____</p> <p>②指定船舶等の名称 _____</p> <p>③この用紙を船員に交付した年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>3. 立会人の記載事項</p> <p>氏名(署名) _____</p> <p>4. 船員の記載事項</p> <p>①氏名(署名) _____</p> <p>②住所 市区町村 _____</p> <p>③選挙人名簿登録証明書の交付年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>④船員手帳の番号 _____</p> <p>5. 代理投票の仮投票の場合</p> <p>代理記載人の署名 _____</p>		<p>【投票記載部分】</p> <p>○ 注 意</p> <p>政党その他の政治団体の名称又は略称</p> <p>(切り取り線)</p> <p>アカシミリ送信時の用紙の向き ※送信する際には、用紙の向き及び表裏に注意してください。</p>

【注意事項記載欄】

1 投票送信用紙の交付から送信までの手続

(1) 令第59条の6に係る請求の場合

① この投票送信用紙の交付を受けた船員は、1、2、3欄に記載された事項を消したり、修正を加えたりせず、投票の記載をする場所で4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。なお、④欄には、当該船員が自衛隊員である場合には「自衛隊員」と記載し、実習生である場合には「実習生」と記載してください。

② 投票の記載を行った船員は、ファクシミリ装置を用いて船長から知らされた電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送信してください。

③ 代理投票の場合は、4欄には代理記載人が記載してください。

④ 5欄には、代理投票の仮投票の場合以外は記載しないでください。

(2) 令第59条の6の3に係る請求の場合

① この投票送信用紙の交付を受けた船員は、1欄及び2欄中②欄に記載されている事項を消したり、修正を加えたりしないでください。

② 船員は、指定市町村の選挙管理委員会の委員長が指定した時間内に確認書の送信を行った後、選挙の期日の公示があった日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間の指定市町村の選挙管理委員会の委員長が定める時間内において、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。なお、④欄には、当該船員が自衛隊員である場合には「自衛隊員」と記載し、実習生である場合には「実習生」と記載し、2欄中①、③欄及び3欄については、何も記載しないでください。

③ 投票の記載を行った船員は、ファクシミリ装置を用いて請求書に記載した電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送信してください。

2 投票送信用紙の送信後の手続

(1) 令第59条の6に係る請求の場合

① 船員は、送信を行った後、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに船長から交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けて、船長に提出してください。

(2) 令第59条の6の3に係る請求の場合

① 船員は、送信を行った後、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けて、確認書とともに保管し、本邦の港に帰つたときに、指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送致してください。

3 出航後に船員が2人以下となった場合の手続

船長は、船員から令第59条の6第8項の請求を受けた場合において、船員の数が2人以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、2欄に必要事項を記載し、3欄には当該船員が法第49条第8項に該当する選挙人である旨を記載した上で、船員に交付してください。

交付を受けた船員は、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。その後は、上記1(2)③及び2(2)①と同様に送信等を行ってください。

なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載し、5欄には何も記載しないでください。

市(区)(町)(村)選挙管理委員会 印

<p>【必要事項記載部分】</p> <p>1. 指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項</p> <p>①指定市町村名 都道府県 _____ 市町村 _____ (区)</p> <p>②この用紙を船長又は船員に交付した年月日 ____ 年 ____ 月 ____ 日</p> <p>③選挙の種類</p> <p>④船員の選挙人名簿登録地市町村名 都道府県 _____ 市町村 _____ (区)</p> <p>⑤令第59条の6又は第59条の6の3に係る請求の別 第59条の6に係る請求 _____ 第59条の6の3に係る請求 _____</p> <p>2. 不在者投票管理者等の記載事項</p> <p>①氏名(署名) _____</p> <p>②指定船舶等の名称 _____</p> <p>③この用紙を船員に交付した年月日 ____ 年 ____ 月 ____ 日</p> <p>3. 立会人の記載事項</p> <p>氏名(署名) _____</p> <p>4. 船員の記載事項</p> <p>①氏名(署名) _____</p> <p>②住所 市区町村 _____</p> <p>③選挙人名簿登録証明書の交付年月日 ____ 年 ____ 月 ____ 日</p> <p>④船員手帳の番号 _____</p> <p>5. 代理投票の仮投票の場合</p> <p>代理記載人の署名 _____</p>		<p>【投票記載部分】</p> <p>こうほしやしめい 候補者氏名 また 又は せいよう た 政党その他の せいじだんたい の政治団体 めいしうも の名称若し りやくしょ くは略称</p> <p>(切り取り線)</p>	<p>何選挙洋上投票</p> <p>その三</p> <p>一 ○ 二 欄内に一人書くこと。 三 候補者の氏名を、欄内に書いてください。 四 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、 五 一つ書くこともできること。</p>

(切り取り線)

ファクシミリ送信時の
用紙の向き
〔※送信する際には、用紙の向き及び表
裏に注意してください。〕

【注意事項記載欄】

1 投票送信用紙の交付から送信までの手続

(1) 令第59条の6に係る請求の場合

① この投票送信用紙の交付を受けた船員は、1、2、3欄に記載された事項を消したり、修正を加えたりせず、投票の記載をする場所で4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。なお、④欄には、当該船員が自衛隊員である場合には「自衛隊員」と記載し、実習生である場合には「実習生」と記載してください。

② 投票の記載を行った船員は、ファクシミリ装置を用いて船長から知らされた電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送信してください。

③ 代理投票の場合は、4欄には代理記載人が記載してください。

④ 5欄には、代理投票の仮投票の場合以外は記載しないでください。

(2) 令第59条の6の3に係る請求の場合

① この投票送信用紙の交付を受けた船員は、1欄及び2欄中②欄に記載されている事項を消したり、修正を加えたりしないでください。

② 船員は、指定市町村の選挙管理委員会の委員長が指定した時間内に確認書の送信を行った後、選挙の期日の公示があった日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間の指定市町村の選挙管理委員会の委員長が定める時間内において、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。なお、④欄には、当該船員が自衛隊員である場合には「自衛隊員」と記載し、実習生である場合には「実習生」と記載し、2欄中①、③欄及び3欄については、何も記載しないでください。

③ 投票の記載を行った船員は、ファクシミリ装置を用いて請求書に記載した電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送信してください。

2 投票送信用紙の送信後の手続

(1) 令第59条の6に係る請求の場合

① 船員は、送信を行った後、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに船長から交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けて、船長に提出してください。

(2) 令第59条の6の3に係る請求の場合

① 船員は、送信を行った後、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けて、確認書とともに保管し、本邦の港に帰つたときに、指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送致してください。

3 出航後に船員が2人以下となった場合の手続

船長は、船員から令第59条の6第8項の請求を受けた場合において、船員の数が2人以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、2欄に必要事項を記載し、3欄には当該船員が法第49条第8項に該当する選挙人である旨を記載した上で、船員に交付してください。

交付を受けた船員は、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。その後は、上記1(2)③及び2(2)①と同様に送信等を行ってください。

なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載し、5欄には何も記載しないでください。

市(区)(町)(村)選挙管理委員会 印

備考

- 一 投票送信用紙は両面印刷の方法により調製しても差し支えないが、投票記載部分及び必要事項記載部分の裏面には何も印刷しないこと。
- 二 様式その一は衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の投票送信用紙の様式であり、様式その二は衆議院比例代表選出議員の選挙の投票送信用紙の様式であり、様式その三は参議院比例代表選出議員の選挙の投票送信用紙の様式である。
- 三 投票送信用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 四 投票送信用紙に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印は、指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、指定市町村の印をもつてこれに代えても差し支えない。
- 五 不正行為を防止することができる方法で投票送信用紙を印刷することができると認められる場合に限り、指定市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票送信用紙に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。
- 六 投票記載部分に選挙の種類を記載する際には「第何回衆議院小選挙区選出議員選挙」等と記載しなければならない。
- 七 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第五十九条の六に係る請求を受けた場合は投票送信用紙の必要事項記載部分の「1. 指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄及び「2. 不在者投票管理者等の記載事項」欄中、「②指定船舶等の名称」欄に必要な事項を記入して交付しなければならない。
- 八 投票送信用紙の注意事項記載欄の余白には、必要と認められる事項を記載することができる。

第十三号様式の九の二（不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票における確認書の様式）（第十条の七関係）

<p>【必要事項記載部分】</p> <p>1. 指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項</p> <p>①指定市町村名 _____ 都道府県 _____ 市町村 _____ (区)</p> <p>②船員手帳の番号 _____</p> <p>自衛隊員又は実習生の場合は、選挙人名簿登録証明書の交付年月日を記載するとともに、自衛隊員である場合には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載すること。</p> <p>(切り取り線)</p> <p>2. 船員の記載事項</p> <p>①氏名(署名) _____</p> <p>②記載した日時 _____ 年 月 日 時 分</p>	<p>何選挙洋上投票 確認書</p> <p>確 認 用</p>
<p>(切り取り線)</p>	
 <p>ファクシミリ送信時の用紙の向き</p> <p>〔※送信する際には、用紙の向き及び表裏に注意してください。〕</p>	
<p>【注意事項記載欄】</p> <p>1 この確認書の交付を受けた船員は、1欄に記載された事項を消したり、修正を加えたりしないでください。</p> <p>2 船員は、2欄にもれなく記載をした後、指定市町村の選挙管理委員会の委員長が定める時間内に、ファクシミリ装置を用いて請求書に記載した電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送信してください。</p> <p>3 送信後は、指定市町村の選挙管理委員会の委員長からの確認を受けてください。</p> <p>4 指定市町村の選挙管理委員会の委員長からの確認を受けた後、投票送信用紙を用いた投票を行ってください。</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">市(区)(町)(村)選挙管理委員会 印</div>	

備考

- 一 確認書は片面印刷の方法により調製しなければならない。
- 二 確認書の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 三 確認書に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印は、指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、指定市町村の印をもつてこれに代えても差し支えない。
- 四 不正行為を防止することができる方法で確認書を印刷することができると認められる場合に限り、指定市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、確認書に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。
- 五 確認書の余白には、必要と認められる事項を記載することができる。

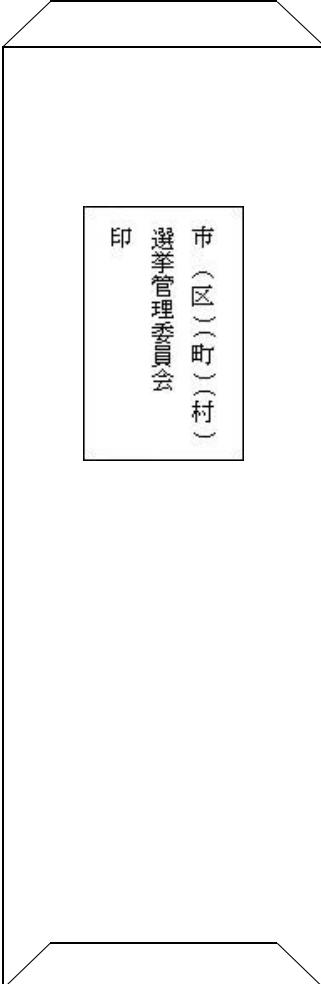
第十三号様式の十（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙用封筒の様式）（第十条の七関係）

表

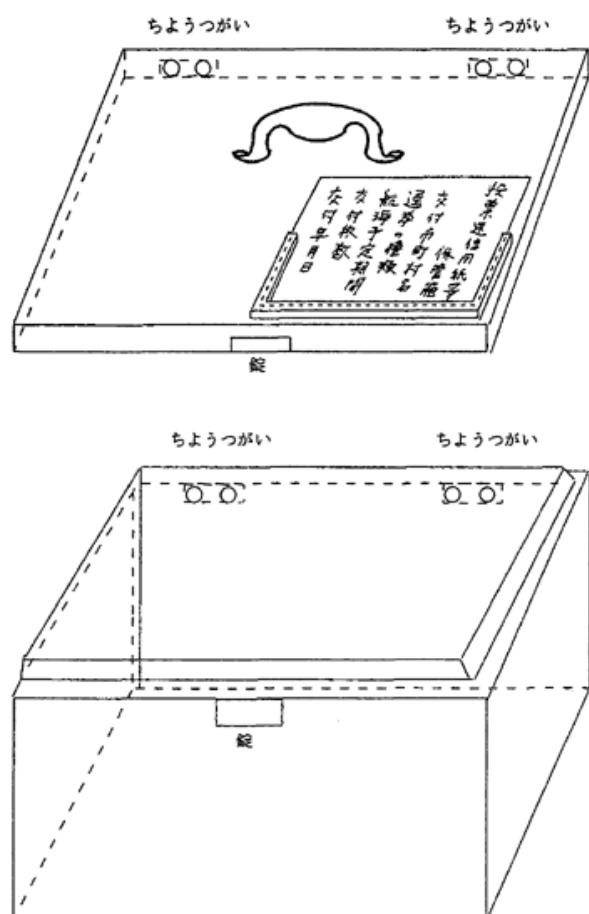
注意　投票送信用紙の必要事項記載部分をはり付けてください。

裏

市（区）（町）（村）
選挙管理委員会
印



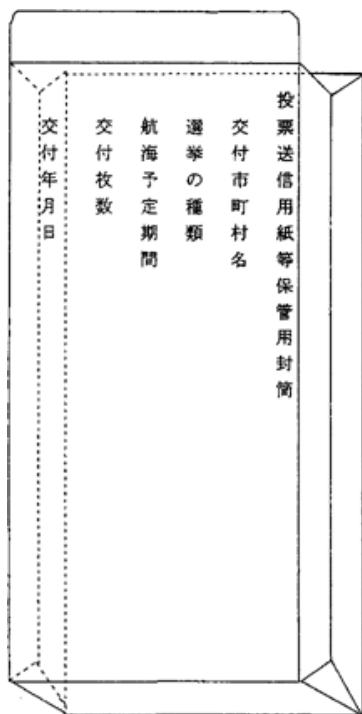
- 備考
- 一 投票送信用紙用封筒に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印については、第十三号様式の九の備考四及び五に準ずる。
 - 二 投票送信用紙用封筒は、投票送信用紙の投票記載部分を入れた場合において外部から文字を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。



第十三号様式の十一（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙等保管箱の様式）（第十条の八関係）

第十三号様式の十一（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙等保管用封筒の様式）（第十条の八関係）

第十三号様式の十一（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙等保管用封筒の様式）（第十条の八関係）

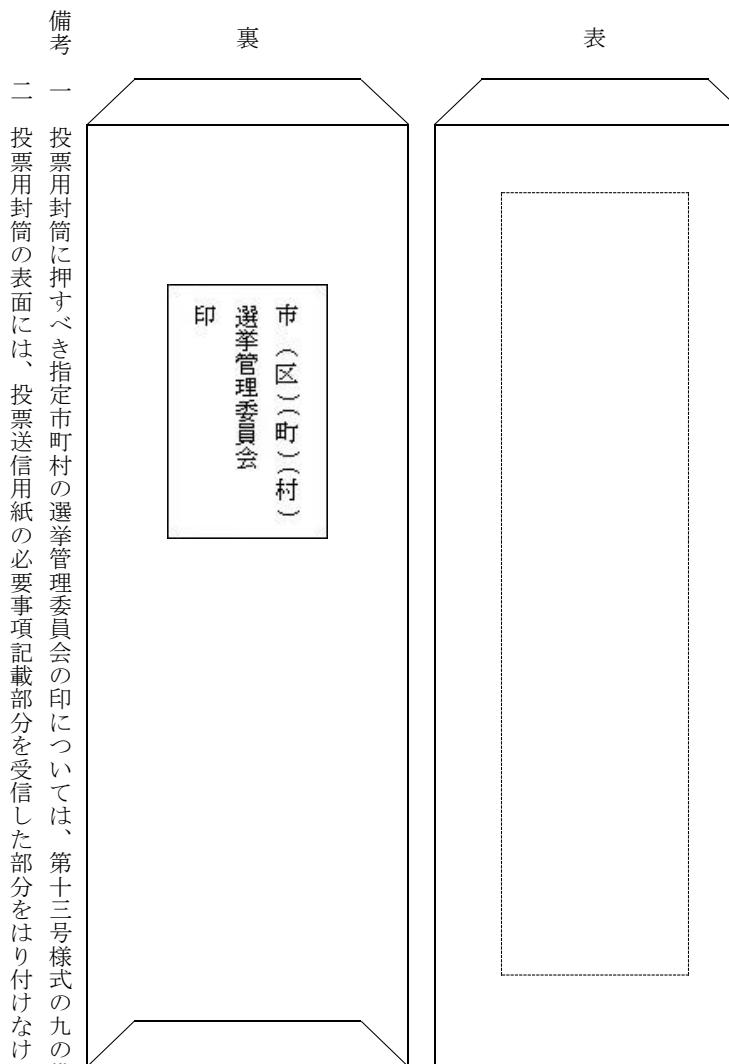


第十三号様式の十三(指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における受信用紙の様式) (第十条の九関係)

<u>受信日時</u>	(投票送信用紙の投票記載部分を受信すべき部分)
(投票送信用紙の必要事項記載部分を受信すべき部分)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> (投票送信用紙の投票記載部分を受信すべき部分) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 市(区)(町)(村)選挙管理委員会印 </div>
(切り取り線)	

備考

- 1 受信用紙は、投票送信用紙の投票記載部分及び必要事項記載部分をそのままの大きさで受信できるものでなければならない。
- 2 受信用紙は、投票送信用紙の投票記載部分を受信した部分を直接外部から見ることができないように覆いを設けられるように調製しなければならない。
- 3 投票送信用紙の投票記載部分を受信すべき部分は、通常用いられている投票用紙と同様の紙質及び外観を有するものでなければならない。
- 4 投票送信用紙の投票記載部分を受信すべき部分には、投票送信用紙の候補者氏名を記載する欄、政党その他の政治団体の名称若しくは略称を記載する欄又は候補者氏名若しくは政党その他の政治団体の名称若しくは略称を記載する欄を受信すべき部分と重ならないように、指定市町村の選挙管理委員会の印をあらかじめ押しておかなければならぬ。
- 5 受信用紙に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印は、指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、指定市町村の印をもつてこれに代えても差し支えない。
- 6 不正行為を防止することができる方法で受信用紙を印刷することができると認められる場合に限り、指定市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、受信用紙に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。



第十三号様式の十四（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票用封筒の様式）（第十条の十関係）

第十三号様式の十五（南極選挙人証交付申請書の様式）（第十条の十一関係）

南極選挙人証交付申請書

公職選挙法施行令第五十九条の七の規定によつて南極選挙人証の交付を受けたいので、必要書類を添え申請します。
選挙人名簿に記載されている住所

生年月日

何年何月何日

何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏 名あて

添付書類

公職選挙法第四十九条第九項に規定する南極地域調査組織に属する選挙人であることを証する書面（南極調査期間の記載があるもの）

備考 氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。

氏 名

第十三号様式の十六(南極選挙人証の様式) (第十条の十一関係)

南極選挙人証							
選挙人名簿に記載 されている住所							
氏名							
上記の者は、選挙人名簿に登録されていることを証明する。							
何年何月何日交付							
都(道府県)何郡(市)(区)何町(村) 選挙管理委員会委員長 氏名 印							
選挙	選挙期日	令第53条の規定による投票用紙の交付	令第59条の8の規定による投票送信用紙の交付		不在者投票用紙の返還	投票送信用紙の返還	通常の投票
			南極地域調査組織	南極調査員に対する交付			
第何回衆議院総選挙(第何回参議院通常選挙)	何年何月何日	何県何郡(市)(区)何町(村)交付	何県何郡(市)(区)何町(村)交付	交付	受領	受領 選挙管理委員会委員長印	交付
備考 この証明書の有効期間は、交付の日から南極調査期間が満了する日(何年何月何日)までとする。							

備考

- 1 用紙はなるべく上質の厚紙を用いなければならない。
- 2 令第35条第3項の規定によつて記入する場合においては、「通常の投票」欄に「交付」と記入するものとする。
- 3 令第53条第1項の規定によつて記入する場合においては、「令第53条の規定による投票用紙の交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。
- 4 令第59条の8第3項において準用する令第59条の6第4項の規定によつて記入する場合においては、「隊長に対する交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。
- 5 令第59条の8第3項において準用する令第59条の6第16項の規定によつて記入する場合においては、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならぬ。

第十三号様式の十七（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式）（第十条の十二関係）

請求書

選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名	生年月日	備考
都（何道府県）何郡（市）（区）何町 （村）何番何号			

第何次南極地域観測隊（越冬隊・夏隊）は、南極地域調査のため、何年何月何日、本邦を出国し、何年何月何日、帰国する予定であるが、当南極地域観測隊（越冬隊・夏隊）に属し又は同行する右の選挙人から第何回衆議院議員総選挙（第何回参議院議員通常選挙）について公職選挙法施行令第五十九条の八第一項の申出を受けたので、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を請求します。

何年何月何日

第何次南極地域観測隊（越冬隊・夏隊）の隊長 氏名

住 所

（隊長代理者 住所 都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番何号 氏名）

南極地域の施設の名称及び当該施設内に設置された投票の送信に用いるファクシミリ装置の番号

船舶の名称及び当該船舶内に設置された投票の送信に用いるファクシミリ装置の番号

船舶の所有者 住所 都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番何号

船 長 住 所 都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番何号 氏名（名 称）

名

都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）選挙管理委員会委員長あて

添付書類

構成員や南極調査期間その他南極地域観測隊の概要を示す資料

備考 選挙人が船員である場合は、備考欄にその旨を記載すること。

第十三号様式の十八（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙の様式）（第十条の十三関係）
その一

【必要事項記載部分】		【投票記載部分】
<p>1. 南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項 ①南極投票指定市町村名 都道府県 市町村 (区)</p> <p>②この用紙を隊長に交付した年月日 年 月 日</p> <p>③選挙の種類</p> <p>④選挙人の選挙人名簿登録地市町村名 都道府県 市町村 (区)</p>		<p>何選挙南極投票 こうしょなんごくとうひょう</p> <p>○候補者氏名 こうほしゃしきなま</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 こうほしゃのしきなまは、らんないにひとりかくこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 こうほしゃでないしゃのしきなまは、かくこと。</p>
<p>2. 不在者投票管理者の記載事項 ①氏名(署名) _____ ②投票記載場所 _____ ③この用紙を選挙人に交付した年月日 年 月 日</p> <p>3. 立会人の記載事項 氏名(署名) _____</p> <p>4. 選挙人の記載事項 ①氏名(署名) _____ ②住所 市区町村 _____</p> <p>③南極選挙人証又は選挙人名簿登録証明書の交付年月日 年 月 日</p> <p>5. 代理投票の仮投票の場合 代理記載人の署名 _____</p>		(切り取り線)
<p>(切り取り線)</p>  <p>ファクシミリ送信時の 用紙の向き</p> <p>【注意事項記載欄】</p> <p>1 「1. 南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄には南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長が、「2. 不在者投票管理者の記載事項」欄には不在者投票管理者である隊長が、「3. 立会人の記載事項」欄には立会人が、それぞれ記載した後、交付されますので、選挙人は記載事項を消したり、修正を加えたりしないでください。</p> <p>2 不在者投票管理者である隊長からこの投票送信用紙の交付を受けた選挙人は、投票の記載をする場所で「4. 選挙人の記載事項」欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。</p> <p>3 投票の記載を行った選挙人は、直ちに不在者投票管理者である隊長が指定したファクシミリ装置を用いて隊長から知らされた電気通信番号を用いて南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてにこの投票送信用紙を送信してください。</p> <p>4 代理投票の場合は、「4. 選挙人の記載事項」欄には代理記載人が記載してください。</p> <p>5 「5. 代理投票の仮投票の場合 代理記載人の署名」欄には、代理投票の仮投票の場合以外は記載しないでください。</p> <p>6 この投票送信用紙をファクシミリ装置を用いて送信する際には、用紙の向き及び表裏に注意してください。</p> <p>7 選挙人は、ファクシミリ装置による送信を行った後は、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに隊長から交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面にはり付けて、隊長に提出してください。</p>		
市(区)(町)(村)選挙管理委員会 印		

<p>【必要事項記載部分】</p> <p>1. 南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項 ①南極投票指定市町村名 都道府県 市町村 (区) ②この用紙を隊長に交付した年月日 年 月 日 ③選挙の種類 ④選挙人の選挙人名簿登録地市町村名 都道府県 市町村 (区)</p> <p>2. 不在者投票管理者の記載事項 ①氏名(署名) _____ ②投票記載場所 _____ ③この用紙を選挙人に交付した年月日 年 月 日</p> <p>3. 立会人の記載事項 氏名(署名) _____</p> <p>4. 選挙人の記載事項 ①氏名(署名) _____ ②住所 市区町村 ③南極選挙人証又は選挙人名簿登録証明書の交付年月日 年 月 日</p> <p>5. 代理投票の仮投票の場合 代理記載人の署名 _____</p>		<p>【投票記載部分】</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;"> ○ 政党その他の政治団体 の名称又は略称 <small>(切り取り線)</small> </td> <td style="text-align: right; vertical-align: top;"> 何選挙南極投票 <small>政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。</small> <small>注意</small> <small>〇 政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。</small> </td> </tr> </table>	○ 政党その他の政治団体 の名称又は略称 <small>(切り取り線)</small>	何選挙南極投票 <small>政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。</small> <small>注意</small> <small>〇 政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。</small>
○ 政党その他の政治団体 の名称又は略称 <small>(切り取り線)</small>	何選挙南極投票 <small>政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。</small> <small>注意</small> <small>〇 政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。</small>			
<small>(切り取り線)</small>  ファクシミリ送信時の用紙の向き				
【注意事項記載欄】 <p>1 「1. 南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄には南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長が、「2. 不在者投票管理者の記載事項」欄には不在者投票管理者である隊長が、「3. 立会人の記載事項」欄には立会人が、それぞれ記載した後、交付されますので、選挙人は記載事項を消したり、修正を加えたりしないでください。</p> <p>2 不在者投票管理者である隊長からこの投票送信用紙の交付を受けた選挙人は、投票の記載をする場所で「4. 選挙人の記載事項」欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。</p> <p>3 投票の記載を行った選挙人は、直ちに不在者投票管理者である隊長が指定したファクシミリ装置を用いて隊長から知らされた電気通信番号を用いて南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてにこの投票送信用紙を送信してください。</p> <p>4 代理投票の場合は、「4. 選挙人の記載事項」欄には代理記載人が記載してください。</p> <p>5 「5. 代理投票の仮投票の場合 代理記載人の署名」欄には、代理投票の仮投票の場合以外は記載しないでください。</p> <p>6 この投票送信用紙をファクシミリ装置を用いて送信する際には、用紙の向き及び表裏に注意してください。</p> <p>7 選挙人は、ファクシミリ装置による送信を行った後は、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに隊長から交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面にはり付けて、隊長に提出してください。</p>				
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> 市(区)(町)(村)選挙管理委員会 印 </div>				

備考

- 一 投票送信用紙は片面印刷の方法により調製しなければならない。
- 二 様式その一は衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の投票送信用紙の様式であり、様式その二は衆議院比例代表選出議員の選挙の投票送信用紙の様式であり、様式その三は参議院比例代表選出議員の選挙の投票送信用紙の様式である。
- 三 投票送信用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 四 投票送信用紙に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印は、南極投票指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、南極投票指定市町村の印をもつてこれに代えても差し支えない。
- 五 不正行為を防止することができる方法で投票送信用紙を印刷することができると認められる場合に限り、南極投票指定市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票送信用紙に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。
- 六 投票記載部分に選挙の種類を記載する際には「第何回衆議院小選挙区選出議員選挙」等と記載しなければならない。
- 七 南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、投票送信用紙の必要事項記載部分の「1. 南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄に必要な事項を記入して交付しなければならない。
- 八 投票送信用紙の注意事項記載欄の余白には、必要と認められる事項を記載することができる。

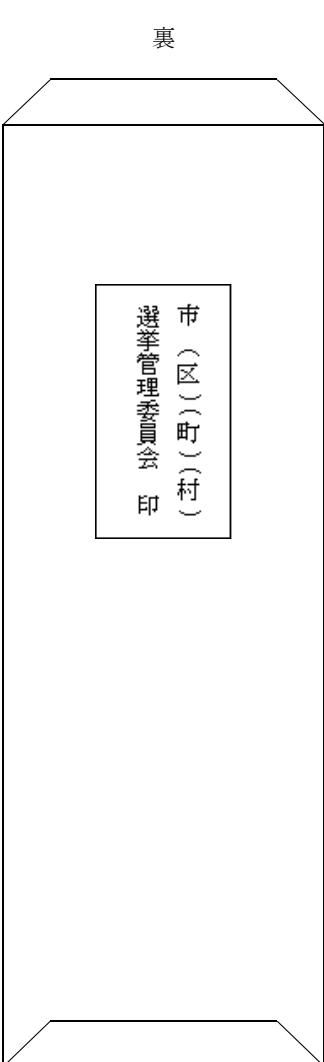
第十三号様式の十九（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙用封筒の様式）（第十条の十三関係）

表

注意　投票送信用紙の必要事項記載部分をはり付けてください。

裏

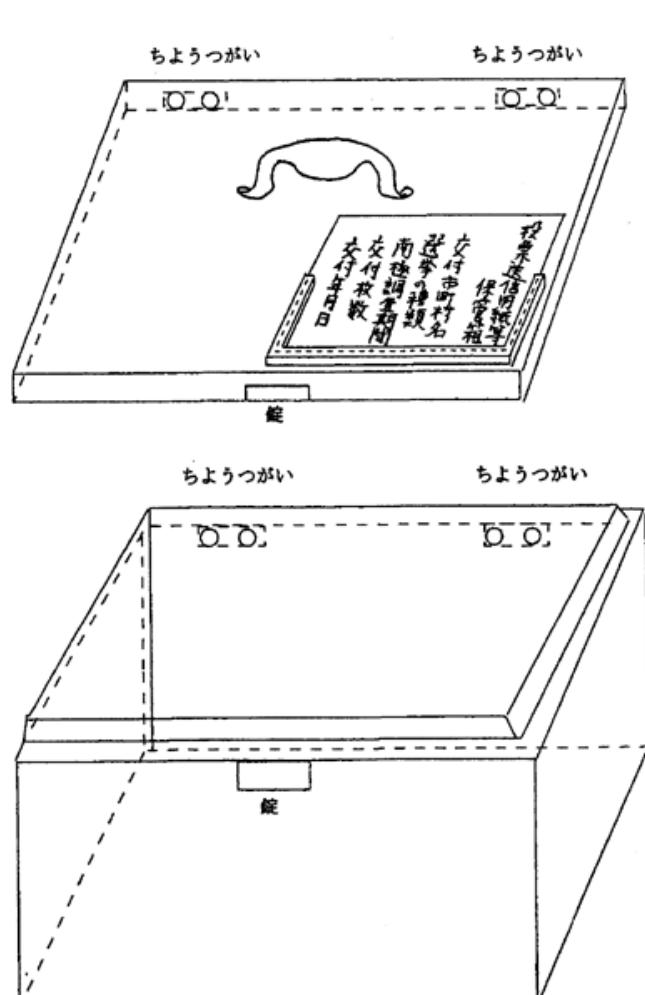
市（区）（町）（村）
選挙管理委員会
印



備考

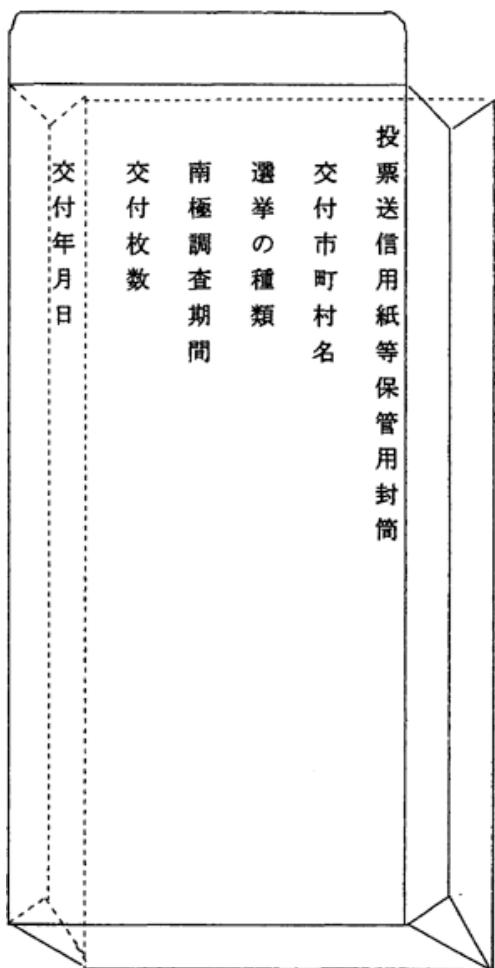
- 一 投票送信用紙用封筒に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印については、第十三号様式の十八の備考四及び五に準する。
- 二 投票送信用紙用封筒は、投票送信用紙の投票記載部分を入れた場合において外部から文字を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。

第十三号様式の二十（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙等保管箱の様式）（第十条の十四関係）



第十三号様式の二十一（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙等保管箱の様式）（第十条の十四関係）

第十三号様式の二十一（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙等保管用封筒の様式）（第十条の十四関係）



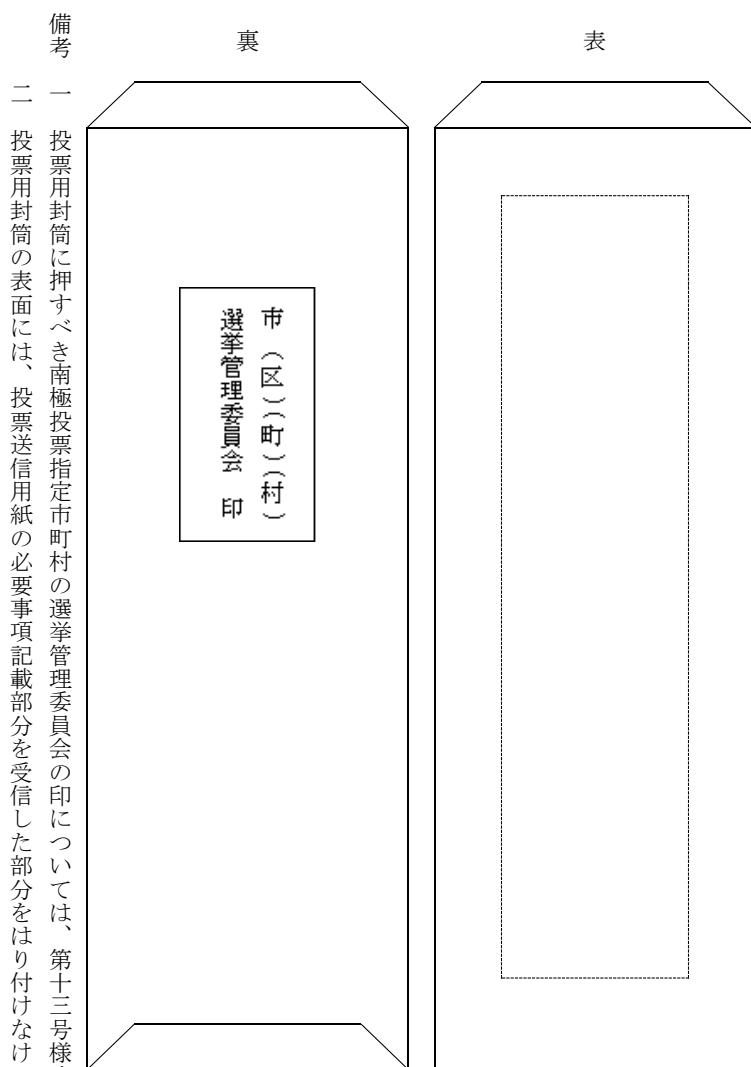
第十三号様式の二十二(南極調査員の不在者投票における受信用紙の様式) (第十条の十五
関係)

<u>受信日時</u>	(投票送信用紙の投票記載部分を受信すべき部分)
(切 り 取 り 線)	(投票送信用紙の必要事項記載部分を受信すべき部分) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">市(区)(町)(村)選挙管理委員会印</div>

備考

- 1 受信用紙は、投票送信用紙の投票記載部分及び必要事項記載部分をそのままの大きさで受信できるものでなければならない。
- 2 受信用紙は、投票送信用紙の投票記載部分を受信した部分を直接外部から見ることができないように覆いを設けられるように調製しなければならない。
- 3 投票送信用紙の投票記載部分を受信すべき部分は、通常用いられている投票用紙と同様の紙質及び外観を有するものでなければならない。
- 4 投票送信用紙の投票記載部分を受信すべき部分には、投票送信用紙の候補者氏名を記載する欄、政党その他の政治団体の名称若しくは略称を記載する欄又は候補者氏名若しくは政党その他の政治団体の名称若しくは呼称を記載する欄を受信すべき部分と重ならないように、南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印をあらかじめ押しておかなければならぬ。
- 5 受信用紙に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印は、南極投票指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、南極投票指定市町村の印をもつてこれに代えても差し支えない。
- 6 不正行為を防止することができる方法で受信用紙を印刷することができると認められる場合に限り、南極投票指定市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、受信用紙に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。

第十三号様式の二十三（南極調査員の不在者投票における投票用封筒の様式）（第十条の十六関係）



- 備考
- 一 投票用封筒に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印については、第十三号様式の十八の備考四及び五に準ずる。
 - 二 投票用封筒の表面には、投票送信用紙の必要事項記載部分を受信した部分をはり付けなければならない。

第十四号様式（立会人となるべき者の届出書の様式）（第十一條関係）

その一

開票（選挙）立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住所 都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地

氏 何年何月何日生名

選挙 何年何月何日執行 何選挙

立会いすべき開票区（選挙区） 何開票区（選挙区）

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

何年何月何日

選挙管理委員会委員長（選挙長・選挙分会長）氏 名あて

その二
開票（選挙）立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住所 都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地

氏 何年何月何日生名

選挙 何年何月何日執行 何選挙

立会いすべき開票区（選挙会・選挙分会） 何開票区

（選挙会・選挙分会）
右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

代表者 氏 名

選挙管理委員会委員長（選挙長・選挙分会長）氏 名あて

備考

一 様式その一は、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙において公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。）が届ける場合の様式であり、様式その二は、衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者届出政党、衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿届出政党等又は参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等が届ける場合の様式である。

二 公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合については本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合については委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第十五号様式（立会人となることの承諾書の様式）（第十一条関係）

承 諾 書

何年何月何日執行の何選挙における開票（選挙）立会人となるべきことを承諾します。

何年何月何日

都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地

氏

候補者 氏 名（政党その他の政治団体の名称 代表者 氏名）あて

名

第十六号様式（政党その他の政治団体の候補者の届出書の様式）（第十二条関係）
衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（政党届出）

政党その他の政治団体に関する事項									
名 称	何(ふりがな)々								
本部の所在地	(〒) 都(道府県)何郡(市)何町(村)字何(町)何番地 (電話)								
代表者の氏名	氏 名								
候補者に関する事項									
一のウェブサイト等のアドレス									
氏名	(ふりがな)								
	性別								
本籍	都(道府県)何郡(市)何町(村)字何(町)何番地								
生年月日	何年何月何日 (満何歳)								
職業	何々								
選挙	何年何月何日執行 何選挙の何選挙区								
一のウェブサイト等のアドレス									
選挙	何年何月何日執行 何選挙の何選挙区								
同時に行われる衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者又は衆議院名簿登載者としようとする者									

添付書類	
備考	
右の通り関係書類を添えて候補者となるべき者の届出をします。	一 政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書
何年何月何日	二 候補者届出要件該当確認書
	三 候補者の重複届出をしていない旨の宣誓書
	四 候補者となることの同意書
	五 候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書
	六 供託証明書
	七 候補者の戸籍の謄本又は抄本

備考

何選挙長 氏

名 あて

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏

名

- 一 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。
- 二 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、衆議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名を記載しなければならない。
- 三 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。
- 四 同時に行われる衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者又は衆議院名簿登載者としようとする者「該当」と記載しなければならない。
- 五 法第八十六条第五項ただし書の規定により同項第一号又は令第八十八条第三項第一号に規定する文書の添付を省略する場合には、「添付書類」欄の「備考」欄にその旨を記載しなければならない。
- 六 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第十六号様式の二（候補者届出要件該当確認書等の様式）（第十二条関係）

候補者届出要件該当確認書

本政党（政治団体）は、所属する衆議院議員又は参議院議員を、左記のとおり五人以上有しております、公職選挙法第八十六条第一項第一号に該当するものであります。

何年何月何日

記

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地

代表者 氏

名

氏名	衆議院議員又は 参議院議員の別	選挙区	選挙執行年月日	備考

備考

- 一 「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。
- 二 令第八十八条の二第一項の場合には、「備考」欄に「前議員」と記載しなければならない。
- 三 所属する衆議院議員又は参議院議員として候補者届出要件該当確認書にその氏名を記載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書（添付書類一）及び令第八十八条の二第二項又は第三項の規定によりその氏名を記載することができないこととされてい者的の氏名を記載していないことを政党その他の政治団体の代表者が誓う旨の宣誓書（添付書類二）を添付しなければならない。

(添付書類一)

承
諾
書

何年何月何日に執行される(任期が満了することに伴う・事由が生じた)何選挙の何選挙区において、何政党(政治団体)に所属する衆議院議員(参議院議員)として候補者届出要件該当確認書に記載されることを承諾します。

何年何月何日

衆議院議員(参議院議員)(選挙区)
氏名

政党その他の政治団体の名称 代表者 氏名 あて

備考 「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。

(添付書類二)

宣
誓
書

何年何月何日に執行される(任期が満了することに伴う・事由が生じた)何選挙の何選挙区において、公職選挙法施行令第八十八条の二第二項又は第三項の規定によりその氏名を記載することができないこととされている者を本政党(政治団体)に所属する衆議院議員又は参議院議員としてその氏名を候補者届出要件該当確認書に記載していないことを誓います。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者 氏名

第十六号様式の三（候補者届出要件該当確認書等の様式）（第十二条、第十二条の九関係）

候補者（候補者の選定手続）届出要件該当確認書

何年何月何日執行の何選挙における本政党（政治団体）の得票総数は何票であり、本政党（政治団体）は、公職選挙法第八十六条第一項第一号に該当するものであります。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地

代表者 氏
名

（内訳）

公職の候補者の氏名	選挙区	得票数
計		

備考 衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合は、公職の候補者別の得票数の内訳を記載しなければならない。衆議院議員の総選挙における比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、選挙区別の得票数の内訳を記載しなければならず、その場合において「公職の候補者の氏名」欄には当該政党その他の政治団体の名称を記載しなければならない。参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、当該政党その他の政治団体に係る各参議院名簿登載者の得票総数を含むものを記載しなければならない。

第十六号様式の四(候補者の重複届出をしていない旨の宣誓書の様式)（第十二条関係）

宣誓書

本政党(政治団体)は、何年何月何日執行の何選挙の何選挙区において、重ねて候補者の届出をしていないことを誓います。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏

名

第十六号様式の五（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者となることの同意書の様式）（第十二条関係）

候補者となることの同意書

何年何月何日執行の何選挙の何選挙区において、何政党（政治団体）の届出に係る候補者となることに同意します。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

代表者 氏 名 あて

氏

名

都（道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地

第十六号様式の六（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者となることができない者でない旨の宣誓書の様式）（第十二条関係）

宣誓書

私は、公職選挙法第八十六条の人（被選挙権のない者等の立候補の禁止）第一項、第八十七条（重複立候補等の禁止）第一項若しくは第二項、第八十七条の二（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員たることを辞した者等の立候補制限）、第二百五十五条の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）又は第二百五十五条の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）の規定により何年何月何日執行の何選挙の何選挙区において候補者となることができない者でないことを誓います。

何年何月何日

都(何道府県)何郡(市)何町(村)字何(町)何番地
氏名

第十六号様式の七（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書の様式）（第十二条

関係）

候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書

何年何月何日執行の何選挙の何選挙区における候補者となるべき者の選定機関及び選定手続については、左記のとおりです。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏

名

何選挙長 氏 名 あて

記

候補者となるべき者の選定機関	構成員の選出方法	候補者となるべき者の選定手續	名 称

何年何月何日執行の何選挙の何選挙区における候補者となるべき者の選定が、右記の選定機関及び選定手続により、何年何月何日に何々において適正に行われたことを誓います。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

選定機関の名称

代表者 氏

名

第十六号様式の八（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の届出書の様式）（第十二条関係）

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（本人届出）

候補者 氏名 (ふりがな)	性別	
本籍 都(道府県)何郡(市)何町(村)字何(町)何番地		
住所 都(道府県)何郡(市)何町(村)字何(町)何番地		
生年月日 何年何月何日 (満何歳)		
職業 何々		
選挙 何年何月何日執行 何選挙の何選挙区		
添付書類 一 候補者となることができない者でない旨の宣誓書 二 団体所属に関する文書 三 团体所属証明書 四 供託証明書 五 候補者の戸籍の謄本又は抄本		
備考 一 「生年月日」欄及び「職業」欄の記載については、第十六号様式の備考に準ずる。 二 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。 三 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。		

右のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

何年何月何日

何選挙長 氏 名 あて

氏

名

第十六号様式の九（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の推薦届出書の様式）（第十二条関係）

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（推薦届出）

候補者 （ふりがな） 名	性別						
		本籍	住所	生年月日	職業	選挙	一のウェブサイト等のアドレス
都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地	都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地	何年何月何日 (満何歳)	何々	何年何月何日執行 何選挙の何選挙区			
添付書類		一 候補者となることができない者でない旨の宣誓書 二 団体所属に関する文書 三 団体所属証明書 四 供託証明書 五 候補者の戸籍の謄本又は抄本 六 候補者の承諾書 七 選挙人名簿登録証明書					

右のとおり推薦届出をします。

何年何月何日

推薦届出者 住所

都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地
氏名
何年何月何日生

推薦届出者 住所

氏名
何年何月何日生

都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地

何選挙長 氏 名 あて

何年何月何日生

備考

- 一 「生年月日」欄及び「職業」欄の記載については、第十六号様式の備考に準ずる。
- 二 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。
- 三 推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第十六号様式の十（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の所属する政党その他の政治団体に関する文書の様式）（第十二条関係）

所属する政党（政治団体）に関する文書

私は、何政党（政治団体）に所属する者であります。

何年何月何日

都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地

氏名

第十六号様式の十一（衆議院小選挙区選出議員の選舉における候補者の所属する政党その他の政治団体の証明書の様式）（第十二条関係）

団体所属証明書

氏名
住所
都(何道府県)何郡(市)何町(村)字何(町)何番地
右の者は、本政党(政治団体)に所属する者であることを証明する。
何年何月何日

政党(支部)(政治団体名)

代表者(支部長、責任者)氏

名

第十六号様式の十二（候補者の推薦届出の承諾書の様式）（第十二条、第十二条の七関係）

候補者推薦届出承諾書

何年何月何日執行の何選挙の何選挙区における候補者となることを承諾します。

何年何月何日

都(何道府県)何郡(市)何町(村)字何(町)何番地
名 氏

推薦届出者 氏 名 あて

第十六号様式の十三（選挙人名簿登録証明書の様式）（第十二条、第十二条の七関係）

選挙人名簿登録証明書

氏 名
住 所 都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地

右の者は、本市（区）町（村）において何年何月何日現在における選挙人名簿に登録されていることを証明する。
何年何月何日

都（何道府県）何郡（市）（区）何（町）（村）
選挙管理委員会委員長 氏

名
印

第十六号様式の十四（候補者届出政党に所属する者でなくなつた旨の届出書の様式）（第十二条関係）

候補者届出政党に所属する者でなくなつた旨の届出書

何年何月執行の何選挙の何選挙区における左記の候補者は、何年何月何日左記の事由により、本政党（政治団体）に所属する者でなくなつたので、届け出ます。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏

名

何選挙長 氏 名 あて

記

候補者の氏名	届出事由
--------	------

備考

- 一 「届出事由」欄には、除名、離党、その他の事由の別を記載しなければならない。
- 二 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

除名の決定手續	除名を決定する機関	何選挙長 氏 名 あて 記	本政党(政治団体)に所属する者の除名の手続については、左記のとおりです。 除名の手続を記載した文書及び宣誓書 何年何月何日
		政党その他の政治団体の名称 本部の所在地 代表者 氏 名	

第十六号様式の十六（候補者の届出の取下げの届出書の様式）（第十二条関係）

候補者の届出の取下げ届出書

候補者届出政党の名称	候補者の氏名	事由
------------	--------	----

右のとおり何年何月何日執行の何選挙の何選挙区における候補者の取下げの届出をします。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏

名

何選挙長 氏 名 あて

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第十六号様式の十七（候補者辞退届出書の様式）（第十二条、第十二条の七関係）

何選挙候補者辞退届出書

候補者 氏 名

事由 何

右のとおり何年何月何日執行の何選挙の何選挙区（何選挙）において候補者たることを辞する旨の届出をします。

何年何月何日

選挙長 氏 名 あて

何選挙候補者 氏 名

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第十六号様式の十八（政党その他の政治団体の届出に係る候補者の通称認定申請書の様式）（第十二条の一関係）

通称認定申請書

候補者 氏 名
ふりがな

呼称 何々
ふりがな

何年何月何日執行の何選挙の何選挙区において、公職選挙法施行令第八十八条第八項の規定により右の呼称を通称として認定されたく申請します。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏

名

何選挙長 氏 名 あて

備考 この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を提示しなければならない。

第十六号様式の十九（政党その他の政治団体の届出に係る通称認定申請の候補者の承諾書の様式）（第十二条の二関係）

承諾書

候補者 氏 ふりがな
名

呼称 何 ふりがな
々

何年何月何日執行の何選挙の何選挙区において、公職選挙法施行令第八十八条第八項の規定により右の呼称を通称として申請することを承諾します。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称 代表者 氏 名 あて

都(何道府県)何郡(市)何町(村)字何(町)何番地

氏 名

第十六号様式の二十（衆議院小選挙区選出議員の選舉における候補者の通称認定申請書の様式）（第十二条の二関係）

通称認定申請書

候補者 氏名
ふりがな

呼称何々
ふりがな

何年何月何日執行の何選挙の何選挙区において、公職選挙法施行令第八十八条第九項において準用する同条第八項の規定により右の呼称を通称として認定されたく申請します。

何年何月何日

都(何道府県)何郡(市)何町(村)字何(町)何番地
氏名

候補者 氏名
ふりがな

備考 この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を提示しなければならない。

第十六号様式の二十一（衆議院小選挙区選出議員の選挙における通称認定書の様式）（第十二条の二関係）
その一

認定書

何年何月何日公職選挙法施行令第八十八条第八項の規定により申請のあつた通称のことについては、次の呼称は、通称として認定する。

候補者 氏 ふりがな

呼称 ふりがな々

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称 代表者の氏名 あて

何選挙長 氏 名印

認定書

何年何月何日公職選挙法施行令第八十八条第九項において準用する同条第八項の規定により申請のあつた通称のことについては、次の呼称は、通称として認定する。

候補者 氏 ふりがな

呼称 ふりがな々

何年何月何日

何選挙長 氏 名印

候補者の氏名 あて

備考 様式その一は候補者届出政党の通称認定申請に対する認定の場合の様式であり、様式その二是候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。）の通称認定申請に対する認定の場合の様式である。

第十七号様式(衆議院名簿の様式)(第十二条の三関係)

衆議院名簿による候補者の届出書

政党その他の政治団体の名称	(ふりがな)		一の略称 (20字以内)	(ふりがな)	
候補者の氏名及び当選人となるべき順位					
順位	(ふりがな) 氏名	順位	(ふりがな) 氏名	順位	(ふりがな) 氏名
選挙	何年何月何日執行 何選挙の何選挙区				
添付書類	1 政党その他の政治団体及び衆議院名簿登載者に関する調書 2 政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書 3 衆議院名簿届出要件該当確認書 4 衆議院名簿の重複届出をしていない旨の宣誓書 5 候補者となることの同意書 6 候補者となることができない者でない旨の宣誓書 7 衆議院名簿登載者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書 8 供託証明書 9 衆議院名簿登載者の戸籍の謄本又は抄本				
	備考				

上記のとおり関係書類を添えて衆議院名簿の届出をします。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名

何選挙長 氏 名 あて

備考

- 法第86条の2第2項ただし書の規定により同項第2号又は令第88条の3第3項第2号に規定する文書の添付を省略する場合には、「添付書類」欄の「備考」欄にその旨を記載しなければならない。
- 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第十七号様式の二(政党その他の政治団体及び衆議院名簿登載者に関する調書の様式) (第十二条の三関係)

政党その他の政治団体及び衆議院名簿登載者に関する調書

政党その他の政治団体の名称		(ふりがな)			一の略称 (20字以内)		(ふりがな)	
本 部 の 所 在 地		(〒) (電話)						
代 表 者 の 氏 名		(ふりがな)						
一のウェブサイト等のアドレス								
衆 議 院 名 簿 登 載 者								
衆議院 名簿上 の順位	(ふりがな) 氏 名	性別	本 籍	住 所	生 年 月 日	職業	一のウェ ブサイト 等のアド レス	衆議院議員 と兼ねるこ とができる い職にある 者について はその職名 同時に行われる 衆議院小選挙区 選出議員の選挙 の候補者(候補 者となるべき者 を含む。)につい ては当該選挙区 の名称
			都(何道府県) 何郡(市)何町 (村)字何(町) 何番地	都(何道府県) 何郡(市)何町 (村)字何(町) 何番地	何年何月何日 (何歳)	何々		
			/ / / / / / / / / /	/ / / / / / / / / /	/ / / / / / / / / /	/ / / / / / / / / /	/ / / / / / / / / /	/ / / / / / / / / /

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名

備考

- 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期目現在の満年齢を記載しなければならない。
- 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を颁布するために利用する一のウェブサ
イト等のアドレスを記載することができる。

第十七号様式の三(衆議院名簿届出要件該当確認書の様式)(第十二条の三関係)

衆議院名簿届出要件該当確認書

本政党(政治団体)は、所属する衆議院議員又は参議院議員を、下記のとおり5人以上有しております、公職選挙法第86条の2第1項第1号に該当するものであります。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名

記

氏名	衆議院議員又は参議院議員の別	選挙区	選挙執行年月日	備考

備考

- 1 「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。
- 2 令第88条の4第1項の場合には、「備考」欄に「前議員」と記載しなければならない。
- 3 所属する衆議院議員又は参議院議員として衆議院名簿届出要件該当確認書にその氏名を記載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書(添付書類1)及び令第88条の4第2項又は第3項の規定によりその氏名を記載することができないこととされている者の氏名を記載していないことを政党その他の政治団体の代表者が誓う旨の宣誓書(添付書類2)を添付しなければならない。

(添付書類1)

承諾書

何年何月何日に執行される(任期が満了することに伴う・事由が生じた)何選挙の何選挙区において、何政党(政治団体)に所属する衆議院議員(参議院議員)として衆議院名簿届出要件該当確認書に記載されることを承諾します。

何年何月何日

衆議院議員(参議院議員)(選挙区)

氏名

政党その他の政治団体の名称 代表者 氏名 あて

備考 「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。

(添付書類2)

宣誓書

何年何月何日に執行される(任期が満了することに伴う・事由が生じた)何選挙の何選挙区において、公職選挙法施行令第88条の4第2項又は第3項の規定によりその氏名を記載することができないこととされている者を本政党(政治団体)に所属する衆議院議員又は参議院議員としてその氏名を衆議院名簿届出要件該当確認書に記載していないことを誓います。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名

第十七号様式の四(衆議院名簿届出要件該当確認書等の様式)(第十二条の三、第十二条の十
関係)

衆議院名簿(衆議院比例代表選出議員の選挙における名称)届出要件該当確認書

何年何月何日執行の何選挙における本政党(政治団体)の得票総数は何票であり、本政党(政治団体)は、公職選挙法第86条の2第1項第2号に該当するものであります。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏名

(内訳)

備考 衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、公職の候補者別の得票数の内訳を記載しなければならない。衆議院議員の総選挙における比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、選挙区別の得票総数の内訳を記載しなければならず、その場合において「公職の候補者の氏名」の欄には当該政党その他の政治団体の名称を記載しなければならない。参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、当該政党その他の政治団体に係る各参議院名簿登載者の得票総数を含むものを記載しなければならない。

第十七号様式の五(衆議院名簿の重複届出をしていない旨の宣誓書の様式)(第十二条の三
関係)

宣 誓 書

本政党(政治団体)は、何年何月何日執行の何選挙の何選挙区において、重ねて衆議院名
簿を届け出でていないことを誓います。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者 氏 名

第十七号様式の六(衆議院比例代表選出議員の選挙において候補者となることの同意書の
様式) (第十二条の三関係)

候補者となることの同意書

何年何月何日執行の何選挙の何選挙区において、何政党(政治団体)の衆議院名簿に登載
され、候補者となることに同意します。

何年何月何日

都(何道府県)何郡(市)何町(村)字何(町)何番地

氏 名

政党その他の政治団体の名称 代表者 氏 名 あて

第十七号様式の七(衆議院比例代表選出議員の選挙において候補者となることができない者でない旨の宣誓書の様式)(第十二条の三関係)

宣 誓 書

私は、公職選挙法第86条の8(被選挙権のない者等の立候補の禁止)第1項又は第87条(重複立候補等の禁止)第1項若しくは第4項の規定により何年何月何日執行の何選挙の何選挙区において候補者となることができない者でないことを誓います。

何年何月何日

都(何道府県)何郡(市)何町(村)字何(町)何番地

氏 名

第十七号様式の八(衆議院名簿登載者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書の様式)(第十二条の三関係)

衆議院名簿登載者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書

何年何月何日執行の何選挙の何選挙区における衆議院名簿登載者の選定機関及び選定手続については、下記のとおりです。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名

何選挙長 氏 名 あて

記

衆議院名簿登載者の選定機関	名 称	
	構 成 員 の 数	
	構成員の選出方法	
衆議院名簿登載者の選定手続		

何年何月何日執行の何選挙の何選挙区における衆議院名簿登載者の選定が、上記の選定機関及び選定手続により、何年何月何日に何々において適正に行われたことを誓います。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

選定機関の名称

代表者 氏 名

第十七号様式の九(衆議院名簿登載者の補充届出書の様式)(第十二条の三関係)

衆議院名簿登載者の補充届出書

政党その他の政治団体の名称 (ふりがな)	一の略称 (20字以内) (ふりがな)				
補充届出に係る候補者の氏名					
(ふりがな) 氏名	(ふりがな) 氏名				
当選人となるべき順位(補充届出の際現に候補者たる衆議院名簿登載者も含めて記載すること。)					
順位	(ふりがな) 氏名	順位	(ふりがな) 氏名	順位	(ふりがな) 氏名
選挙	何年何月何日執行 何選挙の何選挙区				
添付書類	1 政党その他の政治団体及び衆議院名簿登載者に関する調書 2 補充届出に係る衆議院名簿登載者の候補者となることの同意書 3 補充届出に係る衆議院名簿登載者の候補者となることができない者でない旨の宣誓書 4 衆議院名簿登載者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書 5 補充届出に係る衆議院名簿登載者の戸籍の謄本又は抄本				
備考					

上記のとおり関係書類を添えて衆議院名簿登載者の補充の届出をします。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏名

何選挙長 氏名 あて

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第十七号様式の十(衆議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出書の様式)
(第十二条の三関係)

衆議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出書

何年何月何日執行の何選挙の何選挙区における下記の衆議院名簿登載者は、何年何月何日下記の事由により、本政党(政治団体)に所属する者でなくなつたので、届け出ます。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏名

何選挙長 氏名 あて

記

衆議院名簿登載者の氏名	届出事由
佐々木 一郎	議員登記

備考

- 「届出事由」欄には、除名、離党、その他の事由の別を記載しなければならない。
 - 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第十七号様式の十一(衆議院名簿登載者の除名の手続を記載した文書及び宣誓書の様式)
(第十二条の三関係)

衆議院名簿登載者の除名の手続を記載した文書及び宣誓書

本政党(政治団体)に所属する者の除名の手続については、下記のとおりです。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名

何選挙長 氏 名 あて

記

除名を決定する機関	
除名の決定手続	

何年何月何日上記の機関及び手続により、何年何月何日執行の何選挙の何選挙区における下記の衆議院名簿登載者に係る除名が適正に行われたことを誓います。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名

記

(衆議院名簿登載者の氏名)

第十七号様式の十二(衆議院名簿取下げ届出書の様式)(第十二条の三関係)

衆議院名簿取下げ届出書

政党その他の政治団体の名称	(ふりがな)	一の略称 (20字以内)	(ふりがな)
取 下 げ の 事 由			

上記のとおり何年何月何日執行の何選挙の何選挙区における衆議院名簿の取下げの届出をします。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名

何選挙長 氏 名 あて

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第十七号様式の十三(衆議院名簿取下げの事由を証する文書の様式) (第十二条の三関係)

証明書

何年何月何日執行の何選挙の何選挙区における衆議院名簿の取下げ届出書の取下げの事由に關し証明します。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏名

第十七号様式の十四(衆議院比例代表選出議員の選挙における通称認定申請書の様式)(第十二条の四関係)

通 称 認 定 申 請 書

何年何月何日執行の何選挙の何選挙区において、公職選挙法施行令第88条の3第7項の規定により、上記の呼称を通称として認定されたく申請します。

何年何月何日

政党その他の政治団体

本部の所在地

代表者 氏名

何選挙長 氏名 あて

備考 この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された衆議院名簿登載者の氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を提示しなければならない。

第十七号様式の十五(衆議院比例代表選出議員の選挙における通称認定書の様式)(第十二条の四関係)

認定書

何年何月何日公職選挙法施行令第88条の3第7項の規定により申請のあつた通称のことについて、下記の呼称は通称として認定する。

何年何月何日

何選舉長 氏名印

記

第十八号様式(参議院名簿の様式)(第十二条の五関係)

参議院名簿による候補者の届出書

政党その他の政治団体の名称	(ふりがな) 一の略称 (20字以内)	(ふりがな)
候補者(優先的に当選人となるべき候補者を除く)の氏名 (ふりがな) 氏名		
優先的に当選人となるべき候補者の氏名及び順位 (ふりがな) 氏名		
順位		
選挙	何年何月何日執行 何選挙	
	1 政党その他の政治団体及び参議院名簿登載者に関する調書 2 政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書 3 参議院名簿届出要件該当確認書 4 参議院名簿の重複届出をしていない旨の宣誓書 5 候補者となることの同意書 6 候補者となることができない者でない旨の宣誓書 7 参議院名簿登載者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書 8 供託証明書 9 参議院名簿登載者の戸籍の謄本又は抄本	
添付書類		
備考		

上記のとおり関係書類を添えて参議院名簿の届出をします。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏名

何選挙長 氏名 あて

備考

- 1 法第86条の3第2項において準用する法第86条の2第2項ただし書の規定により同項第2号又は令第88条の5第3項第2号に規定する文書の添付を省略する場合には、「添付書類」欄の「備考」欄にその旨を記載しなければならない。
- 2 優先的に当選人となるべき候補者がない場合は、「優先的に当選人となるべき候補者の氏名及び順位」欄の「順位」及び「氏名」欄に斜線を記入すること。
- 3 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第十八号様式の二(政党その他の政治団体及び参議院名簿登載者に関する調書の様式)(第十二条の五関係)
政党その他の政治団体及び参議院名簿登載者に関する調書

政党その他の政治団体の名称		(ふりがな)			一の略称 (20字以内)		(ふりがな)		
		(〒)							
本部の所在地					(電話)				
代表者の氏名		(ふりがな)							
一のウェブサイト等のアドレス									
参議院名簿登載者（優先的に当選人となるべき候補者を除く）									
(ふりがな) 氏名		性別	本籍	住所	生年月日	職業	一のウェブサイト等のアドレス	所属又は推薦の別	参議院議員と兼ねることのできない職にある者についてはその職名
			都(何道府県)何郡(市) 何町(村)字何(町)何番地	都(何道府県)何郡(市) 何町(村)字何(町)何番地	何年何月何日 (何歳)	何々			
優先的に当選人となるべき候補者									
順位	(ふりがな) 氏名	性別	本籍	住所	生年月日	職業	一のウェブサイト等のアドレス	所属又は推薦の別	参議院議員と兼ねることのできない職にある者についてはその職名

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏名

備考

1 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。

2 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を颁布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。

第十八号様式の三(参議院名簿届出要件該当確認書の様式)(第十二条の五関係)

参議院名簿届出要件該当確認書

本政党(政治団体)は、所属する衆議院議員又は参議院議員を、下記のとおり5人以上有しております、公職選挙法第86条の3第1項第1号に該当するものであります。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名

記

氏名	衆議院議員又は参議院議員の別	選挙区	選挙執行年月日	備考

備考

- 1 「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。
- 2 令第88条の6第1項の場合には、「備考」欄に「前議員」と記載しなければならない。
- 3 所属する衆議院議員又は参議院議員として参議院名簿届出要件該当確認書にその氏名を記載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書(添付書類1)及び届出をする政党その他の政治団体以外の参議院名簿届出政党等(法第86条の7第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体で法第86条の3第1項の規定による届出をしていないものを含む。)若しくは法第150条第1項第2号イ若しくはロに規定する政党その他の政治団体に所属する衆議院議員若しくは参議院議員又は当該政党その他の政治団体以外の同号イ若しくはロに規定する政党その他の政治団体に所属する衆議院議員若しくは参議院議員として第111条の6第2項第1号に規定する五人要件文書にその氏名を記載された者の氏名を記載していないことを政党その他の政治団体の代表者が誓う旨の宣誓書(添付書類2)を添付しなければならない。

(添付書類1)

承 諾 書

何年何月何日に執行される(任期が満了することに伴う・事由が生じた)何選挙の何選挙区において、何政党(政治団体)に所属する衆議院議員(参議院議員)として参議院名簿届出要件該当確認書に記載されることを承諾します。

何年何月何日

衆議院議員(参議院議員)(選挙区)
氏 名

政党その他の政治団体の名称 代表者 氏 名 あて

備考 「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。

(添付書類2)

宣 誓 書

何年何月何日に執行される(任期が満了することに伴う・事由が生じた)何選挙において、本政党(政治団体)以外の参議院名簿届出政党等(公職選挙法第86条の7第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体で同法第86条の3第1項の規定による届出をしていないものを含む。)若しくは同法第150条第1項第2号イ若しくはロに規定する政党その他の政治団体に所属する衆議院議員若しくは参議院議員又は本政党(政治団体)以外の同号イ若しくはロに規定する政党その他の政治団体に所属する衆議院議員若しくは参議院議員として公職選挙法施行令第111条の6第2項第1号に規定する五人要件文書にその氏名を記載された者を本政党(政治団体)に所属する衆議院議員又は参議院議員としてその氏名を参議院名簿届出要件該当確認書に記載していないことを誓います。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者 氏 名

第十八号様式の四(参議院名簿届出要件該当確認書等の様式)(第十二条の五、第十二条の十一関係)

参議院名簿(参議院比例代表選出議員の選挙における名称)届出要件該当確認書

何年何月何日執行の何選挙における本政党(政治団体)の得票総数は何票であり、本政党(政治団体)は、公職選挙法第86条の3第1項第2号に該当するものであります。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏名

(内訳)

公職の候補者の氏名	選挙区	得票数
計		

備考 衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、公職の候補者別の得票数の内訳を記載しなければならない。衆議院議員の総選挙における比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、選挙区別の得票総数の内訳を記載しなければならず、その場合において「公職の候補者の氏名」の欄には当該政党その他の政治団体の名称を記載しなければならない。参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、当該政党その他の政治団体に係る各参議院名簿登載者の得票総数を含むものを記載しなければならない。

第十八号様式の五(参議院名簿届出要件該当確認書等の様式)(第十二条の五関係)

参議院名簿届出要件該当確認書

本政党(政治団体)は、何年何月何日執行の何選挙において、参議院名簿登載者又は所属候補者は下記のとおり10人以上有しており、公職選挙法第86条の3第1項第3号に該当するものであります。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名

記

番号	参議院名簿登載者又は所属候補者の氏名	選挙区

備考 「選挙区」欄は、参議院名簿登載者については、「比例代表」と記載しなければならない。

第十八号様式の六(参議院名簿の重複届出をしていない旨の宣誓書の様式)(第十二条の五関係)

宣 誓 書

本政党(政治団体)は、何年何月何日執行の何選挙において、重ねて参議院名簿を届け出ていないことを誓います。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者 氏 名

第十八号様式の七(参議院比例代表選出議員の選舉において候補者となることの同意書の様式)(第十二条の五関係)

候補者となることの同意書

何年何月何日執行の何選挙において、何政党(政治団体)の参議院名簿に登載され、候補者となることに同意します。

何年何月何日

都(道府県)何郡(市)何町(村)字何(町)何番地

氏 名

政党その他の政治団体の名称 代表者 氏 名 あて

第十八号様式の八（参議院比例代表選出議員の選挙において候補者となることができない者でない旨の宣誓書の様式）（第十二条の五関係）

宣 誓 書

私は、公職選挙法第86条の8(被選挙権のない者等の立候補の禁止)第1項、第87条(重複立候補等の禁止)第1項、同条第6項において準用する同条第4項、第251条の2(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止)又は第251条の3(組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止)の規定により何年何月何日執行の何選挙において候補者となることができない者でないことを誓います。

何年何月何日

都(何道府県)何郡(市)何町(村)字何(町)何番地

氏 名

第十八号様式の九(参議院名簿登載者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書の様式)(第十二条の五関係)

参議院名簿登載者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書

何年何月何日執行の何選挙における参議院名簿登載者の選定機関及び選定手続については、下記のとおりです。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名

何選挙長 氏 名 あて

記

参議院名簿登載者の選定機関	名 称	
	構 成 員 の 数	
	構成員の選出方法	
参議院名簿登載者の選定手続		

何年何月何日執行の何選挙における参議院名簿登載者の選定が、上記の選定機関及び選定手続により、何年何月何日に何々において適正に行われたことを誓います。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

選定機関の名称

代表者 氏 名

第十八号様式の十(参議院名簿登載者の補充届出書の様式)(第十二条の五関係)

参議院名簿登載者の補充届出書

政党その他の政治団体の名称	(ふりがな) 一の略称 (20字以内)	(ふりがな)
補充届出に係る候補者(優先的に当選人となるべき候補者を除く)の氏名		
(ふりがな) 氏名		
補充届出に係る優先的に当選人となるべき候補者の氏名及び順位 (補充届出の際現に優先的に当選人となるべき候補者も含めて記載すること)		
順位	(ふりがな) 氏名	補充届出に係る候補者
選挙	何年何月何日執行 何選挙	
添付書類	1 政党その他の政治団体及び参議院名簿登載者に関する調書 2 補充届出に係る参議院名簿登載者の候補者となることの同意書 3 補充届出に係る参議院名簿登載者の候補者となることができない旨の宣誓書 4 参議院名簿登載者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書 5 補充届出に係る参議院名簿登載者の戸籍の謄本又は抄本	

上記のとおり関係書類を添えて参議院名簿登載者の補充の届出をします。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏名

何選挙長 氏名 あて

備考

- 1 補充届出に係る候補者に優先的に当選人となるべき候補者がない場合は、「補充届出に係る優先的に当選人となるべき候補者の氏名及び順位」欄の「順位」、「氏名」及び「補充届出に係る候補者」欄に斜線を記入すること。
- 2 補充届出に係る候補者に優先的に当選人となるべき候補者がある場合は、「補充届出に係る優先的に当選人となるべき候補者の氏名及び順位」欄の当該候補者の「補充届出に係る候補者」欄に○を記入すること。
- 3 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第十八号様式の十一（参議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出書の様式）
 （第十二条の五関係）

参議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出書

何年何月何日執行の何選挙における下記の参議院名簿登載者は、何年何月何日下記の事由により、本政党（政治団体）に所属する者でなくなったので、届け出ます。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名

何選挙長 氏 名 あて

記

参議院名簿登載者の氏名	届 出 事 由

備考

- 1 「届出事由」欄には、除名、離党、その他の事由の別を記載しなければならない。
- 2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第十八号様式の十二(参議院名簿登載者の除名の手続を記載した文書及び宣誓書の様式)
(第十二条の五関係)

参議院名簿登載者の除名の手続を記載した文書及び宣誓書

本政党(政治団体)に所属する者の除名の手続については、下記のとおりです。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名

何選挙長 氏 名 あて

記

除名を決定する機関	
除名の決定手続	

何年何月何日上記の機関及び手続により、何年何月何日執行の何選挙における下記の参議院名簿登載者に係る除名が適正に行われたことを誓います。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名

記

(参議院名簿登載者の氏名)

第十八号様式の十三(参議院名簿届出政党等に所属する者でなくなったその他の事由を証する文書の様式) (第十二条の五関係)

証明書

何年何月何日執行の何選挙における下記の参議院名簿登載者に係る推薦の取消しが、何年何月何日何機関において行われた(何年何月何日執行の何選挙における下記の参議院名簿登載者から推薦の辞退の申出が、何年何月何日なされた)ことを証明します。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者 氏 名

記
(参議院名簿登載者の氏名)

第十八号様式の十四（参議院名簿取下げ届出書の様式）（第十二条の五関係）

参議院名簿取下げ届出書

政党その他の政治団体の名称 （ふりがな）	一の略称 （20字以内） （ふりがな）
取 下 げ の 事 由	

上記のとおり何年何月何日執行の何選挙における参議院名簿の取下げの届出をします。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者 氏 名

何選挙長 氏 名 あて

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第十八号様式の十五(参議院名簿取下げの事由を証する文書の様式) (第十二条の五関係)

証明書

何年何月何日執行の何選挙における参議院名簿の取下げ届出書の取下げの事由に関し証明します。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏名

第十八号様式の十六（参議院比例代表選出議員の選舉における通称認定申請書の様式）（第十二条の六関係）

通 称 認 定 申 請 書

通称の認定を申請する参議院名簿登載者の氏名等	
(ふりがな) 氏 名	(ふりがな) 呼 称

何年何月何日執行の何選挙において、公職選挙法施行令第88条の5第7項において準用する第88条の3第7項の規定により上記の呼称を通称として認定されたく申請します。

何年何月何日

政党その他の政治団体
本部の所在地
代表者 氏 名

何選挙長 氏 名 あて

備考 この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された参議院名簿登載者の氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を提示しなければならない。

第十八号様式の十七(参議院比例代表選出議員の選挙における通称認定書の様式)(第十二条の六関係)

認定書

何年何月何日公職選挙法施行令第88条の5第7項において準用する第88条の3第7項の規定により申請のあつた通称のことについては、下記の呼称は通称として認定する。

何年何月何日

何選舉長 氏名印

記

第十九号様式（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選舉以外の選舉における候補者の届出書の様式）（第十二条の七関係）
何選挙候補者届出書（本人届出）

候補者 氏 名	性 別	本籍 住所	生年月日 何年何月何日 (満何歳)	党派 何	職業 何	一のウェブサイト等のアドレス	選挙 何年何月何日執行 何選挙の何選挙区（何選挙）
							添付書類 一 供託証明書 二 宣誓書 三 所属党派証明書 四 戸籍の謄本又は抄本

右のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

何年何月何日
何選挙長 氏
名あて

氏
名

備考

- 一 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。
- 二 法第八十六条の四第四項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載しなければならない。

三 令第八十九条第四項の場合においては、「党派」欄に当該政党その他の政治団体の名称のほか、その略称を「(略称)何々」と記載しなければならない。

四 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができない職にある者についてはその職名を記載しなければならず、地方自治法第九十二条の二又は第一百四十二条に規定する関係にある者についてはその旨を記載しなければならない。

五 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を颁布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。

六 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第十九号様式の「衆議院議員又は參議院比例代表選出議員の選舉以外の選舉における候補者の推薦届出書の様式」（第十二条の七関係）何選挙候補者届出書（推薦届出）

添 付 書 類	選 挙	一のウエブサイト等のアドレス	党 派	生 年 月 日	住 所	本 籍	候 補 者
			何々	何年何月何日 (満何歳)	都(何道府県)何郡(市)何町(村)字何(町)何番地	氏(ふりがな) 名性別	
六 四 三 二 一 五 宣誓書 所属党派証明書 戸籍 添本又は抄本	候補者の承諾書 選挙人名簿登録証明書 供託証明書 宣誓書 所属党派証明書 戸籍 添本又は抄本	何年何月何日執行 何選挙の何選挙区(何選挙)					

右のとおり推薦届出をします。

推薦届出者
住所
都(何道府県)何郡(市)何町(村)字何(町)何番地
氏名

推薦届出者 住所 都(何道府県)何郡(市)何町(村)字何(町)何番地
氏 名
何年何月何日生

何選舉長 氏

名あて

何年何月何日生

備考
何選舉長 氏

名あて

何年何月何日生

- 一 「生年月日」欄、「党派」欄及び「職業」欄の記載については、第十九号様式の備考に準ずる。
- 二 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を領布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。
- 三 推薦届出者が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第十九号様式の三（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙において候補者となることができない者でない旨の宣誓書の様式）（第十二条の七関係）

その一

宣 誓 書

私は、公職選挙法第八十六条の八（被選挙権のない者等の立候補の禁止）第一項、第八十七条（重複立候補等の禁止）第一項、第八十七条の二（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員たることを辞した者等の立候補制限）、第二百五十五条の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）又は第二百五十五条の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）の規定により何年何月何日執行の何選挙の何選挙区において候補者となることができない者でないことを誓います。

何年何月何日

その二

宣 誓 書

私は、何年何月何日執行の何選挙の期日において公職選挙法第九条第二項又は第三項に規定する住所に関する要件を満たす者であると見込まれること及び同法第八十六条の八（被選挙権のない者等の立候補の禁止）第一項、第八十七条（重複立候補等の禁止）第一項、第二百五十五条の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）又は第二百五十五条の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）の規定により同選挙の何選挙区において候補者となることができない者でないことを誓います。

何年何月何日

都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地

氏 名

都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地
氏 名

その三

宣誓書

私は、何年何月何日執行の何選挙の期日において公職選挙法第九条第二項に規定する住所に関する要件を満たす者であると見込まれること及び同法第八十六条の八(被選挙権のない者等の立候補の禁止)第一項、第八十七条(重複立候補等の禁止)第一項、第二百五十五条の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止)又は第一百五十一条の三(組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止)の規定により同選挙の何選挙区(同選挙)において候補者となることができない者でないことを誓います。

何年何月何日

その四

宣誓書

私は、公職選挙法第八十六条の八(被選挙権のない者等の立候補の禁止)第一項、第八十七条(重複立候補等の禁止)第一項、第二百五十五条の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止)又は第一百五十一条の三(組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止)の規定により何年何月何日執行の何選挙において候補者となることができない者でないことを誓います。

何年何月何日

都(何道府県)何郡(市)何町(村)字何(町)何番地

氏名

都(何道府県)何郡(市)何町(村)字何(町)何番地

氏名

備考 様式その一は参議院選挙区選出議員の選挙において候補者が届け出る場合の様式であり、様式その二は都道府県の議会の議員の選挙において候補者が届け出る場合の様式であり、様式その三是市町村の議会の議員の選挙において候補者が届け出る場合の様式であり、様式その四是地方公共団体の長の選挙において候補者が届け出る場合の様式である。

第十九号様式の四（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における所属党派証明書の様式）（第十二条の七関係）

所属党派証明書

氏名

都(道府県)何郡(市)何町(村)字何(町)何番地

右の者は、本政党(政治団体)に所属する者であることを証明する。

何年何月何日

政党(支部)(政治団体名)
代表者(支部長、責任者) 氏

名

第十九号様式の五（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の通称認定申請書の様式）（第十二条の八関係）

通称認定申請書

候補者 氏 ふ り が 名 な

呼称 何 ふ り が 名 な

何年何月何日執行の何選挙の何選挙区（何選挙）において、公職選挙法施行令第八十九条第五項において準用する第八十八条第八項の規定により右の呼称を通称として認定されたく申請します。

何年何月何日

都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地
氏 名

何選挙長 氏 名 あて

備考 この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を提示しなければならない。

第十九号様式の六(衆議院議員又は參議院比例代表選出議員の選舉以外の選舉における通称認定書の様式)(第十二条の八関係)

認定書

何年何月何日公職選挙法施行令第八十九条第五項において準用する第八十八条第八項の規定により申請のあつた通称のことについては、次の呼称は、通称として認定する。

呼称	候補者
何ふ氏ふ	
りり	
がが	
々な名な	

何年何月何日

名 な

何選舉長氏

名印

候補者の氏名 あて

第二十号様式(候補者の選定手続等に関する届出書の様式)(第十二条の九関係)

その一

衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定手續等に関する届出書

政党その他の政治団体の名称		(ふりがな)
本 部 の 所 在 地		(〒) (電 話)
代 表 者 の 氏 名		(ふりがな)
候補者となるべき者の選定機関	名 称	
	構 成 員 の 数	
	構成員の選出方法	
候補者となるべき者の選定手續		
上記の選定手續等を定めた日		何年何月何日
添 付 書 類		1 政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書 2 候補者の選定手續届出要件該当確認書

上記のとおり関係書類を添えて本政党(政治団体)の衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定手續の届出をします。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名

総務大臣 氏 名 あて

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

その二

衆議院名簿登載者の選定手続等に関する届出書

政党その他の政治団体の名称		(ふりがな)
本 部 の 所 在 地		(〒) (電 話)
代 表 者 の 氏 名		(ふりがな)
衆議院名簿 登載者の選 定機関	名 称	
	構 成 員 の 数	
	構成員の選出方法	
衆議院名簿登載者の選定手続		
上記の選定手続等を定めた日		何年何月何日
添 付 書 類		1 政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書 2 候補者の選定手続届出要件該当確認書

上記のとおり関係書類を添えて本政党(政治団体)の衆議院名簿登載者の選定手続の届出をします。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名

総務大臣 氏 名 あて

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第二十号様式の二(候補者の選定手続届出要件該当確認書等の様式) (第十二条の九関係)

候補者の選定手続届出要件該当確認書

本政党(政治団体)は、所属する衆議院議員又は参議院議員を、下記のとおり5人以上有しております、公職選挙法第86条第1項第1号に該当するものであります。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏名

記

氏名	衆議院議員又は参議院議員の別	選挙区	選挙執行年月日	備考

備考

- 1 「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。
- 2 令第89条の2第2項の場合には、「備考」欄に「前議員」と記載しなければならない。
- 3 所属する衆議院議員又は参議院議員として候補者の選定手続届出要件該当確認書にその氏名を記載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書(添付書類1)及び届出をする政党その他の政治団体以外の法第86条の5第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体に所属する者の氏名を記載していないことを政党その他の政治団体の代表者が誓う旨の宣誓書(添付書類2)を添付しなければならない。

(添付書類1)

承 諾 書

何政党(政治団体)に所属する衆議院議員(参議院議員)として候補者の選定手続要件該当確認書に記載されることを承諾します。

何年何月何日

衆議院議員(参議院議員)(選挙区)
氏 名

政党その他の政治団体の名称 代表者 氏 名 あて

備考「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。

(添付書類2)

宣 誓 書

本政党(政治団体)以外の公職選挙法第86条の5第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体に所属する者を本政党(政治団体)に所属する衆議院議員又は参議院議員としてその氏名を候補者の選定手続届出要件該当確認書に記載していないことを誓います。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者 氏 名

第二十号様式の三(候補者の選定手続の届出をした政党その他の政治団体の解散届出書等の様式)（第十二条の九関係）

その一

候補者の選定手續の届出をした政党その他の政治団体の解散届出書

本政党(政治団体)は、何年何月何日に解散をしたので、公職選挙法第86条の5第7項の規定により届け出ます。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名

総務大臣 氏 名 あて

その二

候補者の選定手續の届出をした政党その他の政治団体の届出要件に該当しなくなつた旨の
届出書

本政党(政治団体)は、何年何月何日に公職選挙法第86条第1項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなつたので、同法第86条の5第7項の規定により届け出ます。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名

総務大臣 氏 名 あて

備考

- 1 様式その一は候補者の選定手續の届出をした政党その他の政治団体が解散した場合の様式であり、様式その二是法第86条第1項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなつた場合の様式である。
- 2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第二十一号様式(衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称及び略称の届出書の様式)
(第十二条の十関係)

衆議院比例代表選出議員の選挙における名称及び略称の届出書

政党その他の政治団体の名称	(ふりがな)	一の略称 (20字以内)	(ふりがな)
本部の所在地	(〒) (電話)		
代表者の氏名	(ふりがな)		
添付書類	1 政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書 2 衆議院比例代表選出議員の選挙における名称届出要件該当確認書		

上記のとおり関係書類を添えて衆議院比例代表選出議員の選挙における名称及び略称の届出をします。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏名

中央選挙管理会委員長 氏名 あて

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第二十一号様式の二（衆議院比例代表選出議員の選舉における名称届出要件該当確認書等の様式）（第十二条の十関係）

衆議院比例代表選出議員の選舉における名称届出要件該当確認書

本政党（政治団体）は、所属する衆議院議員又は参議院議員を、下記のとおり5人以上有しております、公職選挙法第86条の2第1項第1号に該当するものであります。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名

記

氏名	衆議院議員又は参議院議員の別	選挙区	選挙執行年月日	備考

備考

- 「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。
- 令第89条の3第2項の場合には、「備考」欄に「前議員」と記載しなければならない。
- 所属する衆議院議員又は参議院議員として衆議院比例代表選出議員の選舉における名称届出要件該当確認書にその氏名を記載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書（添付書類1）及び届出をする政党その他の政治団体以外の法第86条の6第1項又は第2項の規定による届出をした政党その他の政治団体に所属する者の氏名を記載していないことを政党その他の政治団体の代表者が誓う旨の宣誓書（添付書類2）を添付しなければならない。

(添付書類1)

承 諾 書

何政党(政治団体)に所属する衆議院議員(参議院議員)として衆議院比例代表選出議員の選挙における名称届出要件該当確認書にその氏名を記載されることを承諾します。

何年何月何日

衆議院議員(参議院議員)(選挙区)
氏 名

政党その他の政治団体の名称 代表者 氏 名 あて

備考 「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。

(添付書類2)

宣 誓 書

本政党(政治団体)以外の公職選挙法第86条の6第1項又は第2項の規定による届出をした政党その他の政治団体に所属する者を本政党(政治団体)に所属する衆議院議員又は参議院議員としてその氏名を衆議院比例代表選出議員の選挙における名称届出要件該当確認書に記載していないことを誓います。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者 氏 名

第二十一号様式の三（衆議院比例代表選出議員の選舉における名称及び略称の届出をした政党その他の政治団体の解散届出書等の様式）（第十二条の十関係）

その一

名称及び略称の届出をした政党その他の政治団体の解散届出書

本政党（政治団体）は、何年何月何日に解散をしたので、公職選挙法第86条の6第8項の規定により届け出ます。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名

中央選挙管理会委員長 氏 名 あて

その二

名称及び略称の届出をした政党その他の政治団体の名称届出要件に該当しなくなつた旨の
届出書

本政党（政治団体）は、何年何月何日に公職選挙法第86条の2第1項第1号又は第2号に該当する政党その他の政治団体でなくなつたので、同法第86条の6第8項の規定により届け出ます。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名

中央選挙管理会委員長 氏 名 あて

備考

- 1 様式その一は衆議院比例代表選出議員の選舉における名称及び略称の届出をした政党その他の政治団体が解散した場合の様式であり、様式その二是法第86条の2第1項第1号又は第2号に該当する政党その他の政治団体でなくなつた場合の様式である。
- 2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第二十一号様式の四（衆議院比例代表選出議員の選舉における政党その他の政治団体の名称及び略称の届出の撤回届出書の様式）（第十二条の十関係）

衆議院比例代表選出議員の選舉における名称及び略称の届出の撤回届出書

政党その他の政治団体の名称	(ふりがな) 一 の 略 称 (20字以内)	(ふりがな)
本 部 の 所 在 地	(〒) (電 話)	
代 表 者 の 氏 名	(ふりがな)	
撤 回 の 事 由		

上記のとおり衆議院比例代表選出議員の選舉における名称及び略称の届出の撤回を届け出ます。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名

中央選挙管理会委員長 氏 名 あて

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第二十二号様式(参議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称及び略称の届出書の様式)
(第十二条の十一関係)

参議院比例代表選出議員の選挙における名称及び略称の届出書

政党その他の政治団体の名称	(ふりがな) 	一 の 略 称 (20字以内)	(ふりがな)
本 部 の 所 在 地	(〒) (電 話)		
代 表 者 の 氏 名	(ふりがな) 		
添 付 書 類	1 政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書 2 参議院比例代表選出議員の選挙における名称届出要件該当確認書		

上記のとおり関係書類を添えて参議院比例代表選出議員の選挙における名称及び略称の届出をします。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名

中央選挙管理会委員長 氏 名 あて

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第二十二号様式の二（参議院比例代表選出議員の選舉における名称届出要件該当確認書等の様式）（第十二条の十一関係）

参議院比例代表選出議員の選舉における名称届出要件該当確認書

本政党（政治団体）は、所属する衆議院議員又は参議院議員を、下記のとおり5人以上有しております、公職選挙法第86条の3第1項第1号に該当するものであります。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者 氏 名

記

氏名	衆議院議員又は参議院議員の別	選挙区	選挙執行年月日	備考

備考

- 「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。
- 令第89条の4第2項において準用する令第88条の2第1項の場合には、「備考」欄に「前議員」と記載しなければならない。
- 所属する衆議院議員又は参議院議員として参議院比例代表選出議員の選舉における名称届出要件該当確認書にその氏名を記載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書（添付書類1）及び届出をする政党その他の政治団体以外の法第86条の7第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体に所属する者の氏名を記載していないことを政党その他の政治団体の代表者が誓う旨の宣誓書（添付書類2）を添付しなければならない。

(添付書類1)

承 諾 書

何政党(政治団体)に所属する衆議院議員(参議院議員)として参議院比例代表選出議員の選挙における名称届出要件該当確認書にその氏名を記載されることを承諾します。

何年何月何日

衆議院議員(参議院議員)(選挙区)
氏 名

政党その他の政治団体の名称 代表者 氏 名 あて

備考 「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。

(添付書類2)

宣 誓 書

本政党(政治団体)以外の公職選挙法第86条の7第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体に所属する者を本政党(政治団体)に所属する衆議院議員又は参議院議員としてその氏名を参議院比例代表選出議員の選挙における名称届出要件該当確認書に記載していないことを誓います。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者 氏 名

第二十二号様式の三（参議院比例代表選出議員の選舉における政党その他の政治団体の名称及び略称の届出の撤回届出書の様式）（第十二条の十一関係）

参議院比例代表選出議員の選舉における名称及び略称の届出の撤回届出書

政党その他の政治団体の名称	(ふりがな) 一の略称 (20字以内)	(ふりがな)
本部の所在地	(〒) (電話)	
代表者の氏名	(ふりがな)	
撤回の事由		

上記のとおり参議院比例代表選出議員の選舉における名称及び略称の届出の撤回を届け出ます。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名

中央選挙管理会委員長 氏 名 あて

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第二十四号様式(投票録の様式)(第十四条関係)

その一

何年何月何日
執 行

何選挙投票所投票録

何投票区

1 投票所開設場所		何市(区)役所(何町村役場)(何の場所)						
2 投票所の変更		年月日	場 所	事 由	告 示 年 月 日			
3 投 票 管 理 者		氏 名	選任年月日	職 務 時 間	参 会 時 刻	職務を代理等した者の氏名等		
				午前何時～午後何時		職務代理(管掌)者 氏 名		
						午前何時～何時 事由何々		
4 投 票 立 会 人		党 派	氏 名	選任年月日	立 会 時 間	参 会 時 刻	辞職の時刻及び理由	
(1) 市区町村の選挙 管理委員会の選 任した者					午前何時～午後何時		午前(後)何時何分 事由何々	
(2) 投票管理者の選 任した者				(参 会 時 刻)				
				(参 会 時 刻)				
5 投 票 所 開 閉 時 刻		午前何時開始 午後何時閉鎖						
6 投票箱、投票録及び選 挙人名簿を開票管理 者に送致すべき投票 立会人		党派 氏名						
7 投 票 の 状 況		選挙人名簿登録者	選挙当日有権者	投 票 者	投票所における投票者		不 在 者 投 票 者	
					総 数	仮投票による投票者	総 数	不受理の決 定を受けた 者の数
		(男)						
		(女)						
(計)								
(1) 投票用紙再交付者		(氏名) (再交付の事由)						
(2) 決定書又は判決書 により投票をした 者		(氏名)						
(3) 不在者投票の用紙 及び封筒を返還し て投票した者		(氏名)						
(4) 点字により投票を した者		人						
(5) 代 理 投 票		選 挙 人	補 助 者					
		(氏 名)	(氏 名)	(氏 名)	(氏 名)			
		代理投票者数						人
(6) 投票所閉鎖の時刻 までに投票管理者 の受けた公職選挙 法第49条の投票		投票総数	票 内	受 理 と 決 定 し た も の			票 票	
				不 受 理 と 決 定 し た も の				
				不 受 理 又 は 拒 否 の 決 定 を 受 け た 者				
(7) 投票拒否の決定を した者		不 受 理 の 決 定 を 受 け た 者	(氏名)					
			代理投票の拒否の決定を受けた者	(氏名)				
				選 挙 人 の 氏 名	拒 否 の 事 由	仮 投 票 の 有 無		
8 投票所事務従事者		法第50条の投票の拒否					何 人	
			法第48条の代理投票の拒否					何 人
				1 市区町村選挙管理委員会書記				何 人
	総 数	何 人	内	2 市区町村の職員			何 人	
				3 その他の者			何 人	

何年何月何日調製

投票管理者(職) 氏 名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人 氏 名

投票立会人 氏 名

備考

- 1 この様式は、投票所における投票録の様式である。
- 2 指定投票区若しくは指定関係投票区等である場合又は公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となつた場合には、その旨を「何投票区」に統いて記載すること。
- 3 選挙人の氏名のみの記載では、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようのこと。
- 4 「選挙当日有権者」には、期日前投票を行つた者のうち選挙の期日までの間に選挙権を有しなくなつたものも含まれるものであること。
- 5 投票所における投票者の総数と不在者投票者の総数の計を「投票者」欄に記載すること。
- 6 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行つた時間を記載すること。
- 7 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行つたとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行つたときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなつた事由を記入すること。
- 8 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。
- 9 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 10 署名をする投票管理者及び投票立会人は、投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- 11 指定関係投票区等である場合には、この様式中「不在者投票者」欄及び7(6)の欄に斜線を引くこと。ただし、繰延投票が行われ当該投票区に属する選挙人がした法第49条の規定による投票の送致を受けた場合又は公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となつた場合は、この限りでない。
- 12 法第55条ただし書に規定するときにあつては、「6 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- 13 この様式に掲げる事項のほか、投票管理者において、投票に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載すること。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

その二

何年何月何日
執 行

何選挙共通投票所投票録

1 共通投票所開設場所					
2 共通投票所の変更	年 月 日	場 所	事 由	告 示 年 月 日	
3 投票管理 者	氏 名	選任年月日	職務時間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等
			午前何時～ 午後何時		職務代理(管掌)者 氏 名 午前何時～何時 事由何々
4 投票立会人	党 派	氏 名	選任年月日	立会時間	参会時刻 辞職の時刻及び理由
(1) 市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～ 午後何時	午前(後)何時何分 事由何々
(2) 投票管理者の選任した者			(参会時刻)		
			(参会時刻)		
5 共通投票所開閉時刻	午前何時開始 午後何時閉鎖				
投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党派 氏名				
7 投票の状況	投票者		仮投票による投票者		
	(男)				
	(女)				
	(計)				
(1) 投票用紙再交付者	(氏名) (再交付の事由)				
(2) 決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)				
(3) 不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)				
(4) 点字により投票をした者	人				
(5) 代 理 投 票	選挙人	補助者			
	(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)	
	代理投票者数	人			
(6) 投票拒否の決定をした者	選挙人の氏名		拒否の事由	仮投票の有無	
	法第50条の投票の拒否				
	法第48条の代理投票の拒否				
8 共通投票所事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記 2 市区町村の職員 3 その他の者	何人 何人 何人

何年何月何日調製

投票管理者(職) 氏 名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人 氏 名

投票立会人 氏 名

備考

- 1 この様式は、共通投票所における投票録の様式である。
- 2 選挙人の氏名のみの記載では、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようになること。
- 3 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行つた時間を記載すること。
- 4 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行つたとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行つたときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなつた事由を記入すること。
- 5 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。
- 6 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 7 署名をする投票管理者及び投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- 8 法第55条ただし書に規定するときにつき、「6 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- 9 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考13に準ずる。

その三

何年何月何日
執 行

何選挙期日前投票所投票録

1 期 日 前 投 票 年 月 日	何年何月何日					
2 期 日 前 投 票 所 設 置 の 状 況						
(1) 期 日 前 投 票 所 開 設 場 所	何市(区)役所(何町村役場)(何の場所)					
(2) 期 日 前 投 票 所 を 設 け る 期 間	何年何月何日から何年何月何日まで					
3 投 票 管 理 者	氏 名	選 任 年 月 日	職 務 時 間	参 会 時 刻	職 務 を 代 理 等 し た 者 の 氏 名 等	
			午 前 何 時 ~ 午 後 何 時		職 務 代 理 (管 掌) 者 氏 名 午 前 何 時 ~ 何 時 事 由 何 々	
4 投 票 立 会 人	党 派	氏 名	選 任 年 月 日	立 会 時 間	参 会 時 刻	辞 職 の 時 刻 及 び 理 由
(1) 市 区 町 村 の 選 挙 管 理 委 員 会 の 選 任 し た 者				午 前 何 時 ~ 午 後 何 時		午 前 (後) 何 時 何 分 事 由 何 々
(2) 投 票 管 理 者 の 選 任 し た 者				(参 会 時 刻)		
				(参 会 時 刻)		
5 期 日 前 投 票 所 開 閉 時 刻	午 前 何 時 開 始		午 后 何 時 閉 鎖			
6 投 票 の 状 況	投 票 者			仮 投 票 に よ る 投 票 者		
	(男)					
	(女)					
	(計)					
(1) 投 票 用 紙 再 交 付 者	(氏名)					(再 交 付 の 事 由)
(2) 決 定 書 又 は 判 決 書 に よ り 投 票 を し た 者	(氏名)					
(3) 不 在 者 投 票 の 用 紙 及 び 封 筒 を 返 還 し て 投 票 し た 者	(氏名)					
(4) 点 字 に よ り 投 票 を し た 者						人
(5) 代 理 投 票	選 举 人	補 助 者			者	
	(氏 名)	(氏 名)	(氏 名)	(氏 名)		
	代理投票者数					
(6) 投 票 拒 否 の 決 定 を し た 者	選 举 人 の 氏 名		拒 否 の 事 由		仮 投 票 の 有 無	
	法 第 50 条 の 投 票 の 拒 否					
	法 第 48 条 の 代 理 投 票 の 拒 否					
7 期 日 前 投 票 所 事 務 従 事 者	総 数	何 人	内	1 市 区 町 村 選 挙 管 理 委 員 会 書 記	何 人	
				2 市 区 町 村 の 職 員	何 人	
				3 そ の 他 の 者	何 人	

何年何月何日調製

投票管理者(職) 氏 名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人 氏 名

投票立会人 氏 名

備考

- 1 この様式は、期日前投票所における投票録の様式である。
- 2 選挙人の氏名のみの記載では、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようのこと。
- 3 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行つた時間を記載すること。
- 4 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行つたとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行つたときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなつた事由を記入すること。
- 5 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。
- 6 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 7 署名をする投票管理者及び投票立会人は、期日前投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- 8 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考13に準ずる。

第二十五号様式(不在者投票に関する調書の様式)(第十四条関係)

不 在 者 投 票 に 関 す る 調 書

何投票区

1 公職選挙法施行令第53条の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者	人	備 考
2 公職選挙法施行令第54条の規定により他の市町村で投票用紙及び投票用封筒の交付を受けて投票した船員			人	備 考
3 公職選挙法施行令第59条の4の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者	人	備 考
4 公職選挙法施行令第59条の5の4第7項の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者	人	備 考
5 公職選挙法施行令第59条の6第8項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した船員			人	備 考
6 公職選挙法施行令第59条の6の3第3項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した船員			人	備 考
7 公職選挙法施行令第59条の6の4第1項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した船員			人	備 考
8 公職選挙法施行令第59条の8第3項において準用する同令第59条の6第8項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した者			人	備 考
計			人	備 考
9 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者	拒 絶 理 由	拒 絶 年 月 日		備 考
(氏 名) (氏 名)				
計				

何年何月何日調製

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏

名 印

備考

- 1 令第53条、第54条、第59条の4又は第59条の5の4の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者のうちに期日前投票所において法第50条の規定による仮投票を行った者がある場合には、その者の氏名を1の欄、2の欄、3の欄又は4の欄の「備考」欄に記載すること。
- 2 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、第24号様式その一の備考13に準ずる。

第二十六号様式(開票録の様式)(第十四条関係)

その一

何年何月何日

執 行

何 選 挙 開 票 錄

何開票区

1 開票所開設場所	何市(区)役所(何町村役場)(何の場所)					
2 開票立会人	候補者届出政党	左記以外の党派	氏 名	参 会 又 は 選 任 時 刻	辞職の時刻及び事由	
(1) 候補者の届出による者					午前(後) 何時何分 事由 何々	
(2) 候補者届出政党の届出による者						
(3) 市区町村の選挙管理委員会の選任した者						
(4) 開票管理者の選任した者						
3 開票所開閉時刻	何年何月何日午前(後)何時何分開始			何年何月何日午前(後)何時何分閉鎖		
4 拒否の決定等を受けた投票	受 理			不 受 理		
5 開 票 の 結 果						
(1) 投 票 の 内 訳	投票総数	有効投票	無効投票			
			無効投票率 %			
(2) 有効投票の内訳	法第68条の2第1項以外の投票 票					
	同条第1項の同一の氏名、氏又は名のみを記載したもの 票 氏名を記載したもの 氏を記載したもの 名を記載したもの そ の 他					
同条第4項により当該候補者にあん分したもの	あん分したもの総数					
	候補者氏名	あん分の基礎となつた得票数	票	氏 名	氏 名	その他

		いずれの候補者にも属しないもの								票		
	備	考										
(3) 無効投票の内訳	所定の用紙を用いないもの	候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの	候補者届出政党の届出要件に該当していなかつた政党その他の政治団体の届出に係る候補者、除名、離党その他の事由により当該候補者届出政党に所属する者でなくなつた旨の届出がされた候補者又は候補者届出政党が一の選挙区において重ねて届け出た候補者の氏名を記載したもの									
	被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの	候補者の氏名のほか、他事を記載したもの	候補者の氏名を自書しないもの	候補者の何人を記載したかを確認し難いもの	白紙投票	単に雑事を記載したもの	単に記号、符号を記載したもの					
(4) 点字投票												
(5) 各候補者の得票数	候補者の氏名	候補者届出政党の名称	所属党派の名称	得票数	候補者の氏名	候補者届出政党の名称	所属党派の名称	得票数	候補者の氏名	候補者届出政党の名称	所属党派の名称	得票数
6 開票事務従事者 総数何人内	1 市区町村選挙管理委員会書記				2 市区町村の職員				3 その他の者			
	何人	何人	何人		何人	何人	何人		何人	何人	何人	

何年何月何日調製

開票管理者 (職) 氏 名

我々は、この開票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

開票立会人 氏 名

開票立会人 氏 名

開票立会人 氏 名

備考

- 1 この様式は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の場合の様式である。
- 2 「候補者届出政党」欄には候補者届出政党の名称を記載するものとし、「左記以外の党派」欄には候補者届出政党以外の政党その他の政治団体の名称を記載するものとする。
- 3 この様式に掲げる事項のほか、開票管理者において、開票に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

その二

何年何月何日
執 行

何 選 挙 開 票 錄

何開票区

1 開票所開設場所	何市(区)役所(何町村役場) (何の場所)							
2 開票立会人	党 派	氏 名	参会又は選任時刻	辞職の時刻及び事由				
(1) 届出による者				午前(後) 何時何分 事由 何々				
(2) 市区町村の選挙 管理委員会の選任した者				△				
(3) 開票管理者の選任した者								
3 開票所開閉時刻	何年何月何日午前(後)何時何分開始		何年何月何日午前(後)何時何分閉鎖					
4 拒否の決定等を受けた投票	受 理		不 受 理					
5 開票の結果								
(1) 投票の内訳	投票総数		有効投票	無効投票				
				無効投票率 %				
(2) 有効投票の内訳	法第68条の2第2項以外の投票							
	同条第2項の同一の名称又は略称のみを記載したもの							
	票 名称を記載したもの 略称を記載したもの そ の 他							
	(名称) (略称) () ()							
	あん分したものの総数							
	衆議院名簿届出政党等の名称 あん分の基礎となつた得票数							
	票 名 称 略 称 そ の 他							
いずれの衆議院名簿届出政党等にも属しないもの								
備 考								

(3) 無効投票の内訳	所定の用紙を用いないもの	衆議院名簿届出政党等以外の政党その他の政治団体の名称又は略称を記載したもの	衆議院名簿の届出要件に該当していなかつた政党その他の政治団体又は一の選挙区において衆議院名簿を重ねて届け出ている政党その他の政治団体の名称又は略称を記載したもの		衆議院名簿登載者の全員につき、抹消の事由が生じており又は除名、離党その他の事由により当該衆議院名簿届出政党等に所属する者でなくなつた旨の届出がされている場合の当該衆議院名簿に係る政党その他の政治団体の名称又は略称を記載したもの		
	2以上の衆議院名簿届出政党等の名称又は略称を記載したもの	衆議院名簿届出政党等の名称及び略称のほか、他事を記載したもの	衆議院名簿届出政党等の名称又は略称を自書しないもの	衆議院名簿届出政党等のいずれを記載したかを確認し難いもの	白紙投票	単に雑事を記載したもの	単に記号、符号を記載したもの
(4) 点字投票							
(5) 各衆議院名簿届出政党等の得票数	衆議院名簿届出政党等の名称	得票数	衆議院名簿届出政党等の名称	得票数	衆議院名簿届出政党等の名称	得票数	
6 開票事務従事者	1 市区町村選挙管理委員会書記 総数何人内 2 市区町村の職員 3 その他の者						

何年何月何日調製

開票管理者 (職) 氏 名

我々は、この開票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

開票立会人 氏 名

開票立会人 氏 名

開票立会人 氏 名

備考

1 この様式は、衆議院比例代表選出議員の選挙の場合の様式である。

2 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考3に準ずる。

その三

何年何月何日 執 行					何 選 挙 開 票 錄					何開票区			
1 開票所開設場所		何市(区)役所(何町村役場)(何の場所)											
2 開票立会人		党 派	氏 名	参会又は選任時刻			辞職の時刻及び事由						
(1) 届出による者							午前(後)何時何分 事由 何々						
(2) 市区町村の選舉 管理委員会の選任した者													
(3) 開票管理者の選任した者													
3 開票所開閉時刻		何年何月何日午前(後)何時何分開始 何年何月何日午前(後)何時何分閉鎖											
4 拒否の決定等を受けた投票		受 理	不 受 理										
5 開票の結果													
(1) 投票の内訳		投票総数		有効投票		無効投票					%		
						無効投票率					%		
(2) 有効投票の内訳		法第68条の2第3項以外の投票		票					票				
		同条第3項の同一の参議院名簿登載者の氏名、氏若しくは名又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称のみを記載したもの		氏名を記載したもの 氏を記載したもの 名を記載したもの 名称を記載したもの 略称を記載したもの その他					票 票 票 票 票 票				
		同条第5項により当該参議院名簿登載者又は当該参議院名簿届出政党等にあん分したもの		あん分したものの総数		票					票		
		いづれの参議院名簿登載者及び参議院名簿届出政党等にも属しないもの				票					票		
		備 考											
		所定の用紙を用いないもの		参議院名簿登載者でない者、公職の候補者となることができない参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等以外の政党その他の政治団体の名称若しくは略称を記載したもの		参議院名簿の届出要件に該当していなかつた政党その他の政治団体、参議院名簿の取下げの届出をしていた政党その他の政治団体又は参議院名簿を重ねて届け出ている政党その他の政治団体に係る参議院名簿登載者の氏名又はその名称若しくは略称を記載したもの					票		
		参議院名簿登載者の全員につき、抹消の事由が生じており又は除名、離党その他の事由により当該参議院名簿届出政党等に所属する者でなくなつた旨の届出がされている場合の当該参議院名簿に係る政党その他の政治団体の名称又は略称を記載したもの		2以上の参議院名簿登載者の氏名又は2以上の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載したもの		1人の参議院名簿登載者の氏名及び当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等以外の参議院名簿届出政党等の名称又は略称を記載したもの					被選挙権のない参議院名簿登載者の氏名を記載したもの		
		参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称及び略称のほか、他事を記載したもの		参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を自書しないもの		参議院名簿登載者の何人又は参議院名簿届出政党等のいづれを記載したかを確認し難いもの		白紙投票	単に雑事を記載したもの	単に記号、符号を記載したもの			
		(4) 点字投票											票

	参議院名簿届出 政党等の名称		参議院名簿届出 政党等の名称		参議院名簿届出 政党等の名称	
	参議院名簿届出政党等 の得票数		参議院名簿届出政党等 の得票数		参議院名簿届出政党等 の得票数	
	うち各参議院 名簿登載者 (優先的に当 選人となるべ き候補者を除 く)の得票数	各参議院名簿 登載者の氏名	うち各参議院 名簿登載者 (優先的に当 選人となるべ き候補者を除 く)の得票数	各参議院名簿 登載者の氏名	うち各参議院 名簿登載者 (優先的に当 選人となるべ き候補者を除 く)の得票数	各参議院名簿 登載者の氏名
(5) 各参議院名簿届 出政党等の得票 数	うち上記を除く参議院名簿届 出政党等の得票数(法第68条 の3の規定により参議院名簿届 出政党等の有効投票とみなさ れた投票を含む。)		うち上記を除く参議院名簿届 出政党等の得票数(法第68条 の3の規定により参議院名簿届 出政党等の有効投票とみなさ れた投票を含む。)		うち上記を除く参議院名簿届 出政党等の得票数(法第68条 の3の規定により参議院名簿届 出政党等の有効投票とみなさ れた投票を含む。)	
	うち参議院名簿届出政党等 の名称又は略称		うち参議院名簿届出政党等 の名称又は略称		うち参議院名簿届出政党等 の名称又は略称	
	うち法第68条の3の規定に より参議院名簿届出政党等 の有効投票とみなさ れた投票		うち法第68条の3の規定に より参議院名簿届出政党等 の有効投票とみなさ れた投票		うち法第68条の3の規定に より参議院名簿届出政党等 の有効投票とみなさ れた投票	
	優先的に当選人となる べき候補者の氏名		優先的に当選人となる べき候補者の氏名		優先的に当選人となる べき候補者の氏名	
6 開票事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村の選挙管理委員会書記 2 市区町村の職員 3 その他の者		何人 何人 何人

何年何月何日調製

開票管理者 (職) 氏 名

我々は、この開票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

開票立会人	氏 名
開票立会人	氏 名
開票立会人	氏 名

備考

- 1 この様式は、参議院比例代表選出議員の選挙の場合の様式である。
- 2 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考3に準ずる。

その四

何年何月何日
執 行

何 選 挙 開 票 錄

何開票区

1 開票所開設場所	何市(区)役所(何町村役場) (何の場所)						
2 開票立会人	党 派	氏 名	参 選 会 任	又 時	は 刻		
(1) 届出による者					辞職の時刻及び事由		
					午後(後) 何時何分 事由 何々		
市区町村の選挙管理委員会の選任した者							
開票管理者(3)の選任した者							
3 開票所開閉時刻	何年何月何日午前(後)何時 何分開始 何年何月何日午前(後)何時 何分閉鎖						
4 拒否の決定等を受けた投票	受 理		不 受 理				
5 開票の結果							
(1) 投票の内訳	投票総数		有効投票		無効投票		
					無効投票率 %		
(2) 有効投票の内訳	法第68条の2第1項以外の投票			票			
	同条第1項の同一の氏名、氏又は名のみを記載したもの			氏名を記載したもの 氏 を記載したもの 名 を記載したもの そ の 他	(氏名) (氏名) (氏) (氏) (名) (名) () ()	票 票 票 票 票 票 票 票	
	同条第4項により当該候補者にあん分したもの	あん分したもの の総数	票				
		候補者 氏名	あん分の基礎となつた得票数	票	氏 名	氏 名	そ の 他
	いずれの候補者にも属しないもの					票	
備 考							

(3) 無効投票の内訳	所定の用紙を用いないもの	候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの	2人以上の候補者の氏名を記載したもの	被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの	候補者の氏名のほか、他事項を記載したもの	候補者の氏名を自書したもの	候補者の何人を記載したかを確認し難いもの		
	白 紙 投 票	単に雑事を記載したもの	単に記号、符号を記載したもの						
(4) 点字投票	票								
(5) 各候補者の得票数	候補者の氏名	党派	得票数	候補者の氏名	党派	得票数	候補者の氏名	党派	得票数
6 開票事務従事者	1 市区町村選挙管理委員会書記 総数 何人 内 2 市区町村の職員 3 その他の者							何人	
								何人	
								何人	

何年何月何日調製

開票管理者 (職) 氏 名

我々は、この開票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

開票立会人 氏 名

開票立会人 氏 名

開票立会人 氏 名

備考

- 1 この様式は、第26号様式その一、その二、その三及びその五の様式を開票録として使用しない選挙の場合の様式である。
- 2 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考3に準ずる。

その五

何年何月何日
執 行

何 選 挙 開 票 錄

何開票区

1 開票所開設場所	何市(区)役所(何町村役場)(何の場所)					
2 開票立会人	党 派	氏 名	参 会 又 は 選 任 時 刻	辞職の時刻及び事由		
(1) 届出による者				午前(後)	何時何分	
				事由	何々	
(2) 市区町村の選挙 管理委員会の選 任した者						
(3) 開票管理者の選 任した者						
3 開票所開閉時刻	何年何月何日午前(後)何時何分開始 何年何月何日午前(後)何時何分閉鎖					
4 拒否の決定等を 受けた投票	受 理		不 受 理			
5 開 票 の 結 果						
(1) 投 票 の 内 訳	投票総数		有効投票	無効投票		
				無効投票率	%	
記 号 式 投 票						
(2) 有効投票 票の内訳	法第68条の2第1項以外の 投票					
	同条第1項の同一の氏名、 氏又は名のみを記載した もの		票	氏名を記載したもの 氏を記載したもの 名を記載したもの そ の 他	(氏名) (氏) (名) ()	票 票 票 票
	期日前投票、不 在者投票及び点 字投票	同条第4項 により当該 候補者にあ ん分したも の	候補者氏名	あん分した もの総数	あん分の基礎と なつた得票数	票
						氏 名
						氏 名
						そ の 他
	いづれの候 補者にも属 しないもの					

		備 考							
(3) 無効投票の内訳	記号式投票	所定の用紙を用いないもの	所定の○の記号の記載方法によらないものの	候補者でない者又は候補者となることができない者に對して○の記号を記載したもの	2人以上の候補者に対しても○の記号を記載したもの	被選挙権のない候補者に対して○の記号を記載したもの	○の記号以外の事項を記載したもの	○の記号を自ら記載しないもの	
		候補者のいぢれに対して○の記号を記載したかを確認し難いもの	白紙投票						
	期日前投票、不在者投票及び点字投票	所定の用紙を用いないもの	候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの	2人以上の候補者の氏名を記載したもの	被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの	候補者の氏名のほか、他事名を記載したもの	候補者の氏名を自書しないもの	候補者の何人を記載したかを確認し難いもの	
(4) 点字投票							票		
(5) 各候補者の得票数	候補者の氏名	党 派	得 票 数	候補者の氏名	党 派	得 票 数	候補者の氏名	党 派	得 票 数
6 開票事務從事者		1 市区町村選挙管理委員会書記 2 市区町村の職員 3 その他の者					何人 何人 何人		

何年何月何日調製

開票管理者(職)

氏

名

我々は、この開票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

開票立会人

氏

名

開票立会人

氏

名

開票立会人

氏

名

備考

1 この様式は、記号式投票による選挙の場合の様式である。

2 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考3に準ずる。

第二十七号様式(選挙録の様式)(第十四条関係)

その一

何年何月何日
執 行

何 選 挙 選 挙 錄

何選挙会

1 選挙会開設場所	都(何道府県) 庁(何市(区)役所) (何町村役場) (何の場所)							
2 選挙立会人	候補者 届出政党	左記以外 の党派	氏 名	参會又は選任時刻	辞職の時刻及び事由			
(1) 候補者の届出による者					午前(後) 何時何分 事由 何々			
候補者届出政 (2) 党の届出による者								
(3) 選挙長の選任した者								
3 選挙会開閉時刻	何年何月何日午前(後)何時何分開会 何年何月何日午前(後)何時何分閉会							
4 選挙の結果								
(1) 投票の内訳	投票総数			有効投票			無効投票	
当選人及びそ (2) の他の候補者の得票総数	氏 名	性別	候補者届出政党	左記以外の党派	得票総数	年齢	職業	供託物没収関係
当選人								
(3) 法定得票数及び没収点	(1) 公職選挙法第95条に規定する得票数 (2) 公職選挙法第93条に規定する得票数							
当選となるべき候補者で当選人の決定を受けなかつたもの	氏 名		事由					
6 選挙会事務従事者	総数	何人	内	1 都道府県選挙管理委員会書記			何人	
				2 都道府県の職員			何人	
				3 その他の者			何人	

何年何月何日調製

選挙長(職) 氏名

我々は、この選挙録の記載が真正であることを確認して、署名する。

選挙立会人 氏名
 選挙立会人 氏名
 選挙立会人 氏名

備考

- 1 この様式は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の場合の様式である。
- 2 「候補者届出政党」欄には候補者届出政党の名称を記載するものとし、「左記以外の党派」欄には候補者届出政党以外の政党その他の政治団体の名称を記載するものとする。
- 3 当選人及びその他の候補者の氏名は、得票の多数の者から順次記載するものとする。
- 4 この様式に掲げる事項のほか、選挙長において、選挙会に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を用いることができる。

その二

何年何月何日

執 行

何 選 挙 選 挙 錄

何選挙会

1 選挙会開設場所	何 の 場 所				
2 選挙立会人	党 派	氏 名	参会又は選任時刻	辞職の時刻及び事由	
(1) 届出による者				午前(後)	何時何分
				事由	何々
(2) 選挙長の選任した者					
3 選挙会開閉時刻	何年何月何日午前(後)何時何分開会 何年何月何日午前(後)何時何分閉会				
4 選挙の結果					
(1) 投票の内訳	投票総数		有効投票	無効投票	
				無効投票率	%
(2) 衆議院名簿届出政党等に係る得票総数並びに当選人の数及び当選人	衆議院名簿届出政党等の名称	得票総数	衆議院名簿登載者の数	当選人の数	当 選 人
					氏 名
					性別
					年齢
					職 業

衆議院名簿届出政党等の供託物没収関係 (3) 出政党等の供託物没収関係	衆議院名簿届出政党等の名称	法第92条第2項の供託物の額 (A)	衆議院名簿登載者のうち当該選挙と同時に行われた小選挙区選出議員の選挙の当選人とされた者の数 (B)	$300\text{万円} \times (B) = (C)$	衆議院名簿届出政党等に係る当選人の数に2を乗じて得た数 (D)	$600\text{万円} \times (D) = (E)$	$(C) + (E) = (F)$	法第94条第1項の規定により国庫に帰属するものとされる供託物の額 (A) - (F) = (G)
		円		円		円	円	円
		円		円		円	円	円
		円		円		円	円	円
5 当選人となるべき候補者で当選人の決定を受けなかつたもの	氏 名		事 由					
6 選挙会事務従事者	総数	何人 内	1 総務省の職員		何人			
			2 その他の者		何人			

何年何月何日調製

選 挙 長(職) 氏 名

我々は、この選挙録の記載が真正であることを確認して、署名する。

選挙立会人 氏 名
 選挙立会人 氏 名
 選挙立会人 氏 名

備考

- 1 この様式は、衆議院比例代表選出議員の選挙の場合の様式である。
- 2 衆議院名簿届出政党等の名称は、得票の多数の者から順次記載するものとする。
- 3 衆議院名簿登載者の数は、法第86条の2第1項の規定による届出のときにおける衆議院名簿登載者の数を記載するものとする。
- 4 当選人を決定する場合における当選人となるべき順位等については、添付書類に記載するものとする。
- 5 選挙分会録は、この様式に準じて選挙分会長が調製するものとする。
- 6 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考4に準ずる。

(添付書類)

衆議院名簿届出政党等の名称		得 票 総 数		当 選 人 の 数	
衆議院名簿登載者の氏名	法第86条の2第1項(同条第9項の規定による届出をした場合には同項)の規定による届出のときにおける当選人となるべき順位	選挙会において当選人を決定する場合における当選人となるべき順位	比例代表選出議員の選挙における当落	衆議院名簿登載者が当該衆議院比例代表選出議員の選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者に関する事項	小選挙区の名称 小選挙区における得票数(A) 当該小選挙区における供託物没収点 当該小選挙区の最多得票者に係る得票数(B) 得票数の当該小選挙区の最多得票者に係る得票数に対する割合 (A)/(B) 小選挙区選出議員の選挙における当落

その三

何年何月何日
執 行 何 選 擧 選 擧 錄 何選舉會

1 選挙会開設場所	何の場所					
2 選挙立会人	党派	氏名	参会又は選任時刻	辞職の時刻及び事由		
(1)届出による者				午前(後)何時何分 事由 何々		
(2)選挙長の選任した者						
3 選挙会開閉時刻	何年何月何日午前(後)何時何分開会 何年何月何日午前(後)何時何分閉会					
4 選挙の結果						
(1)投票の内訳	投票総数		有効投票		無効投票	
					無効投票率 %	
(2)参議院名簿届出政党等に係る得票総数並びに当選人の数及び当選人	参議院名簿 届出政党等 の名称	得票総数	参議院名簿登載者の数	当選人の数	当選人	
					氏名	
					性別	
					年齢	
					職業	
(3)参議院名簿届出政党等の供託物没収関係	参議院名簿 届出政党等 の名称	参議院名簿届出 政党等に係る当 選人の数(A)	(A) × 2 = (B)	参議院名簿登 載者の数(C)	(C) - (B) = (D)	600万円 × (D) = (E)

当選人となるべき候補者で当選人の決定を受けなかつたもの	氏名	事由				
6 選挙会事務従事者	総数	何人	内	1 総務省の職員	何人	2 その他の者

何年何月何日調製

選挙長(職) 氏名

我々は、この選挙録の記載が真正であることを確認して、署名する。

選挙立会人 氏名

選挙立会人 氏名

選挙立会人 氏名

備考

- 1 この様式は、参議院比例代表選出議員の選挙の場合の様式である。
- 2 参議院名簿届出政党等の名称は、得票の多数のものから順次記載するものとする。
- 3 参議院名簿登載者の数は、法第86条の3第1項の規定による届出のときにおける参議院名簿登載者の数を記載するものとする。
- 4 当選人を決定する場合における当選人となるべき順位等については、添付書類に記載するものとする。
- 5 選挙分会録は、この様式に準じて選挙分会長が調製するものとする。
- 6 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考4に準ずる。

(添付書類)

参議院名簿届出政党等の名称		得票総数	うち各参議院名簿登載者(優先的に当選人となるべき候補者を除く)の得票総数	うち左記を除く参議院名簿届出政党等の得票数(法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票を含む)	うち参議院名簿届出政党等の名称又は略称	うち法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票	当選人の数
当選人となるべき順位		優先的に当選人となるべき候補者	参議院名簿登載者の氏名	得票数	当落		当選人の数の2倍に相当する順位までにあるもの

備考 優先的に当選人となるべき候補者については、「優先的に当選人となるべき候補者」欄に「該当」を記入し、「得票数」欄は「—」を記入すること。

その四

何年何月何日
執 行

何 選 挙 選 挙 錄

何選挙会

1 選挙会開設場所	都(何道府県) 庁(何市区役所)(何町村役場)(何の場所)						
2 選挙立会人	党 派	氏 名	参会又は選任時刻		辞職の時刻及び事由		
(1) 届出による者					午前(後)	何時何分	
					事由	何時何分	
(2) 選挙長の選任した者							
3 選挙会開閉時刻	何年何月何日午前(後) 何時何分開会		何年何月何日午前(後) 何時何分閉会				
4 選挙の結果							
(1) 投票の内訳	投票総数		有効投票		無効投票		
					無効投票率 %		
当選人及びその他候補者の得票総数	氏 名	性別	党 派	得票総数	年齢	職 業	供託物没収関係
当選人							
当選人							
(3) 法定得票数及び没収点	(1)公職選挙法第95条に規定する得票数 (2)公職選挙法第93条に規定する得票数						
当選となるべき候補者で当選人の決定を受けなかつたもの	氏 名	事由					
6 選挙会事務従事者	総数	何人 内	1 市区町村選挙管理委員会書記				何人
			2 市区町村の職員				何人
			3 その他の者				何人

何年何月何日調製

選挙長 (職) 氏 名

我々は、この選挙録の記載が真正であることを確認して、署名する。

選挙立会人 氏 名

選挙立会人 氏 名

選挙立会人 氏 名

備考

1 この様式は、衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙の場合の様式である。

2 当選人及びその他の候補者の氏名の記載については、その一の備考3に準ずる。

3 参議院合同選挙区選挙の選挙分会録は、この様式に準じて選挙分会長が調製するものとする。

4 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考4に準ずる。

その五

何年何月何日

執 行

何 選 挙 選 挙 錄

何選挙会

1 選挙会開設場所	何市(区)役所(何町村役場)(何の場所)					
2 選挙立会人	候補者 届出政党	左記以外 の党派	氏 名	参会又は選任時刻	辞職の時刻及び事由	
(1) 候補者の届出による者					午前(後) 何時何分 事由 何々	
(2) 候補者届出政党の届出による者						
(3) 選挙長の選任した者						
3 選挙会開閉時刻	何年何月何日午前(後)何時何分開始 何年何月何日午前(後)何時何分閉鎖					
4 拒否の決定等を受けた投票	受 理			不 受 理		
5 開票の結果						
(1) 投票の内訳	投票総数		有効投票	無効投票		
				無効投票率 %		
(2) 有効投票の内訳	法第68条の2第1項以外の投票		票			
	同条第1項の同一の氏名、氏又は名のみを記載したもの		票	氏名を記載したもの (氏名) (氏名)	票	
				氏を記載したもの (氏) (氏)	票	
				名を記載したもの (名) (名)	票	
				そ の 他 () ()	票	
	同条第4項により当該候補者にあん分したもの	あん分したものの総数	票			
		候補者氏名	あん分の基礎となつた得票数	票	氏 名	氏 名
						そ の 他

いぢれの候補者にも属しないもの									票
備考									
(3) 無効投票の内訳	所定の用紙を用いないもの	候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの	候補者届出政党の届出要件に該当していなかつた政党その他の政治団体の届出に係る候補者、除名、離党その他の事由により当該候補者届出政党に所属する者でなくなつた旨の届出がされた候補者又は候補者届出政党が一の選挙区において重ねて届け出た候補者の氏名を記載したもの					2人以上の候補者の氏名を記載したもの	
	被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの	候補者の氏名のほか、他事を記載したもの	候補者の氏名を自書しないもの	候補者の何人を記載したかを確認し難いもの	白紙投票	単に雑事を記載したもの	単に記号、符号を記載したもの		
(4) 点字投票									票
6 選挙の結果									
(1) 他の候補者の得票総数	氏名	性別	候補者届出政党	左記以外の党派	得票総数	年齢	職業	供託物没収関係	
当選人									
(2) 法定得票数及び没収点	(1) 公職選挙法第95条に規定する得票数 (2) 公職選挙法第93条に規定する得票数								
7 当選人となるべき候補者で当選人の決定を受けなかつたもの	氏名		事由						
8 選挙会事務従事者	1 都道府県選挙管理委員会書記 総数何人内 2 都道府県の職員 3 その他の者								
									何人
									何人

何年何月何日調製

選挙長(職) 氏名

我々は、この選挙録の記載が真正であることを確認して、署名する。

選挙立会人 氏名

選挙立会人 氏名

選挙立会人 氏名

備考

- 1 この様式は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の場合において、開票の事務を選挙会の事務に併せて行うときの様式である。

2 「候補者届出政党」欄及び「左記以外の党派」欄の記載並びに当選人及びその他の候補者の氏名の記載については、その一の備考2及び3に準ずる。

3 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考4に準ずる。

その六

何年何月何日 執 行	何 選 挙 選 挙 錄			何選挙会		
1 選挙会開設場所	何市(区)役所(何町村役場) (何の場所)					
2 選挙立会人	党 派	氏 名	参 会 又 は 選 任 時 刻	辞職の時刻及び事由		
(1) 届出による者				午前(後) 何時何分 事由 何々		
(2) 選挙長の選任 した者						
3 選挙会開閉時刻	何年何月何日午前(後)何時何分 開会		何年何月何日午前(後)何時何分 閉会			
4 拒否の決定等を 受けた投票	受 理		不 受 理			
5 開 票 の 結 果						
(1) 投票の内訳	投票総数	有効投票	無効投票			
			無効投票率 %			
(2) 有効投票の内 訳	法第68条の2第1項以外の投票		票			
	同条第1項の同一の氏名、氏又 は名のみを記載したもの		票 氏名を記載したもの 氏 を記載したもの 名 を記載したもの そ の 他			
			(氏名) (氏名) (氏) (氏) (名) (名) () ()			
	あん分したもの の 総 数		票			
	同条第4項 により当該 候補者にあ ん分したも の	候補者 氏名	あん分の基礎と なつた得票数	票	氏 名	氏 名
いづれの候 補者にも属 しないもの		票				
備 考						

(3) 無効投票の内訳	所定の用紙を用いないもの	候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの	2人以上の候補者の氏名を記載したもの	被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの	候補者の氏名のほか、他事を記載したもの	候補者の氏名を自書しないもの	候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
	白 紙 投 票	単に雑事を記載したもの	単に記号、符号を記載したもの				
(4) 点字投票	票						
6 選挙の結果							
当選人及びその他の候補者の得票総数	氏 名	性 別	党 派	得票総数	年 齢	職 業	供託物没収関係
当選人							
当選人							
(2) 法定得票数及び没収点	(1)公職選挙法第95条に規定する得票数 (2)公職選挙法第93条に規定する得票数						
当選人となるべき候補者で当選人の決定を受けなかつたもの	氏 名	事由					
8 選挙会事務従事者	総数	何 人 内	1 市区町村選挙管理委員会書記			何人	
			2 市区町村の職員			何人	
			3 その他の者			何人	

何年何月何日調製

選挙長 (職) 氏 名

我々は、この選挙録の記載が真正であることを確認して、署名する。

選挙立会人 氏 名

選挙立会人 氏 名

選挙立会人 氏 名

備考

1 この様式は、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙において開票の事務を選挙会の事務に併せて行う場合の様式である。

2 当選人及びその他の候補者の氏名の記載については、その一の備考3に準ずる。

3 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考4に準ずる。

その七

何年何月何日
執 行

何 選 挙 選 挙 錄

何 選 挙 会

1 選挙会開設場所	何市(区)役所(何町村役場)(何の場所)						
2 選挙立会人	党 派	氏 名	参会又は選任時刻	辞職の時刻及び事由			
(1) 届出による者				午前(後)	何時何分		
				事由	何々		
(2) 選挙長の選任した者							
3 選挙会開閉時刻	何年何月何日午前(後)何時何分開会 何年何月何日午前(後)何時何分閉会						
4 拒否の決定等を受けた投票	受 理		不 受 理				
5 開票の結果							
(1) 投票の内訳	投票総数	有効投票	無効投票				
			無効投票率 %				
(2) 有効投票の内訳	記号式投票	票					
	期日前投票、不在者投票及び点字投票	法第68条の2第1項以外の投票	票				
		同条第1項の同一の氏名、氏又は名のみを記載したもの	票	氏名を記載したもの	(氏名) (氏名)	票	
				氏を記載したもの	(氏) (氏)	票	
				名を記載したもの	(名) (名)	票	
				その他	() ()	票	
				あん分したものの総数	票		
	同条第4項により当該候補者にあん分したもの	候補者氏名	あん分の基礎となつた得票数	票	氏 名	氏 名	その他
いづれの候補者にも属しないもの	票						
備 考							

		所定の用紙を用いないもの	所定の○の記号の記載方法によらないもの	候補者でない者又は候補者となることができない者に対して○の記号を記載したもの	2人以上の候補者に対して○の記号を記載したもの	被選挙権のない候補者に対して○の記号を記載したもの	○の記号以外の事項を記載したもの	○の記号を自ら記載しないもの
(3)	記号式投票							
無効投票の内訳	候補者のいずれに対して○の記号を記載したかを確認し難いもの	白紙投票						
	期日前投票、不在者投票及び点字投票	所定の用紙を用いないもの	候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの	2人以上の候補者の氏名を記載したもの	被選挙権のない候補者の氏名のほか、他事を記載したもの	候補者の氏名を記載したもの	候補者の氏名を自書しないもの	候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
		白紙投票	単に雑事を記載したもの	単に記号、符号を記載したもの				
(4)	点字投票							票
6 選挙の結果								
(1)	当選人及びその他の候補者の得票総数	氏名	性別	党派	得票総数	年齢	職業	供託物没収関係
当選人								
(2)	法定得票数及び没収点	(1) 公職選挙法第95条に規定する得票数 (2) 公職選挙法第93条に規定する得票数						
当選人となるべき候補者で当選人の決定を受けなかつたもの	氏名	事由						
8 選挙会事務従事者	1 市区町村選挙管理委員会書記 総数何人内 2 市区町村の職員 3 その他の者							何人
								何人
								何人

何年何月何日調製

選挙長(職) 氏 名

我々は、この選挙録の記載が真正であることを確認して、署名する。

選挙立会人 氏 名

選挙立会人 氏 名
選挙立会人 氏 名

備考

- 1 この様式は、記号式投票による選挙の場合において、開票の事務を選挙会の事務に併せて行うときの様式である。
- 2 当選人及びその他の候補者の氏名の記載については、その一の備考3に準ずる。
- 3 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考4に準ずる。

その八

何年何月何日 執 行	何 選 挙 選 挙 錄					何選挙会
1 選挙会開設場所	都(何道府県)庁(何市(区)役所)(何町村役場)(何の場所)					
2 選挙立会人	候補者届出政党	左記以外の党派	氏 名	参会又は選任時刻	辞職の時刻及び事由	
(1) 候補者の届出による者					午前(後)何時何分 事由 何々	
(2) 候補者届出政党の届出による者						
(3) 選挙長の選任した者						
3 選挙会開閉時刻	何年何月何日午前(後)何時何分開会			何年何月何日午前(後)何時何分閉会		
4 無投票の事由						
5 当選人及びその他の候補者	氏 名	性 別	候補者届出政党	左記以外の党派	年 齢	職 業
(1) 当選人						
当選人となるべき候補 (2) 者で当選人の決定を受けなかつたもの	氏 名		事 由			
6 選挙会事務従事者	1 都道府県選挙管理委員会書記 何人 総数 何人 内 2 都道府県の職員 何人 3 その他の者 何人					

何年何月何日調製

選挙長(職) 氏 名

我々は、この選挙録の記載が真正であることを確認して、署名する。

選挙立会人 氏 名

選挙立会人 氏 名

選挙立会人 氏 名

備考

- 1 この様式は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の無投票当選の場合の様式である。
- 2 無投票当選の事由及び当選人となるべき候補者で当選の決定を受けなかつたものに関する事由は、明確に記載するものとする。
- 3 「候補者届出政党」欄及び「左記以外の党派」欄の記載については、その一の備考2に準ずる。
- 4 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考4に準ずる。

その九

何年何月何日
執行 何 選 挙 選 挙 錄 何選挙会

1 選挙会開設場所	何の場所					
2 選挙立会人	党派	氏名	参会又は選任時刻	辞職の時刻及び事由		
(1)届出による者				午前(後)何時何分 事由 何々		
(2)選挙長の選任した者						
3 選挙会開閉時刻	何年何月何日午前(後)何時何分開会		何年何月何日午前(後)何時何分閉会			
4 無投票の事由						
5 衆議院名簿届出政党等に係る当選人の数及び当選人	衆議院名簿届出政党等の名称	衆議院名簿登載者の数	当選人の数	当選人		
				氏名	性別	年齢
6 当選人となるべき候補者で当選人の決定を受けなかつたもの	氏名		事由			
7 選挙会事務従事者	総数	何人	内	1 総務省の職員	何人	
				2 その他の者	何人	

何年何月何日調製

選　挙　長(職)　　氏　　名

我々は、この選挙録の記載が真正であることを確認して、署名する。

選挙立会人　　氏　　名

選挙立会人　　氏　　名

選挙立会人　　氏　　名

備考

- 1 この様式は、衆議院比例代表選出議員の選挙の無投票当選の場合の様式である。
- 2 無投票当選の事由及び当選人となるべき候補者で当選の決定を受けなかつたものに関する事由は、明確に記載するものとする。
- 3 衆議院名簿登載者の数の記載については、その二の備考3に準ずる。
- 4 当選人を決定する場合における当選人となるべき順位等については、添付書類に記載するものとする。
- 5 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考4に準ずる。

(添付書類)

衆議院名簿届出 政党等の名称				当選人の数					
衆議院名簿登載者の氏名	法第86条の2 第1項(同条第 9項の規定に よる届出した場合には同 項)の規定に よる届出のと きにおける當 選人となるべ き順位	選挙会にお いて當選人 を決定する 場合におけ る當選人と なるべき順 位	比例代表 選出議員 の選挙に おける當 落	衆議院名簿登載者で當該衆議院比例代表選出議員の選挙と同時に行われ る衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者に関する事項					
				小選挙区 の名称	小選挙区 における 得票数(A)	当該小選 挙区にお ける供託 物没収点	当該小選 挙区の最多得 票者に係る 得票数(B)	得票数の當 該小選挙区 の最多得票 者に係る得 票数に対する 割合 (A)/(B)	小選挙区選 出議員の選 挙における 當落
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~

その十

何年何月何日  
執　　行

何　選　挙　選　挙　録

何選挙会

1 選挙会開設場所	何の場所				
2 選挙立会人	党 派	氏 名	参会又は選任時刻	辞職の時刻及び事由	
(1)届出による者				午前(後)何時何分 事由 何々	
(2)選挙長の選任した者					
3 選挙会開閉時刻	何年何月何日午前(後)何時何分開会		何年何月何日午前(後)何時何分閉会		
4 無投票の事由					
参議院名簿届出政党等の名称 5 等に係る当選人の数 及び当選人	参議院名簿届出 政党等の名称	参議院名簿 登載者の数	当選人の数	当選人	
				氏名	性別
6 当選人となるべき候補者で当選人の決定を受けなかつたもの	氏 名		事由		
7 選挙会事務従事者	総数	何人	内	1 総務省の職員	何人
				2 その他の者	何人

何年何月何日調製

選挙長(職) 氏名

我々は、この選挙録の記載が真正であることを確認して、署名する。

選挙立会人 氏名

選挙立会人 氏名

選挙立会人 氏名

備考

- 1 この様式は、参議院比例代表選出議員の選挙の無投票当選の場合の様式である。
- 2 無投票当選の事由及び当選人となるべき候補者で当選人の決定を受けなかつたものに関する事由は、明確に記載するものとする。
- 3 参議院名簿登載者の数の記載については、その三の備考3に準ずる。
- 4 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考4に準ずる。

## その十一

何年何月何日 執 行		何 選 挙 選 挙 錄					何選挙会	
1 選挙会開設場所		都(何道府県)庁(何市(区)役所)(何町村役場)					(何の場所)	
2 選挙立会人		党 派	氏 名	参会又は選任時刻	辞職の時刻及び事由			
(1)届出による者					午前(後) 何時何分 事由 何時何分			
(2)選挙長の選任した者								
3 選挙会開閉時刻		何年何月何日午前(後)何時何分開会 何年何月何日午前(後)何時何分閉会						
4 無投票の事由								
5 当選人及びその他の候補者		氏 名	性 別	党 派	年 齢	職 業	備 考	
(1)当選人								
(2)当選人となるべき候補者で当選人の決定を受けなかつたもの		氏 名	事 由					
6 選挙会事務従事者		1 総数	何人	内	2 市区町村の職員	何人		
					3 その他の者	何人		

何年何月何日調製

選 挙 長 (職) 氏 名

我々は、この選挙録の記載が真正であることを確認して、署名する。

選挙立会人 氏 名  
 選挙立会人 氏 名  
 選挙立会人 氏 名

## 備考

- 1 この様式は、衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙の無投票当選の場合の様式である。
- 2 無投票当選の事由及び当選人となるべき候補者で当選人の決定を受けなかつたものに関する事由は、明確に記載するものとする。
- 3 この様式に掲げる事由のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考4に準ずる。

第二十七号様式の二（衆議院比例代表選出議員の選舉における当選人が衆議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出書の様式）（第十四条の二関係）

当選人が衆議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出書

何年何月何日執行の何選挙の何選挙区における下記の当選人は、何年何月何日下記の事由により、本政党（政治団体）に所属する者でなくなったので、届け出ます。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名

何選挙長 氏 名 あて

記

当選人の氏名	届出事由

備考

- 1 「届出事由」欄には、除名、離党、その他の事由の別を記載しなければならない。
- 2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第二十七号様式の三（衆議院比例代表選出議員の選舉における当選人の除名の手続を記載した文書の様式）（第十四条の二関係）

当選人の除名の手続を記載した文書

本政党（政治団体）に所属する者の除名の手続については、下記のとおりです。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名

何選挙長 氏 名 あて

記

除名を決定する機関	
除名の決定手続	

第二十七号様式の四(衆議院比例代表選出議員の選舉における当選人が他の衆議院名簿届出政党等に所属していない旨の宣誓書の様式)（第十四条の二関係）

### 宣 誓 書

私は、何年何月何日執行の何選挙の期日(公職選挙法第96条、第97条の2第1項又は第112条第2項の規定により選挙会において当選人と定められた日)以後において他の衆議院名簿届出政党等に所属していないことを誓います。

何年何月何日

都(何道府県)何郡(市)何町(村)字何(町)何番地

氏 名

備考 当選人本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、当選人本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第二十七号様式の五(参議院比例代表選出議員の選舉における当選人が参議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出書の様式) (第十四条の二関係)

当選人が参議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出書

何年何月何日執行の何選挙における下記の当選人は、何年何月何日下記の事由により、本政党(政治団体)に所属する者でなくなったので、届け出ます。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名

何選挙長 氏 名 あて

記

当選人の氏名	届出事由

備考

- 1 「届出事由」欄には、除名、離党、その他の事由の別を記載しなければならない。
- 2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第二十七号様式の六（参議院比例代表選出議員の選舉における当選人の除名の手続を記載した文書の様式）（第十四条の二関係）

当選人の除名の手続を記載した文書

本政党（政治団体）に所属する者の除名の手続については、下記のとおりです。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名

何選挙長 氏 名 あて

記

除名を決定する機関	
除名の決定手続	

第二十七号様式の七(参議院比例代表選出議員の選舉における当選人が他の参議院名簿届出政党等に所属していない旨の宣誓書の様式) (第十四条の二関係)

宣 誓 書

私は、何年何月何日執行の何選挙の期日(公職選挙法第96条、第97条の2第1項又は第112条第2項の規定により選挙会において当選人と定められた日)以後において他の参議院名簿届出政党等に所属していないことを誓います。

何年何月何日

都(何道府県)何郡(市)何町(村)字何(町)何番地

氏 名

備考 当選人本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、当選人本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第二十八号様式（当選証書の様式）（第十五条関係）

何々当選証書

住所

氏名

右は、都(何道府県)〔何郡(市)町(村)〕(第何区)において、何々に当選した」と

を証明するため、ここに当選証書を付与する。

何年何月何日

何中  
選中央選管  
選理委員会  
選理委員長  
会委員長

氏

名印

**備考**  
任期を異にする参議院議員の選舉を合併して行う場合においては、いずれの選  
舉の当選人であるかを明記するものとする。

## 第二十八号様式の二(衆議院比例代表選出議員の選挙における供託物の返還の順位に関する届出書の様式)(第十七条の三関係)

## 衆議院比例代表選出議員の選挙における供託物の返還の順位に関する届出書

何年何月何日執行の何選挙の何選挙区における供託物について、公職選挙法施行令第93条の2第2項の規定により返還を請求する場合の返還を受けるべき順位を、下記のとおり届け出ます。

何年何月何日

### 政党その他の政治団体の名称

## 本部の所在地

代表者 氏名

何選挙長 氏名 あて

記

備考

- 1 国債証書には、その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債(以下「振替国債」という。)を含むものである。
  - 2 収還を受けるべき順位は、300万円ごとの金額又は額面の国債証書に付するものである。
  - 3 「国債証書については名称、回記号及び番号」欄には、振替国債以外の国債証書にあつては当該国債証書の回記号及び番号を、振替国債にあつては当該振替国債の名称及び回記号を記載するものである。
  - 4 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

## 第二十八号様式の二の二(参議院比例代表選出議員の選挙における供託物の返還の順位に関する届出書の様式)(第十七条の三の二関係)

## 参議院比例代表選出議員の選挙における供託物の返還の順位に関する届出書

何年何月何日執行の何選挙における供託物について、公職選挙法施行令第93条の2第3項において準用する同条第2項の規定により返還を請求する場合の返還を受けるべき順位を、下記のとおり届け出ます。

何年何月何日

### 政党その他の政治団体の名称

### 本部の所在地

代表者 氏名

## 何選挙長 氏名 あて

記

備考

- 1 国債証書には、その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債(以下「振替国債」という。)を含むものである。
  - 2 収還を受けるべき順位は、600万円ごとの金額又は額面の国債証書に付するものである。
  - 3 「国債証書については名称、回記号及び番号」欄には、振替国債以外の国債証書にあつては当該国債証書の回記号及び番号を、振替国債にあつては当該振替国債の名称及び回記号を記載するものである。
  - 4 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第二十八号様式の三(選挙運動用自動車の使用等の契約届出書の様式) (第十七条の四関係)  
その一

## 選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理会委員長) 氏

名あて

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)

候補者 氏 名

(参議院名簿届出政党等の名称)

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入れ期間等	契 約 金 額	
自動車の借入れ					
運転手の雇用					
燃料代					

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあつては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を、「燃料代」にあつては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては

委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

### その二

#### 通常葉書作成契約届出書

次のとおり通常葉書の作成契約を締結したので届け出ます。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理会委員長) 氏 名あて

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)

候補者 氏 名

(参議院名簿届出政党等の名称)

#### 記

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	

#### 備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

### その三

#### ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理会委員長) 氏 名あて

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)

候補者 氏 名

(参議院名簿届出政党等の名称)

#### 記

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	

#### 備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつて

は委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

#### その四

##### 選挙事務所用立札・看板作成契約届出書

次のとおり選挙事務所用立札・看板の作成契約を締結したので届け出ます。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理会委員長) 氏 名あて

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)

候補者 氏 名

(参議院名簿届出政党等の名称)

#### 記

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約数	作成契約金額	

#### 備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

#### その五

##### 自動車等取付用立札・看板作成契約届出書

次のとおり自動車等取付用立札・看板の作成契約を締結したので届け出ます。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理会委員長) 氏 名あて

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)

候補者 氏 名

(参議院名簿届出政党等の名称)

#### 記

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約数	作成契約金額	

#### 備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本

人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

#### その六

##### 個人演説会場用立札・看板作成契約届出書

次のとおり個人演説会場用立札・看板の作成契約を締結したので届け出ます。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長 氏 名あて

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)

候補者 氏 名

#### 記

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約数	作成契約金額	

#### 備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

#### その七

##### ポスター作成契約届出書

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理会委員長) 氏 名あて

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)

候補者 氏 名

(参議院名簿届出政党等の名称)

#### 記

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	

#### 備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

## その八

## 政見放送用の録音・録画の契約届出書

次のとおり政見放送用の録音・録画の契約を締結したので届け出ます。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長 氏 名あて

何年何月何日執行何選挙(何都道府県)

候補者届出政党名

本部の所在地

代表者 氏 名

## 記

項目区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容				備 考
			録音・ 録画の 種類	録音・録画 一種類の契 約単価	複製数	複製契約金 額	
政見放送用 の録音							
政見放送用 の録画							

## 備考

- 1 この様式は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の場合の様式です。
- 2 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 3 「契約内容」欄の「録音・録画の種類」には、契約の相手方ごとに、全国を通じて、1から始まる番号を記載

してください。

4 二以上の都道府県において同一種類の録音・録画を提出した場合には、「契約内容」欄の「録音・録画一種類の契約単価」は、いずれか一の都道府県選挙管理委員会に対する契約届出書にのみ記載してください。

5 候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

その九

#### 政見放送用の録音・録画の契約届出書

次のとおり政見放送用の録音・録画の契約を締結したので届け出ます。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長 氏 名あて

何年何月何日執行何選挙(何都道府県)

候補者 氏 名

記

項目区分	契 約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契 約 内 容			備考
			録音・録画一種類の契約単価	複製数	複製契約金額	
政見放送用の録音						
政見放送用の録画						

備考

- 1 この様式は、参議院選挙区選出議員の選挙の場合の様式です。
- 2 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 3 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第二十八号様式の四(選挙運動用自動車の燃料代等の確認申請書の様式)(第十七条の五関係)  
その一

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、公職選挙法施行令第109条の4第2項第2号ロの規定による確認を受けたいの  
で申請します。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理会委員長)氏 名あて

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)

候補者 氏 名

(参議院名簿届出政党等の名称)

記

- 1 契約年月日 何年何月何日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認申請金額 円

区分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今回の購入金額 (b)	円	円
燃料代計 (a)+(b)	円	円
備考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から都道府県(国)に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 5 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

その二

通常葉書作成枚数確認申請書

次の通常葉書作成枚数につき、公職選挙法施行令第109条の7第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理会委員長)氏名あて

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)

候補者 氏 名

(参議院名簿届出政党等の名称)

記

- 1 契約年月日 何年何月何日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回の枚数 (b)	枚	枚
枚数計 (a)+(b)	枚	枚
備考		

備考

- 1 この申請書は、通常葉書作成業者ごとに別々に候補者から都道府県(国)に提出してください。
- 2 この申請書は、通常葉書作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他の通常葉書作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

その三

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、公職選挙法施行令第109条の8において準用する第109条の7第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理会委員長)氏 名あて

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)

候補者 氏 名

(参議院名簿届出政党等の名称)

記

- 1 契約年月日 何年何月何日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚
備考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から都道府県(国)に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によつて作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

その四

選挙事務所用立札・看板作成数確認申請書

次の選挙事務所用立札・看板作成数につき、公職選挙法施行令第110条の2第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

何年何月何日

選挙管理委員会委員長(中央選挙管理会委員長)氏名あて

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)

候補者 氏 名

(参議院名簿届出政党等の名称)

記

1 契約年月日 何年何月何日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

3 確認申請数 _____

区分	作成数	左のうち確認済又は確認申請数
前回までの累積数 (a)		
今回 数 (b)		
計 (a)+(b)		
備考		

備考

- 1 この申請書は、立札・看板作成業者ごとに別々に候補者から都道府県(国)に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙事務所用立札・看板作成数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積数」には、他の立札・看板作成業者によって作成された数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

## その五

## 自動車等取付用立札・看板作成数確認申請書

次の自動車等取付用立札・看板作成数につき、公職選挙法施行令第110条の3において準用する第110条の2第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理会委員長)氏名あて

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)

候補者 氏 名

(参議院名簿届出政党等の名称)

記

- 1 契約年月日 何年何月何日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 3 確認申請数 _____

区分	作成数	左のうち確認済又は確認申請数
前回までの累積数 (a)		
今回 数 (b)		
計 (a)+(b)		
備考		

備考

- 1 この申請書は、立札・看板作成業者ごとに別々に候補者から都道府県(国)に提出してください。
- 2 この申請書は、自動車等取付用立札・看板作成数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積数」には、他の立札・看板作成業者によって作成された数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

その六

個人演説会場用立札・看板作成数確認申請書

次の個人演説会場用立札・看板作成数につき、公職選挙法施行令第125条の3において準用する第110条の2第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長氏名あて

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)  
候補者 氏 名

記

- 1 契約年月日 何年何月何日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 3 確認申請数 _____

区分	作成数	左のうち確認済又は確認申請数
前回までの累積数 (a)		
今回 の 数 (b)		
計 (a) + (b)		
備考		

備考

- 1 この申請書は、立札・看板作成業者ごとに別々に候補者から都道府県に提出してください。
- 2 この申請書は、個人演説会場用立札・看板作成数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積数」には、他の立札・看板作成業者によって作成された数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

その七

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、公職選挙法施行令第110条の4第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理会委員長)氏 名あて

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)

候補者 氏 名

(参議院名簿届出政党等の名称)

記

- 1 契約年月日 何年何月何日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a)+(b)	枚	枚
備考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から都道府県(国)に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

## 第二十八号様式の五(選挙運動用自動車の燃料代等の確認書の様式) (第十七条の五関係)

## その一

確 認 番 号	自 動 車 燃 料 代 確 認 書	
公職選挙法施行令第109条の4第2項第2号ロの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号ロに定める金額の範囲内のものであることを確認する。		
何年何月何日		
何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理会委員長) 氏		名 印
記		
1 何年何月何日執行何選挙(何選挙区)		
2 候補者の氏名	(参議院名簿届出政党等の名称)	
3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号		
4 確 認 金 額	円	
備考		
1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。		
2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。		
3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合)には、燃料供給業者は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。		

## その二

確 認 番 号	通 常 葉 書 作 成 枚 数 確 認 書	
公職選挙法施行令第109条の7第2項の規定に基づき、次の通常葉書作成枚数は、公職選挙法第142条第1項に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。		
何年何月何日		
何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理会委員長) 氏		名 印
記		
1 何年何月何日執行何選挙(何選挙区)		
2 候補者の氏名	(参議院名簿届出政党等の名称)	
3 確 認 枚 数	枚	
備考		
1 この確認書は、通常葉書作成枚数について確認を受けた候補者から通常葉書作成業者に提出してください。		
2 この確認書を受領した通常葉書作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、通常葉書作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。		
3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合)には、通常葉書作成業者は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。		

## その三

## 確 認 番 号 ビ ラ 作 成 枚 数 確 認 書

公職選挙法施行令第109条の8において準用する第109条の7第2項の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、公職選挙法第142条第1項に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理会委員長) 氏

名 印

記

1 何年何月何日執行何選挙(何選挙区)

2 候補者の氏名

(参議院名簿届出政党等の名称)

3 確 認 枚 数

枚

## 備考

1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。

2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。

3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合)には、ビラ作成業者は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。

## その四

## 確 認 番 号 選挙事務所用立札・看板作成数確認書

公職選挙法施行令第110条の2第2項の規定に基づき、次の選挙事務所用立札・看板作成数は、同項に定める数の範囲内のものであることを確認する。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理会委員長) 氏

名 印

記

1 何年何月何日執行何選挙(何選挙区)

2 候補者の氏名

(参議院名簿届出政党等の名称)

3 確 認 数

## 備考

1 この確認書は、選挙事務所用立札・看板作成数について確認を受けた候補者から立札・看板作成業者に提出してください。

2 この確認書を受領した立札・看板作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙事務所用立札・看板作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。

3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合)には、立札・看板作成業者は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。

## その五

確 認 番 号                   自動車等取付用立札・看板作成数確認書

公職選挙法施行令第110条の3において準用する第110条の2第2項の規定に基づき、次の自動車等取付用立札・看板作成数は、同項に定める数の範囲内のものであることを確認する。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理会委員長) 氏                   名 印  
記

1 何年何月何日執行何選挙(何選挙区)

2 候補者の氏名

(参議院名簿届出政党等の名称)

3 確 認 数

備考

- 1 この確認書は、自動車等取付用立札・看板作成数について確認を受けた候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した立札・看板作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、自動車等取付用立札・看板作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合)には、立札・看板作成業者は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。

## その六

確 認 番 号                   個人演説会場用立札・看板作成数確認書

公職選挙法施行令第125条の3において準用する第110条の2第2項の規定に基づき、次の個人演説会場用立札・看板作成数は、同項に定める数の範囲内のものであることを確認する。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長 氏                   名 印  
記

1 何年何月何日執行何選挙(何選挙区)

2 候補者の氏名

3 確 認 数

備考

- 1 この確認書は、個人演説会場用立札・看板作成数について確認を受けた候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した立札・看板作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、個人演説会場用立札・看板作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、都道府県に支払を請求することはできません。

## その七

確 認 番 号	ポ ス タ ー 作 成 枚 数 確 認 書
公職選挙法施行令第110条の4第2項の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同項に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。	
何年何月何日	何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理会委員長) 氏 記
1 何年何月何日執行何選挙(何選挙区)	
2 候補者の氏名 (参議院名簿届出政党等の名称)	
3 確 認 枚 数	枚
備考	
1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。	
2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。	
3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合)には、ポスター作成業者は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。	

## 第二十八号様式の六（選挙運動用自動車使用証明書の様式）（第十七条の七関係）

その一

選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)							
次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。 何年何月何日							
何年何月何日執行何選挙(何選挙区) 候補者 氏 名 (参議院名簿届出政党等の名称)							
記							
運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		2 左に掲げる場合以外の場合				
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名							
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考				
	何年何月何日	円					
備考							
<p>1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。</p> <p>2 運送事業者等が都道府県(国)に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。</p> <p>3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合)には、運送事業者等は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。</p> <p>4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">64,500円</td> </tr> <tr> <td>(2) (1)以外の場合</td> <td style="text-align: right;">16,100円</td> </tr> </table> <p>5 同一日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。</p> <p>6 同一日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては3台以上)の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては2台)に限られていますので、その指定をした1台(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては2台。各証明書1枚につき1台)のみについて記載してください。</p> <p>7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、都道府県(国)に支払を請求することはできません。</p>				(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64,500円	(2) (1)以外の場合	16,100円
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64,500円						
(2) (1)以外の場合	16,100円						

その二

選挙運動用自動車使用証明書 (燃 料)				
次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。				
何年何月何日		何年何月何日執行何選挙(何選挙区) 候補者 氏 名 (参議院名簿届出政党等の名称) 記		
燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名				
燃 料 供 給 年 月 日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃 料 供 給 量	燃 料 供 給 金 額	備 考
何 年 何 月 何 日		1	円	

**備考**

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したもの)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が都道府県(国)に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合)には、燃料供給業者は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

## その三

選挙運動用自動車使用証明書  
(運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)

候補者 氏 名

(参議院名簿届出政党等の名称)

記

運転手の氏名及び住所	報酬の額	備考
雇用年月日	円	
何年何月何日		

## 備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 3 運転手が都道府県(国)に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合)には、運転手は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 6 同一の日において2人以上(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては3人以上)の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては選挙運動用自動車1台につき1人までとし、合計2人)に限られていますので、その指定をした1人(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては2人。各証明書1枚につき1人)のみについて記載してください。
- 7 候補者の指定した運転手以外の運転手は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。

## 第二十八号様式の七（通常葉書作成証明書の様式）（第十七条の七関係）

通常葉書作成証明書	
次のとおり通常葉書を作成したものであることを証明します。	
何年何月何日	
何年何月何日執行何選挙(何選挙区)	
候補者 氏 名	
(参議院名簿届出政党等の名称)	
記	
通常葉書作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	
<p><b>備考</b></p> <p>1 この証明書は、作成の実績に基づいて、通常葉書作成業者ごとに別々に作成し、候補者から通常葉書作成業者に提出してください。</p> <p>2 通常葉書作成業者が都道府県(国)に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。</p> <p>3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合)には、通常葉書作成業者は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>(1) 枚数</p> <p>イ 衆議院小選挙区選出議員の選挙 35,000枚</p> <p>ロ 参議院選挙区選出議員の選挙 35,000枚+2,500枚×(当該選挙区の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数-1)</p> <p>ハ 参議院比例代表選出議員の選挙 150,000枚</p> <p>(2) 限度額</p> <p>イ 確認された作成枚数が35,000枚以下の場合 7円95銭(単価)×当該作成枚数=限度額</p> <p>ロ 確認された作成枚数が35,000枚を超える場合  $\frac{278,250円 + 6円88銭 \times (当該作成枚数 - 35,000)}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価} \cdots 1\text{銭未満の端数}$</p> <p>は切上げ      単価×当該作成枚数=限度額</p>	

## 第二十八号様式の八（ビラ作成証明書の様式）（第十七条の七関係）

ビ ラ 作 成 証 明 書	
次のとおりビラを作成したものであることを証明します。	
何年何月何日	
何年何月何日執行何選挙(何選挙区)	
候補者 氏 名	
(参議院名簿届出政党等の名称)	
記	
ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつてはその代表者の氏 名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	
備考	
1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。	
2 ビラ作成業者が都道府県(国)に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。	
3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合)には、ビラ作成業者は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。	
4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。	
(1) 枚数	
イ 衆議院小選挙区選出議員の選挙 70,000枚	
ロ 参議院選挙区選出議員の選挙 100,000枚+15,000枚×(当該選挙区の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数-1)ただし、300,000枚を超える場合には300,000枚	
ハ 参議院比例代表選出議員の選挙 250,000枚	
(2) 限度額	
イ 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 7円73銭(単価)×当該作成枚数=限度額	
ロ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合 $\frac{386,500円 + 5 円18銭 \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価} \dots\dots\dots 1 \text{銭未満の端}$	
数は切上げ 単価×当該作成枚数=限度額	

## 第二十八号様式の九(立札・看板作成証明書の様式)(第十七条の七関係)

その一

## 選挙事務所用立札・看板作成証明書

次のとおり選挙事務所用立札・看板を作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)

候補者 氏 名

(参議院名簿届出政党等の名称)

記

立札・看板作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
作 成 数	
作 成 金 額	円
備 考	

## 備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、立札・看板作成業者ごとに別々に作成し、候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 立札・看板作成業者が都道府県(国)に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合)には、立札・看板作成業者は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - (1) 数  
設置することができる選挙事務所の数×3
  - (2) 限度額  
56,613円×確認された作成数

その二

自動車等取付用立札・看板作成証明書	
次のとおり自動車等取付用立札・看板を作成したものであることを証明します。	
何年何月何日	
何年何月何日執行何選挙(何選挙区)	
候補者 氏名	
(参議院名簿届出政党等の名称)	
記	
立札・看板作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
作成数	
作成金額	円
備考	
備考	
<p>1 この証明書は、作成の実績に基づいて、立札・看板作成業者ごとに別々に作成し、候補者から立札・看板作成業者に提出してください。</p> <p>2 立札・看板作成業者が都道府県(国)に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。</p> <p>3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合)には、立札・看板作成業者は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>(1) 数 4(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては8)            (2) 限度額            53,601円×確認された作成数</p>	

## その三

個人演説会場用立札・看板作成証明書	
次のとおり個人演説会場用立札・看板を作成したものであることを証明します。	
何年何月何日	
何年何月何日執行何選挙(何選挙区)	
候補者 氏名	
記	
立札・看板作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
作成数	
作成金額	円
備考	
備考	
<p>1 この証明書は、作成の実績に基づいて、立札・看板作成業者ごとに別々に作成し、候補者から立札・看板作成業者に提出してください。</p> <p>2 立札・看板作成業者が都道府県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。</p> <p>3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、都道府県に支払を請求することはできません。</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>(1) 数 5(参議院合同選挙区選挙にあつては10)</p> <p>(2) 限度額</p> <p>40,954円×確認された作成数</p>	

## 第二十八号様式の十(ポスター作成証明書の様式)(第十七条の七関係)

ポスター作成証明書	
次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。	
何年何月何日	何年何月何日執行何選挙(何選挙区)
	候補者 氏名 (参議院名簿届出政党等の名称)
記	
ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつてはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	
<p><b>備考</b></p> <p>1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。</p> <p>2 ポスター作成業者が都道府県(国)に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。</p> <p>3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合)には、 ポスター作成業者は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のと おりです。</p> <p>(1) 枚数</p> <p>イ 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙 当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚</p> <p>ロ 参議院比例代表選出議員の選挙 70,000枚</p> <p>(2) 限度額</p> <p>イ 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙 (イ) 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合  $\frac{316,250円 + 541円31銭 \times ポスター掲示場数}{ポスター掲示場数} = \text{単価} \dots \dots 1円未満の端数は$ 切上げ  $\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$ </p> <p>(ロ) 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合  $\frac{316,250円 + 270,655円 + 28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$ $\dots \dots 1円未満の端数は切上げ$ $\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$ </p> <p>ロ 参議院比例代表選出議員の選挙 37円(単価) × 確認された作成枚数 = 限度額</p> <p>5 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合には、当該選挙区におけるポスター掲示場数を記載してください。</p>	

## 第二十八号様式の十一（政見放送用録音・録画証明書の様式）（第十七条の七関係）

その一

政見放送用録音・録画証明書			
次のとおり政見放送用に録音又は録画したものであることを証明します。			
何年何月何日			
何年何月何日執行何選挙(何都道府県) 候補者届出政党名 本部の所在地 代表者 氏名			
記			
録音又は録画の区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 録音の場合	2 録画の場合	
録音・録画業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
録音・録画の種類	録音・録画一種類の単価	複製数	複製金額
	円		円
備考			
備考			
<p>1 この証明書は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の場合の証明書です。</p> <p>2 この証明書は、録音又は録画の実績に基づいて、録音・録画業者ごとに(同一業者が録音及び録画を共にする場合には、録音の場合と録画の場合を別葉にして)かつ都道府県ごとに別々に作成し、候補者届出政党から録音・録画業者に提出してください。</p> <p>3 この証明書には、候補者届出政党が日本放送協会又は基幹放送事業者(公職選挙法第150条第1項に規定する基幹放送事業者をいう。以下同じ。)に提出した政見放送用録音・録画について記載してください。</p> <p>4 録音・録画業者が都道府県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。</p> <p>5 「録音・録画の種類」欄には、契約届出書に記載した番号と同一の番号を記載してください。</p> <p>6 公費負担の限度額は、録音・録画一種類につき次の金額までです。</p> <p>(1) 録音又は録画に要した金額 総務大臣が政見の放送のための録音又は録画一種類の単価として定める金額</p> <p>(2) 複製に要した金額 総務大臣が政見の放送のために必要な複製に要する金額として複製数に応じて定める金額</p> <p>7 日本放送協会及び基幹放送事業者において放送されなかつた録音・録画(公職選挙法第151条の2第2項又は第3項の規定により放送されなかつたものを除く。)に係る金額については、都道府県に支払を請求することはできません。</p> <p>8 録音・録画一種類が二以上の都道府県において放送された場合(公職選挙法第151条の2第2項又は第3項の規定により放送されなかつた場合を含む。)には、録音又は録画に要する金額については、候補者届出政党が録音・録画一種類の契約単価を届け出た一の都道府県にのみ支払を請求することができますので、その届け出た都道府県に関する証明書にのみ記載してください。</p>			

## その二

政見放送用録音・録画証明書		
次のとおり政見放送用に録音又は録画したものであることを証明します。		
何年何月何日		
何年何月何日執行何選挙(何都道府県)		
候補者 氏名		
記		
録音又は録画の区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 録音の場合	2 録画の場合
録音・録画業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名		
録音・録画一種類の単価	複製数	複製金額
	円	円
備考		
<p>1 この証明書は、参議院選挙区選出議員の選挙の場合の証明書です。</p> <p>2 この証明書は、録音又は録画の実績に基づいて、録音・録画業者ごとに(同一業者が録音及び録画を共にする場合には、録音の場合と録画の場合を別葉にして)別々に作成し、候補者から録音・録画業者に提出してください。</p> <p>3 この証明書には、候補者が日本放送協会又は基幹放送事業者(公職選挙法第150条第1項に規定する基幹放送事業者をいう。以下同じ。)に提出した政見放送用録音・録画について記載してください。</p> <p>4 録音・録画業者が都道府県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。</p> <p>5 公費負担の限度額は、録音・録画一種類につき次の金額までです。</p> <p>(1) 録音又は録画に要した金額 総務大臣が政見の放送のための録音又は録画一種類の単価として定める金額</p> <p>(2) 複製に要した金額 総務大臣が政見の放送のために必要な複製に要する金額として複製数に応じて定める金額</p> <p>6 日本放送協会及び基幹放送事業者において放送されなかつた録音・録画(公職選挙法第151条の2の規定により放送されなかつたものを除く。)に係る金額については、都道府県に支払を請求することはできません。</p>		

## 第二十八号様式の十二（請求書の様式）（第十七条の八関係）

その一

## 請　　求　　書

(選挙運動用自動車の使用)

公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事（総務大臣）あて

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつてはその代表者の氏名

記

1 請求金額 円

2 内 訳

別紙請求内訳書のとおり

3 何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

4 候補者の氏名

（参議院名簿届出政党等の名称）

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

## 備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したもの）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合（参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合）には、都道府県（国）に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙) その1

請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約  
により自動車を使用した場合)

使 用 年 月 日	運 送 金 額(イ)	基 準 限 度 額(ロ)	請 求 金 額	備 考
何 年 何 月 何 日	円 台 円 ( ) × ( ) =	円 台 円 $64,500 \times ( ) =$	円	
何 年 何 月 何 日	円 台 円 ( ) × ( ) =	円 台 円 $64,500 \times ( ) =$	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

その2

請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約  
により自動車を使用した場合)

## (1) 自動車の借り入れ

使 用 年 月 日	借 入 れ 金 額 (イ)	基 準 限 度 額 (ロ)	請 求 金 額	備 考
何 年 何 月 何 日	円 台 円 ( ) × ( ) =	円 台 円 $16,100 \times ( ) =$	円	
何 年 何 月 何 日	円 台 円 ( ) × ( ) =	円 台 円 $16,100 \times ( ) =$	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

## (2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
何年何月何日		円 1 ( )×( )=			
何年何月何日		円 1 ( )×( )=			
計		円	円	円	

備考

- 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

## (3) 運転手

雇用年月日	報酬(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
何年何月何日	円	12,500円	円	
何年何月何日	円	12,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

その二

請求書  
(通常葉書の作成)

公職選挙法施行令第109条の7第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事(総務大臣)あて

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

記

1 請求金額 円

## 2 内 訳

- 別紙請求内訳書のとおり
- 3 何年何月何日執行何選挙(何選挙区)
- 4 候補者の氏名  
(参議院名簿届出政党等の名称)
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

## 備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した通常葉書作成枚数確認書及び通常葉書作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合)には、都道府県(国)に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

## 請 求 内 訳 書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価(A)	枚数(B)	金額(A)×(B)=(C)	単価(D)	枚数(E)	金額(D)×(E)=(F)	単価(G)	枚数(H)	金額(G)×(H)=(I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

## 備考

- 1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。
- (1) 確認書により確認された作成枚数が35,000枚以下の場合 7円95銭
  - (2) 確認書により確認された作成枚数が35,000枚を超える場合
- $$\frac{278,250\text{円} + 6\text{円}88\text{銭} \times (\text{当該作成枚数} - 35,000)}{\text{当該作成枚数}} \cdots 1\text{銭未満の端数は切上げ}$$
- 2 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

その三

請 求 書

(ビラの作成)

公職選挙法施行令第109条の8において準用する第109条の7第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事(総務大臣)あて

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつてはその代表者の氏名

記

1 請求金額 円

2 内 訳

別紙請求内訳書のとおり

3 何年何月何日執行何選挙(何選挙区)

4 候補者の氏名

(参議院名簿届出政党等の名称)

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合)には、都道府県(国)に支払を請求することはできません。
- この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。
- 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価(A)	枚数(B)	金額(A)×(B)=(C)	単価(D)	枚数(E)	金額(D)×(E)=(F)	単価(G)	枚数(H)	金額(G)×(H)=(I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

## 備考

- 1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。
- (1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 7円73銭
  - (2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
- $$\frac{386,500\text{円} + 5\text{円}18\text{銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} \cdots \cdots 1\text{銭未満の端数は切上げ}$$

- 2 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

その四

請 求 書  
(選挙事務所用立札・看板の作成)

公職選挙法施行令第110条の2第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事(総務大臣)あて

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつてはその代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円  
2 内訳  
別紙請求内訳書のとおり  
3 何年何月何日執行何選挙(何選挙区)  
4 候補者の氏名  
(参議院名簿届出政党等の名称)  
5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

## 備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙事務所用立札・看板作成数確認書及び選挙事務所用立札・看板作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合)には、都道府県(国)に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

## 請求内訳書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 (A)	数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
円		円 56,613	円		円	円		円	

## 備考

- 1 (E)欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
- 2 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の数を記載してください。

## その五

## 請求書

(自動車等取付用立札・看板の作成)

公職選挙法施行令第110条の3において準用する第110条の2第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事(総務大臣)あて

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつてはその代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳  
別紙請求内訳書のとおり
- 3 何年何月何日執行何選挙(何選挙区)
- 4 候補者の氏名  
(参議院名簿届出政党等の名称)
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

## 備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した自動車等取付用立札・看板作成数確認書及び自動車等取付用立札・看板作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合)には、都道府県(国)に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、契約業者等(法

人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請求内訳書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価(A)	数(B)	金額(A)×(B)=(C)	単価(D)	数(E)	金額(D)×(E)=(F)	単価(G)	数(H)	金額(G)×(H)=(I)	
円		円 53,601	円		円	円		円	

備考

- 1 (E)欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
- 2 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の数を記載してください。

その六

請求書

(個人演説会場用立札・看板の作成)

公職選挙法施行令第125条の3において準用する第110条の2第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事あて

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつてはその代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳  
別紙請求内訳書のとおり
- 3 何年何月何日執行何選挙(何選挙区)
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した個人演説会場用立札・看板作成数確認書及び個人演説会場用立札・看板作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、都道府県に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出す

る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請　求　内　訳　書

作　成　金　額			基　準　限　度　額			請　求　金　額			備　考
単　価 (A)	数　(B)	金　額 (A) × (B) = (C)	単　価 (D)	数　(E)	金　額 (D) × (E) = (F)	単　価 (G)	数　(H)	金　額 (G) × (H) = (I)	
円		円 40,954	円		円	円		円	

備考

- 1 (E)欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
- 2 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の数を記載してください。

その七

請　求　書

(ポスターの作成)

公職選挙法施行令第110条の4第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事(総務大臣)あて

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつてはその代表者の氏名

記

- 1 請求金額　　円
- 2 内　訳
- 別紙請求内訳書のとおり
- 3 何年何月何日執行何選挙(何選挙区)
- 4 候補者の氏名  
(参議院名簿届出政党等の名称)
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金　融　機　関　名		本　・　支　店　名	
金　融　機　関　コ　ー　ド		支　店　コ　ー　ド	
預　金　種　別		口　座　番　号	
ふ　り　が　な			
口　座　名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください

ださい。

- 2 候補者が供託物を没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合)には、都道府県(国)に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請　　求　　内　　訳　　書

選挙区におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価(A)	枚数(B)	金額(A)×(B)=(C)	単価(D)	枚数(E)	金額(D)×(E)=(F)	単価(G)	枚数(H)	金額(G)×(H)=(I)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合には、「ポスター掲示場数」の欄に、ポスター作成証明書の「当該選挙区におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。
  - (1) 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙
    - イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合  

$$\frac{316,250\text{円} + 541\text{円} \times 31\text{枚} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} \dots\dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$
    - ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合  

$$\frac{316,250\text{円} + 270,655\text{円} + 28\text{円} \times 35\text{枚} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} \dots\dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$
  - (2) 参議院比例代表選出議員の選挙 37円
- 3 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

その八

請　　求　　書

(政見放送用の録音・録画)

公職選挙法施行令第111条の5第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事あて

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

記

1 請求金額 円

## 2 内 訳

別紙請求内訳書のとおり

3 何年何月何日執行何選挙(何都道府県)

4 候補者届出政党の名称

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

## 備考

- 1 この請求書は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の場合の請求書です。
- 2 この請求書は、候補者届出政党から受領した政見放送用録音・録画証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 3 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

## 請求内訳書

## (1) 録音の場合

録音の種類	録音単価(A)	録音基準限度額(B)	複製数	複製金額(C)	複製基準限度額(D)	請求金額			備考
						録音に要した金額(E)	複製に要した金額(F)	計(E)+(F)=(G)	
	円	円		円	円	円	円	円	
	円			円	円	円	円	円	
	円			円	円	円	円	円	
計						円	円	円	

## 備考

- 1 「録音の種類」欄には、録音・録画証明書の「録音・録画の種類」欄に記載された番号と同一の番号を記載してください。
- 2 (D)欄には、総務大臣が政見の放送のために必要な複製に要する金額として複製数に応じて定める金額を記載してください。
- 3 (E)欄には、(A)欄と(B)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (F)欄には、(C)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

## (2) 録画の場合

録画の種類	録画単価(A)	録画基準限度額(B)	複製数	複製金額(C)	複製基準限度額(D)	請求金額			備考
						録画に要した金額(E)	複製に要した金額(F)	計(E)+(F)=(G)	
	円	円		円	円	円	円	円	
	円			円	円	円	円	円	
	円			円	円	円	円	円	
計						円	円	円	

## 備考

- 1 「録画の種類」欄には、録音・録画証明書の「録音・録画の種類」欄に記載された番号と同一の番号を記載してください。
- 2 (D)欄には、総務大臣が政見の放送のために必要な複製に要する金額として複製数に応じて定める金額を記載してください。
- 3 (E)欄には、(A)欄と(B)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (F)欄には、(C)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

その九

請求　　求　　書

(政見放送用の録音・録画)

公職選挙法施行令第111条の5第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事あて

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつてはその代表者の氏名

1 請求金額　　円

2 内　　訳

別紙請求内訳書のとおり

3 何年何月何日執行何選挙(何都道府県)

4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、参議院選挙区選出議員の選挙の場合の請求書です。
- 2 この請求書は、候補者から受領した政見放送用録音・録画証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 3 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請求　　内　　訳　　書

(1) 録音の場合

録音単価 (A)	録音基準 限度額 (B)	複製数	複製金額 (C)	複製基準 限度額 (D)	請求金額			備考
					録音に要した金額 (E)	複製に要した金額 (F)	計(E)+(F) =(G)	
円	円		円	円	円	円	円	

## 備考

- 1 (D)欄には、総務大臣が政見の放送のために必要な複製に要する金額として複製数に応じて定める金額を記載してください。
- 2 (E)欄には、(A)欄と(B)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 (F)欄には、(C)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

## (2) 録画の場合

録画単価 (A)	録画基準 限度額 (B)	複製数	複製金額 (C)	複製基準 限度額 (D)	請求金額			備考
					録画に要 した金額 (E)	複製に要 した金額 (F)	計(E)+(F) =(G)	
円	円		円	円	円	円	円	

## 備考

- 1 (D)欄には、総務大臣が政見の放送のために必要な複製に要する金額として複製数に応じて定める金額を記載してください。
- 2 (E)欄には、(A)欄と(B)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 (F)欄には、(C)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

第二十八号様式の十三(証票交付申請書の様式) (第十七条の九関係)  
その一

## 証 票 交 付 申 請 書

年 月 日

何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理会委員長)氏名あて

公職の候補者等の氏名

住所

(電話 )

職業

公職選挙法施行令第110条の5第4項の証票の交付を受けたいので、同条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 公職の種類

2 証票交付申請枚数 枚

3 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

事務所の所在地	立札及び看板の類の枚数

備考1 この申請書は、申請者が公職の候補者等の場合の様式である。

- 2 公職の候補者等とは、公職選挙法施行令第110条の5第1項に規定する公職の候補者等をいう。
- 3 公職の候補者等本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

その二

## 証票交付申請書

年 月 日

何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理会委員長)氏名あて

後援団体の名称

代表者の氏名

主たる事務所の所在地

(電話 )

公職選挙法施行令第110条の5第4項の証票の交付を受けたいので、同条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 推薦し、又は支持する公職の候補者等の氏名、住所、職業及び公職の種類

氏名

住所

(電話 )

職業

公職の種類

2 政治団体としての届出先

3 証票交付申請枚数 枚

4 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

事務所の所在地	立札及び看板の類の枚数

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第110条の5第5項の同意をします。なお、私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の総数は 枚です。

年 月 日

公職の候補者等の氏名

備考1 この申請書は、申請者が後援団体(公職選挙法第199条の5第1項に規定する後援団体をいう。)の場合の様式である。

2 公職の候補者等とは、公職選挙法施行令第110条の5第1項に規定する公職の候補者等をいう。

3 後援団体の代表者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

## 第二十八号様式の十四(五人要件文書等の様式)(第十七条の十関係)

## 五人要件文書

本政党(政治団体)は、所属する衆議院議員又は参議院議員を、下記のとおり5人以上有しております、公職選挙法第150条第1項第2号イ(1)に該当するものであります。

何年何月何日

### 政党その他の政治団体の名称

### 本部の所在地

代表者 氏名

記

氏名	衆議院議員又は参議院議員の別	選挙区	選挙執行年月日	備考
アマゾン				

備考

- 「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。
  - 令第111条の第8項の場合には、「備考」欄に「前議員」と記載しなければならない。
  - 所属する衆議院議員又は参議院議員として五人要件文書にその氏名を記載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書(添付書類1)及び令第111条の第8項又は第3項の規定によりその氏名を記載することができないとされている者の氏名を記載していないことを政党その他の政治団体の代表者が誓う旨の宣誓書(添付書類2)を添付しなければならない。
  - 政党その他の政治団体の代表者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

(添付書類1)

## 承諾書

何年何月何日に執行される(任期が満了することに伴う・事由が生じた)何選挙の何選舉区において、何政党(政治団体)に所属する衆議院議員(参議院議員)として五人要件文書に記載されることを承諾します。

何年何月何日

### 衆議院議員(參議院議員)(何選挙区)

氏名  
政党その他の政治団体の名称 代表者 氏名あて  
備考 「何選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。

(添付書類2)

宣誓書

何年何月何日に執行される(任期が満了することに伴う・事由が生じた)何選挙において、公職選挙法施行令第111条の8第2項又は第3項の規定によりその氏名を記載することができないとされている者を本政党(政治団体)に所属する衆議院議員又は参議院議員としてその氏名を五人要件文書に記載していないことを誓います。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称  
本部の所在地  
代表者 氏名

## 第二十八号様式の十五(参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送に係る要件該当確認書の様式)(第十七条の十関係)

## 参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送に係る要件該当確認書

何年何月何日執行の何選挙における本政党(政治団体)の得票総数は何票であり、本政党(政治団体)は、公職選挙法第150条第1項第2号イ(2)に該当するものであります。

何年何月何日

### 政党その他の政治団体の名称

## 本部の所在地

代表者 氏名

(内訳)

備考

- 衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、公職の候補者別の得票数の内訳を記載しなければならない。衆議院議員の総選挙における比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、選挙区分別の得票総数の内訳を記載しなければならず、その場合において「公職の候補者の氏名」の欄には当該政党その他の政治団体の名称を記載しなければならない。参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、当該政党その他の政治団体に係る各参議院名簿登載者の得票総数を含むものを記載しなければならない。
  - 政党その他の政治団体の代表者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

## 第二十九号様式（新聞広告掲載証明書の様式）（第二十条関係）

その一

## 新聞広告掲載証明書

候補者		住所
立候補届出年月日	氏名	候補者届出政党名

右の者は、何年何月何日執行の何選挙の候補者であつて、公職選挙法第百四十九条第一項の規定による新聞広告を掲載することができることを証明する。

何年何月何日

何選挙長 氏

名印

## 備考

- 1 この様式は、衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の新聞広告についての様式である。
- 2 候補者の候補者届出政党名欄には、その者について公職選挙法第八十六条第二項又は第三項の規定による届出があつたときは、その所属する党派名を記載するものとする。
- 3 候補者の氏名欄には、その者について当該選挙の選挙長の認定した通称があるときは、その通称を記載するものとする。

その二一

## 新聞広告掲載証明書

候補者		住所	
年立候補届日	氏名	所属党派名	所

右の者は、何年何月何日執行の何選挙の候補者であつて、公職選挙法第百四十九条第四項の規定による新聞広告を掲載することができるものであることを証明する。

何年何月何日

何選挙長 氏

名印

## 備考

- 1 この様式は、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙における候補者の新聞広告についての様式である。
- 2 候補者の氏名欄には、その者について当該選挙の選挙長の認定した通称があるときは、その通称を記載するものとする。

その三一

## 新聞広告掲載証明書

政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名	候補者届出年月日

右の団体は、何年何月何日執行の何選挙の候補者届出政党であつて、都(何道府県)において公職選挙法第百四十九条第一項の規定による新聞広告を掲載することができるものであることを証明する。

何年何月何日

都(何道府県)選挙管理委員会委員長 氏

名印

備考 この証明書は、衆議院小選挙区選出議員の選挙において、候補者届出政党が新聞広告の掲載の申込みをする場合に、新聞広告横おおむね九・六センチメートル、縦一段組の寸法、ことに一枚必要です。

## その四

## 新聞広告掲載証明書

政党その他の政治団体の名称	略称
本部の所在地	
代表者の氏名	
名簿届出年月日	

右の団体は、何年何月何日執行の何選挙の衆議院名簿届出政党等であつて、何選挙区において公職選挙法第百四十九条第一項の規定による新聞広告を掲載することができるものであることを証明する。

何年何月何日

何選挙長 氏

名印

## 備考

- 1 この証明書は、衆議院比例代表選出議員の選挙において、新聞広告の掲載の申込みをする場合に、新聞広告横おおむね九・六センチメートル、縦一段組の寸法ごとに一枚必要です。
- 2 この証明書に記載された衆議院名簿届出政党等の当該選挙区における得票総数が当該選挙区における有効投票の総数の百分の二に満たない場合には、公職選挙法第百四十九条第六項ただし書の規定により無料で新聞広告を行うことができないため、新聞広告を掲載した新聞社等（公職選挙法施行規則第二十条第一項に規定する新聞社等をいう。）は、国に支払を請求することはできません。

## その五

## 新聞広告掲載証明書

政党その他の政治団体の名称	
本部の所在地	
代表者の氏名	
名簿届出年月日	略称

右の団体は、何年何月何日執行の何選挙の参議院名簿届出政党等であつて、公職選挙法第百四十九条第三項の規定による新聞広告を掲載することができるものであることを証明する。

何年何月何日

何選挙長 氏 名 印

## 備考

- 1 この証明書は、参議院比例代表選出議員の選挙において、新聞広告の掲載の申込みをする場合に、新聞広告横おおむね九・六センチメートル、縦一段組の寸法ごとに一枚必要です。
- 2 この証明書に記載された参議院名簿届出政党等の得票総数(当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者の得票総数を含むものをいう。)が当該選挙における有効投票の総数の百分の一に満たない場合には、公職選挙法第百四十九条第六項ただし書の規定により無料で新聞広告を行うことができないため、新聞広告を掲載した新聞社等(公職選挙法施行規則第二十条第一項に規定する新聞社等をいう。)は、国に支払を請求することはできません。

第二十九号様式の二（新聞広告掲載承諾通知書の様式）（第二十条関係）  
その一  
新聞広告掲載承諾通知書

何年何月何日執行の何選挙について、次の者の新聞広告を掲載することについて承諾いたしますので通知します。

候補者の氏名	広告を掲載する新聞紙名	朝、夕刊の予定の別	広告を掲載する予定日	広告料金
何年何月何日				

所在地  
新聞社等名

代表者 氏

名

何選挙長 氏  
名あて

備考

1 この様式は、衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙において候補者が新聞広告をする場合の様式である。

- 2 候補者の氏名欄には、その者について当該選挙の選挙長の認定した通称があるときは、その通称を記載するものとする。
- その二  
新聞廣告掲載承諾通知書

何年何月何日執行の何選挙について、次の団体の新聞廣告を掲載することについて承諾いたしますので通知します。

政党その他の政治団体の 名 称	本 部 の 所 在 地	代 表 者 の 氏 名	廣 告 を 掲 載 す る 新 聞 紙 名	朝 、 夕 刊 の 予 定 の 別	廣 告 を 掲 載 す る 予 定 日	廣 告 料 金	広 告 の 掲 載 寸 法
所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地

何年何月何日

広告料金	広告の掲載寸法	広告を掲載する予定日	朝、夕刊の予定の別	広告を掲載する新聞紙名	代表者の氏名	本部の所在地	政党その他の政治団体の名称
							略称
							備考

都(何道府県)選挙管理委員会委員長 氏 名 あて  
 備考 この様式は、衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が新聞広告をする場合の様式である。  
 その三

#### 新聞広告掲載承諾通知書

何年何月何日執行の何選挙について、次の団体の新聞広告を掲載することについて承諾いたしますので通知します。

新聞社等名

代表者 氏

名

何年何月何日

所 在 地  
新聞社等名

代表者 氏  
名

何選挙長 氏  
名 あて

備考

- 1 この様式は、衆議院比例代表選出議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が新聞広告をする場合の様式である。
- 2 公職選挙法施行規則第十九条第八項ただし書の規定の適用を受ける場合には、備考欄に、当該適用に係る紙面の呼称及び当該紙面に掲載される記事の主として関係する区域等新聞広告の状況の要を記載するものとする。
- 3 公職選挙法施行規則第十九条第九項の規定の適用を受ける場合には、備考欄に、同項に規定する紙面組合せ区域に係る各紙面ごとに、当該紙面の呼称、当該紙面に掲載される記事の主として関係する区域及び当該紙面の広告料金等新聞広告の状況の要を記載するものとする。

## その四

## 新聞広告掲載承諾通知書

何年何月何日執行の何選挙について、次の団体の新聞広告を掲載することについて承諾いたしますので通知します。

政党その他の政治団体の 名 称	本 部 の 所 在 地	代 表 者 の 氏 名	広 告 を 掲 載 す る 新 開 紙 名	朝 、 夕 刊 の 予 定 の 别	広 告 を 掲 載 す る 予 定 日	広 告 の 掲 載 尺 法	何 年 何 月 何 日
略 称							

所 在 地  
新聞社等名

代表者 氏

名

何選挙長 氏  
名 あて

備考 この様式は、参議院比例代表選出議員の選挙において参議院名簿届出政党等が新聞広告をする場合の様式である。

## 第三十号様式（会計帳簿の様式）（第二十二条関係）

## 1 収入簿

月 日	金額又は見 積額	種 別	寄 附 を し た 者			金錢以外の寄附及びその 他の収入の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団 体名	職 業		
	円						
合 計							

## 備考

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入を記載するものとする。
- 2 債務の免除、保証その他金錢以外の財産上の利益の收受については、その債務又は利益を時価に見積った金額を記載するものとする。
- 3 寄附及びその他の収入が金錢以外のものであるときは、「金錢以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 4 寄附の中金錢、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
- 5 「種別」の欄には寄附金とその他の収入との区別を明記するものとする。
- 6 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

## 2 支出簿

月 日	金 額 又 は 見 積 額			支出の 目的	支 出 を 受 け た 者			金錢以外の支 出の見積の根拠	支 出 を し た 者 の別	備 考
	金錢支出	金錢以外 の支出	合 計		住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団 体名	職 業			
	円	円	円							
合 計										

## 備考

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載するものとする。
- 2 この帳簿には、（一）立候補準備のために支出した費用 （二）選挙運動のために支出した費用の二科目を設けて（又は各々分冊して）記載し、「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記するものとする。
- 3 この帳簿の各科目には、（一）人件費 （二）家屋費（（イ）選挙事務所費 （ロ）集合会場費等） （三）通信費 （四）交通費 （五）印刷費 （六）広告費 （七）文具費 （八）食料費 （九）休泊費 （十）雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- 4 金錢の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中「金錢支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金錢以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは、「金錢以外の支出」の欄に時価に見積った金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。

前項の場合において「金錢支出」と「金錢以外の支出」とは、別行に記載するものとする。

- 5 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 6 「支出の目的」の欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。
- 7 支出の中金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- 8 専ら在外選挙人の投票に関する選挙運動で国外においてするものに関する支出については、その旨を「備考」欄に記載するものとし、当該支出の合計を記載するに当たつては、これ以外の支出と区別し、外書として括弧を付して記載するものとする。
- 9 選挙運動に係る公費負担対象支出(選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成、選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成又は政見放送のための録画等に係るもの)については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。
- 10 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

## 第三十一号様式(報告書の様式)(第二十三条関係)

## 選挙運動費用収支報告書

- 1 何年何月何日執行 何選挙 (何選挙区)  
 2 公職の候補者 住 所  
     氏 名  
     (参議院名簿届出政党等の名称)  
 3 何月何日から (第何回分)  
   何月何日まで  
 4 収入の部

月 日	金額又は見積額	種 別	寄附をした者			金銭以外の寄附 及びその他の収入の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
	円						
計	寄附						
	その他の収入						
	計						
前	寄附						
回	その他の収入						
計	計						
総	寄附						
	その他の収入						
額	総 計						

参考
----

## 5 支出の部

月 日	金額又は 見積額	区 分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	備 考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は 団体名	職業		
	円							
計	立候補準備のための支出							
	選挙運動のための支出							
	計							
前	立候補準備のための支出							
回	選挙運動のための支出							
計	計							

総額	立候補準備のための支出							
	選挙運動のための支出							
	総 計							
支出のうち公費負担相当額	項目	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A)×(B)=(C)				
	選挙運動用通常葉書の作成	円	枚	円				
	ビラの作成	円	枚	円				
	ポスターの作成	円	枚	円				
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円	枚	円				
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円	枚	円				
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	円	枚	円				
	政見放送のための録画等							円
計								円

この報告書は、公職選挙法の規定に従つて作製したものであつて、眞実に相違ありません。

何年何月何日

出納責任者 住 所

氏 名

#### 備考

- 1 収入の部においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。
- 2 収入の部中「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記するものとする。
- 3 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額(選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成、選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成又は政見放送のための録画等に係るもの)を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。
- 4 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。
- 5 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載するものとする。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載するものとする。
- 6 精算届後の報告書にあつては、「収入の部」「支出の部」とともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載するものとする。
- 7 収入の部の記載については第三十号様式収入簿の備考中2から6までの例により、支出の部の記載については同様式支出簿の備考中3から9までの例によるものとする。
- 8 出納責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、出納責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第三十一号様式の二（領収書等を徵し難い事情があつた支出の明細書の様式）（第二十三条関係）

領収書等を徵し難い事情があつた支出の明細書

支出の年 月日	支出の金 額	区 分	支 出 の 目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徵 し難かつた事情
	円			

- 1 何年何月何日執行 何選挙(何選挙区)
- 2 公職の候補者 氏 名  
(参議院名簿届出政党等の名称)
- 3 出納責任者 氏 名

備考

- 1 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区別を明記するものとする。
- 2 「支出の目的」の欄は、第三十号様式支出簿の備考中6の例により記載するものとする。

第三十一号様式の三(振込明細書に係る支出目的書の様式)(第二十三条関係)

振込明細書に係る支出目的書

支 出 の 費 目	支 出 の 目 的

- 1 何年何月何日執行 何選挙(何選挙区)
- 2 公職の候補者 氏 名  
(参議院名簿届出政党等の名称)
- 3 出納責任者 氏 名

備考

- 1 「支出の費目」の欄は、第三十号様式支出簿の備考中3の例により記載するものとする。
- 2 「支出の目的」の欄は、第三十号様式支出簿の備考中6の例により記載するものとする。
- 3 支出の目的ごとに別葉とするものとする。
- 4 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出するものとする。

第三十二号様式（報告書の要旨の公表の様式）（第二十四条関係）

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 何年何月何日執行 何選挙(何選挙区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する

支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) _____円

3 報告書の要旨

候補者氏名		候補者届出政党、参議院名 簿届出政党等又は所属党派		期間	何月何日から
					何月何日まで
出納責任者 氏 名					第何回分

収入	支出
主たる寄附	人件費
(氏名) (団体名)	家屋費
(職業)(寄附額)	選挙事務所費
円	集合会場費
何某 何何何	通信費
何某 何何何	交通費
	印刷費
	広告費
	文具費
	食糧費
	休泊費
	他の 寄附
	その他の 寄附
	その他の 収入
今回計	雑費
前回計	今回計
総計	前回計
	総計

何某 何何何

何某 何何何

その他の  
寄附

その他の  
収入

今回計

前回計

総計

円

家屋費

選挙事務所費

集合会場費

通信費

交通費

印刷費

広告費

文具費

食糧費

休泊費

他の  
寄附

その他の  
寄附

その他の  
収入

雑費

今回計

前回計

総計

支出のうち 公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	円
	ビラの作成	円
	ポスターの作成	円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	円
	政見放送のための録画等	円
	計	円

報告書受理年月日	何年何月何日 第何回報告分
----------	---------------

## 備考

- 1 各候補者の記載の順序は、参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙においては「あいうえお」順とし、参議院比例代表選出議員の選挙においては参議院名簿届出政党等毎に「あいうえお」順とする。
- 2 「候補者届出政党、参議院名簿届出政党等又は所属党派」の欄には、衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、法第86条第1項の規定による届出があつたときは候補者届出政党の名称を、同条第2項又は第3項の規定による届出があつたときは候補者の所属する党派名を記載するものとし、参議院比例代表選出議員の選挙においては、参議院名簿届出政党等の名称を記載するものとし、その他の選挙（衆議院比例代表選出議員の選挙を除く。）においては、公職の候補者の所属する党派名を記載するものとする。
- 3 「主たる寄附」の欄には、寄附のうち寄附者別の寄附額が衆議院小選挙区選出議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙にあつては3万円以上のもの、その他の選挙にあつては1万円を超えるものについて記載するものとし、「その他の寄附」の欄には、これらの寄附以外の寄附について、その総計を何件 何円と一括記載するものとする。
- 4 専ら在外選挙人の投票に関する選挙運動で国外においてするものに関する支出については、支出の各欄ごとに外書として括弧を付して記載するものとする。

第三十二号様式の二（令第百二十九条第九項の規定による届出書の様式）（第二十九条の一関係）

届出書

公職選挙法第百九十七条の二第一項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長（中央選挙管理委員会委員長）氏名あて

何選挙候補者 氏 名  
(参議院名簿届出政党等の名称)

記

氏名	住所	年齢	性別	使用する者の別	使用する期間	備考
----	----	----	----	---------	--------	----

- 備考
- 一 「使用者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあつては「事務員」と、専ら公職選挙法第百四十二条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあつては「手話通訳者」と、専ら要約筆記（同法第百九十七条の二第一項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者にあつては「要約筆記者」と記載するものとする。
- 二 公職選挙法第百五十五条第一項第二号イ又はロに掲げる者が同条第二項の政見の放送のための録画をする場合において、その者が同法第百九十七条の二第二項の規定により専ら手話通訳のために使用する者に対して報酬を支給するときは、「使用者の別」の欄に、同法第八十六条の四第一項、第二項、第五項の規定による届出のあつた日から当該選挙の期日の前日までの間のいずれかの日（その日に使用する者が当該専ら手話通訳のために使用する者を含め五十人を超えない日に限る。）を記載し、「備考」の欄に「公職選挙法施行令第百二十九条第七項に規定する場合である」と記載するものとする。
- 三 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その旨を「備考」欄に記載するものとする。
- 四 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第三十一号様式の三（推薦団体確認申請書の様式）（第二十九条の三関係）

第三十一号様式の三（推薦団体確認申請書の様式）（第二十九条の三関係）

推薦団体確認申請書

何選挙における本政治団体（会、連盟等）の推薦候補者は、次のとおりであります。公職選挙法第二百一条の四第一項の規定の適用を受ける政治団体であることを確認願いたく、ここに申請します。

何年何月何日

記	推 薦 候補者 氏名	選 挙 区	立候補届出年月日
	何選挙管理委員会委員長 氏 名あて	事務所所在地 右代表者 氏 名	

備考  
政治団体の代表者が本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合は委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ふこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第三十一号様式の四（推薦団体の推薦候補者とされることの同意書の様式）（第二十九条の四関係）

条の四関係)

推薦団体の推薦候補者とされることの同意書

私は、何選挙において、何政治団体（会、連盟等）が、公職選挙法第二百一条の四第一項の規定の適用を受けるにつき、同政治団体（会、連盟等）の推薦候補者とされることに同意いたします。

何年何月何日

何政治団体（会、連盟等）代表者 氏名あて 候補者 氏名

## 第三十三号様式（令第百二十九条の四の規定による申請書の様式）（第三十条関係）

## 政治団体確認申請書

何選挙における本政党（公、連盟等）の所属候補者（支援候補者）は、次（別紙）のとおりであります。公職選挙法第二百一条の六第一項ただし書（法第二百一条の七第二項において準用する同法第二百一条の六第一項ただし書（法第二百一条の八第一項ただし書）（法第二百一条の九第一項ただし書）の規定の適用を受ける政治団体であることを確認願いたく、ここに申請します。

何年何月何日

政治団体名  
事務所所在地右代表者  
氏名

名

総務大臣 何選挙管理委員会委員長 氏名あて

記別紙

一 所属候補者（支援候補者）数 何人（何年何月何日現在）

番号	候補者氏名	選挙区	立候補届出年月日

備考

「所属候補者」には、参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿登載

者を含むものとし、参議院名簿登載者については、「選挙区欄には「比例代表」

と記載し、「立候補届出年月日」欄には参議院名簿届出年月日を記載するものと

する。

二 政治団体の代表者が本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提

出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理

人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと、ただし、政治団体の代表者本人の

署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第三十四号様式（政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書の様式）（第三十一条関係）

三十一  
条関係

政党その他の政治団体の支援候補者とされることの

同意書

私は、何選挙において、何党(会、連盟等)が公職選挙法第二百一条の九第一項ただし書の規定の適用を受けるにつき、同党(会、連盟等)の支援候補者とされることに同意いたします。

何年何月何日

候補者 氏 名

何党(会、連盟等)代表者 氏名あて

第三十五号様式（政談演説会開催届出書の様式）（第三十一条の一関係）

政談演説会開催届出書

何年何月何日執行何選挙の政談演説会を次のとおり開催いたしたいから届け出ます。  
何年何月何日

何選挙管理委員会委員長 氏名あて  
政治団体名  
事務所所在地  
右代表者 氏  
名

開催日時	使用する施設の名称

政談演説会開催届出書交付番号第 号

総務省  
省 総務  
印

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。



西区大字小呂島 大島二、九八八番地から一、九九〇番地までの地域（通称沖ノ島）

古志岐島  
浜町男女群島 岐宿町姫島  
小値賀町野崎島

三三

馬毛島  
三島村  
屋久島町口永良部島  
宇検村枝手久島  
　　懶戸内町与路島及び諸島

本部町水納島  
久米島町奥武島  
多良間村水納島  
竹富町新城島、字西表一、九六四番地から二、四七六番地までの地域（通称船浮）、字崎山一番地から八九五番地までの地域（通称網取）及び鳩間島

市蘭市	釧路市	網走市	留萌市	苦小牧市	稚内市	紋別市	根室市	石狩市
厚岸町	松前町	江差町	寿都町	增毛町	枝幸町	浦河町	広尾町	福島町
利尻富士町	利尻町	奥尻町	岩内町	苦前町	礼文町	利尻町	利尻町	森町
利尻富士町	天塩町	余市町	余市町	余市町	余市町	余市町	余市町	せたな町

鰺ヶ沢町 深浦町 大間町

陸前高田市  
釜石市

仙沼市  
名取市

鹿市  
にかほ市



神戸市	兵庫区	中央区
姫路市	尼崎市	明石市
美方郡	明石市	洲本市
和歌山市	相生市	豊岡市
和歌山县	南あわじ市	淡路市
日高郡	有田市	田辺市
西牟婁郡	新宮市	
東牟婁郡		
鳥取市	境港市	
島根県		
松江市	浜田市	
隱岐郡	出雲市	大田市
岡山県	北区	中区
岡山市	東区	南区
倉敷市	玉野市	笠岡市
広島県		備前市
広島市		
呉市	竹原市	三原市
豊田郡	尾道市	福山市
山口県	大竹市	
下関市	萩市	防府市
大島郡	下松市	岩国市
熊毛郡	光市	廿日市市
徳島県	長門市	江田島市
徳島市	柳井市	周南市
香川県		
高松市	丸亀市	坂出市
小豆郡	観音寺市	さぬき市
香川郡	東かがわ市	三豊市
仲多度郡		
愛媛県		
松山市	今治市	宇和島市
西宇和郡	八幡浜市	新居浜市
南宇和郡	西条市	大洲市
高知県	伊予市	四国中央市
高岡郡	西予市	
幡多郡		
安芸郡		
福岡市		
北九州市		
福岡県		
福岡市		
東洋町	奈半利町	
黒潮町		
門司区	若松区	戸畠区
東区	小倉北区	
博多区	小倉南区	
中央区	八幡東区	
西区	八幡西区	
香美町	西ノ島町	隠岐の島町
琴浦町	大崎上島町	
岩美町	山陽小野田市	
那智勝浦町	周防大島町	
串本町	上関町	
由良町	牟岐町	
白浜町	土庄町	
西ノ島町	小豆島町	
西ノ島町	直島町	
西ノ島町	多度津町	
西ノ島町	美波町	
西ノ島町	海陽町	

大牟田市	柳川市	大川市	豊前市	宗像市	糸島市
遠賀郡	佐賀県	京都郡	佐賀市	唐津市	伊万里市
杵島郡	佐賀県	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市
藤津郡	佐賀県	東彼杵郡	大分市	大村市	平戸市
北松浦郡	佐賀県	南松浦郡	東国東郡	別府市	中津市
熊本県	熊本県	八代市	那霸市	佐伯市	臼杵市
水俣市	水俣市	宇城市	鹿児島県	日向市	津久見市
大分県	大分市	天草市	鹿児島市	串間市	豊後高田市
大分市	大分市	宮崎市	宮崎市	東臼杵郡	日南市
東国東郡	東国東郡	延岡市	延岡市	東臼杵郡	日向市
宮崎県	宮崎県	宮崎市	宮崎市	鹿児島県	串間市
沖縄県	沖縄県	石垣市	石垣市	鹿児島市	東臼杵郡
那覇市	那覇市	宮古島市	宮古島市	鹿児島市	延岡市
沖縄県	沖縄県	枕崎市	枕崎市	阿久根市	宮古島市
大島郡	大島郡	阿久根市	阿久根市	出水市	指宿市
熊毛郡	熊毛郡	出水市	出水市	指宿市	西之表市
鹿児島県	鹿児島県	指宿市	指宿市	薩摩川内市	薩摩川内市
東臼杵郡	東臼杵郡	根室市	根室市	いちき串木野市	いちき串木野市
東臼杵郡	東臼杵郡	根室市	根室市	南さつま市	南さつま市
東臼杵郡	東臼杵郡	枝幸町	枝幸町	志布志市	志布志市
東臼杵郡	東臼杵郡	八戸市	八戸市	屋久島町	屋久島町
青森県	青森県	むつ市	むつ市	瀬戸内町	瀬戸内町
八戸市	八戸市	釜石市	釜石市	今帰仁村	今帰仁村
岩手県	岩手県	塩竈市	塩竈市	門川町	門川町
宮城県	宮城県	気仙沼市	気仙沼市	姫島村	姫島村
秋田県	秋田県				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形市	山形市				
福島市	福島市				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県				
福島県	福島県				
茨城県	茨城県				
千葉県	千葉県				
いわき市	いわき市				
福島市	福島市				
鶴岡市	鶴岡市				
秋田市	秋田市				
山形県	山形県		</		



福岡市  
佐賀県  
長崎県  
唐津市  
南松浦郡  
平戸市  
新上五島町  
博多区  
熊本県  
天草市  
大分県  
宮崎県  
津久見市  
鹿児島県  
日南市  
いちき串木野市  
沖縄県  
那覇市